

# 産地パワーアップ事業 実施要領の制定について

〔 27生産第2391号  
27政統第490号  
平成28年1月20日  
農林水産省生産局長  
農林水産省政策統括官通知 〕

- 改正 平成28年10月11日付け28生産第1135号  
28政統第1000号  
農林水産省生産局長政策統括官通知
- 改正 平成29年4月1日付け29生産第2262号  
29政統第1972号  
農林水産省生産局長政策統括官通知
- 改正 平成30年2月1日付け29生産第1901号  
29政統第1569号  
農林水産省生産局長政策統括官通知
- 改正 平成30年5月16日付け30生産第417号  
30政統第367号  
農林水産省生産局長政策統括官通知
- 最終改正 平成31年2月18日付け30生産第2023号  
30政統第1761号  
農林水産省生産局長政策統括官通知

この度、産地パワーアップ事業について、別紙のとおり産地パワーアップ事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の関係機関への通知については貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導をお願いしたい。

以上、命により通知する。

## 産地パワーアップ事業実施要領

制 定	平成28年1月20日付け27生産第2391号 27政統第490号 農林水産省生産局長政策統括官通知
改正	平成28年10月11日付け28生産第1135号 28政統第1000号 農林水産省生産局長政策統括官通知
改正	平成29年4月1日付け28生産第2262号 28政統第1972号 農林水産省生産局長政策統括官通知
改正	平成30年2月1日付け29生産第1901号 29政統第1569号 農林水産省生産局長政策統括官通知
改正	平成30年5月16日付け30生産第417号 30政統第367号 農林水産省生産局長政策統括官通知
最終改正	平成31年2月18日付け30生産第2023号 30政統第1761号 農林水産省生産局長政策統括官通知

### 第1 趣旨

産地パワーアップ事業の実施に当たっては、産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

### 第2 都道府県等の役割

- 1 都道府県知事は、都道府県事業実施方針を作成し、産地における農作物の収益力向上に向けた取組の方向性を定めるとともに、これに沿った産地パワーアップ計画となるよう地域協議会長等（都道府県協議会長（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「推進事業実施要綱」という。）第2の1の（2）に定める都道府県農業再生協議会の長をいう。）、地域協議会長（推進事業実施要綱第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会の長をいう。）、地域担い手育成総合支援協議会長（地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知）第1の3に定める地域担い手育成総合支援協議会の長をいう。）及び産地協議会長（果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第5の1に定める産地協議会の長をいう。）をいう。以下同じ。）に対して指導・助言を行うものとする。
- 2 地域協議会長等は、産地パワーアップ計画の作成に当たって、地域の抱える課題を整理し、これまで行ってきた手法の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる対策がその解決に向けて効果的なものとなるようにすることはもちろん、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。

- 3 取組主体は、取組主体事業計画の作成に当たっては、生産コスト削減や高収益な作付体系への転換といった取組を通じ、産地の収益力向上につながるものとなるよう留意するものとする。
- 4 都道府県知事及び地域協議会長等は、都道府県事業計画、産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査に当たっては、都道府県又は地域協議会等の構成員になっている市町村に属する補助事業に精通した者が主となり審査するなど精度を高めるように努めるものとする。

### 第3 都道府県事業実施方針の基準

実施要綱第2の3の生産局長等（農林水産省生産局長又は政策統括官をいう。以下同じ。）が別に定める基準は、次のとおりとする。

#### 1 都道府県事業実施方針の趣旨

「攻めの農業」の実現に向け、産地の構造改革を促進していくためには、生産コスト削減や高収益な作付体系への転換、実需者のニーズに応じた生産といった所得向上につながる取組を戦略的に実施することが必要不可欠である。

このため、都道府県知事は、都道府県事業実施方針を作成し、都道府県、市町村及び農業者団体等の関係機関が一体となって、産地における農作物の収益力向上に向けた取組を推進していくものとする。

#### 2 都道府県事業実施方針

本事業を実施しようとする都道府県知事は、別添参考様式に準じて都道府県事業実施方針を作成することとする。同方針においては、本事業が効果を最大限発揮できるよう、当該都道府県において本事業を実施する目的、対象作物、実施要綱別表のメニューに掲げる事業の実施方針、本事業の推進・指導並びに管内の地域協議会長等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等に係る方針及び体制を明確にするものとする。

また、都道府県知事は、都道府県事業実施方針の作成に当たり、次の点に留意するものとする。

- (1) 取組内容を適切かつ簡潔に記載すること。
- (2) 地域の課題を踏まえ、事業の趣旨に即したものとする。
- (3) 地域一体となった集中的な取組となるよう努めること。
- (4) 事業完了後も効果が持続することを期待できる取組であって、対外的にその効果が確認できるものへの重点化を図ること。

#### 3 都道府県事業実施方針に定めるべき事項

都道府県事業実施方針には、2に掲げる事項のほか、次の事項を定めることとする。

##### (1) 取組要件

都道府県知事は、地域の実情を踏まえつつ、効果的かつ重点的に事業を行うために、取組要件を定めるものとする。

##### (2) 取組内容及び対象経費等の確認方法

都道府県知事は、管内の各取組主体が適切に事業を実施しているか及び助成対象経費は適切かを確認するための検査の方法、必要な確認書類、保存期間等を都道府県事業実施方針に明記するものとする。

なお、確認書類は必要かつ最小限のものとする。

- (3) 産地パワーアップ計画の認定の優先順位の設定  
都道府県事業計画に位置付ける産地パワーアップ計画の認定に当たっては、重点的に取組を実施すべき地域や作物等を定めるとともに、ポイント制等の透明性の高い方法により、あらかじめ優先順位等の設定を行うものとする。
- (4) 取組主体助成金の交付方法  
都道府県知事は、取組主体助成金の交付方法等を、都道府県事業実施方針に定めるものとする。  
また、市町村長、地域協議会長等を経由して取組主体助成金を交付する場合は、併せて、その交付方法を都道府県事業実施方針に定めるものとする。
- (5) 事業実施に当たっての取組主体に対する条件  
都道府県知事は、事業実施に当たって取組主体に対して課すべき条件等を、都道府県事業実施方針に定めるものとする。

#### 第4 産地パワーアップ計画の基準

実施要綱第2の4の生産局長等が別に定める基準は、次のとおりとする。

- 1 次の項目が記載されていること。
  - (1) 産地パワーアップ計画の目的・取組を実施する産地の範囲
  - (2) 産地の収益性の向上のための取組内容
  - (3) 取組により期待される効果及びその実現のために地域の関係者が果たす役割
  - (4) 中心的な経営体又は団体の名称及びその取組内容
- 2 生産コストの削減、高付加価値化等を通じて産地の収益性の向上に資する計画と認められること。
- 3 都道府県事業実施方針に即したものであること。
- 4 1の(1)の産地の範囲が第7の面積要件等を満たしていること。
- 5 産地パワーアップ計画に定められた取組等が、次の全てに該当すること。
  - (1) 次のいずれかの取組による収益性の向上の効果に係る成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。
    - ① 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
    - ② 販売額又は所得額の10%以上の増加
    - ③ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
    - ④ 需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%
    - ⑤ 農産物輸出の取組について、
      - ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
      - イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上
    - ⑥ 労働生産性の10%以上の向上
  - (2) 本事業を含む国庫補助事業の実施の有無にかかわらず、収益性の向上の取組が行われること。
  - (3) 中心的な経営体又は団体の取組は、産地パワーアップ計画の目的の実現のために必要なものであり、かつ、将来にわたり、経営が安定的に継続することが見込まれること。

- 6 1 から 5 の適用範囲は、実施要綱別表の I のメニュー欄 1 及び 2 並びに II の取組とすること。

第 5 事業の内容等  
別紙 1 のとおりとする。

第 6 目標年度  
目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、以下の 1 から 3 までに掲げる場合又は取組に係る目標年度は、それぞれ、当該 1 から 3 までに定めるところによるものとする。

- 1 都道府県知事が、品目の特性等を勘案して特に必要があると認める場合  
事業実施年度から起算して 5 年までの範囲内において、都道府県知事が設定する目標年度。この場合においては、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に目標年度及びその設定の考え方を明示するものとする。
- 2 果樹の改植  
事業実施年度から 10 年後
- 3 鹿児島県及び沖縄県に所在する製糖工場における省力化施設・設備の整備を通じた分みつ糖産地の強化の取組  
平成 35（西暦 2023）年度

第 7 面積要件  
実施要綱別表の採択要件のうち生産局長等が別に定める面積要件は、別紙 4 のとおりとする。

第 8 全国事業実施方針兼基金造成計画書の作成及び承認の手続  
基金管理団体は、別記様式第 1 号により、全国事業実施方針兼基金造成計画書（以下「全国実施方針」という。）を作成し、生産局長等に提出し、承認を受けるものとする。なお、全国実施方針に次に掲げる重要な変更を加えようとする場合についても、これに準じた手続により行うものとする。

- 1 事業の中止又は廃止
- 2 基金管理団体の変更
- 3 基金造成計画額の増減

第 9 業務方法書の作成等

- 1 業務方法書の作成  
基金管理団体は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を別紙 5 を参考に作成し、別記様式第 2 号により生産局長等に提出するものとする。
  - (1) 造成した基金に関する事項
  - (2) 都道府県事業実施方針の承認に関する事項
  - (3) 基金管理団体から都道府県への助成金の交付に関する事項
  - (4) 都道府県から基金管理団体への事業実施状況等の報告に関する事項
  - (5) その他業務運営に必要な事項
- 2 業務方法書の承認

- (1) 生産局長等は、基金管理団体から申請のあった1について、その内容が適切であると認められる場合には、速やかにこれを承認し、基金管理団体に通知するものとする。
- (2) 基金管理団体は、業務方法書を変更しようとするときは、1に準じて手続を行うものとする。  
この場合において、生産局長等が行う承認の手続については、2の(1)に準じるものとする。

## 第10 事業実施の手続

### 1 都道府県事業実施方針の提出

都道府県知事は、別記様式第3号により、都道府県事業実施方針を作成し、基金管理団体に提出するものとする。

### 2 都道府県事業実施方針の承認

基金管理団体は、1により提出された都道府県事業実施方針について、その内容が適切であると認められる場合には、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に協議を行った上で、これを承認し、都道府県知事に通知するものとする。

都道府県知事は、都道府県事業実施方針の承認を受けた後、地域協議会長等に都道府県事業実施方針を通知するものとする。

### 3 産地パワーアップ計画

地域協議会長等は、都道府県事業実施方針に則し、別記様式第4号により産地パワーアップ計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。同計画においては、取組主体が別記様式第5号により作成する取組主体事業計画（基金事業（うち生産支援事業等）及び整備事業）を位置づけなければならない。

ただし、別紙1のⅡの(10)の取組については、市町村長を經由して都道府県知事に提出するものとする。

### 4 取組主体事業計画（基金事業（うち効果増進事業））

都道府県協議会長又は地域協議会長は、別記様式第5号により、取組主体事業計画（基金事業（うち効果増進事業））を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

### 5 都道府県事業計画

- (1) 都道府県知事は、3の産地パワーアップ計画の提出を受けた場合は、その内容を審査し、都道府県事業計画の取組内容に位置付けるか否かを地域協議会長等に通知するとともに、別記様式第6号により都道府県事業計画を作成し、地方農政局長に提出するものとする。
- (2) 地方農政局長は、(1)の提出を受けた場合は、内容を確認の上、速やかに都道府県事業計画を承認し、都道府県知事及び基金管理団体に対して通知するものとする。
- (3) 都道府県知事は、地方農政局長から都道府県事業計画の承認を受けた後に、当該都道府県事業計画に含まれている産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画（基金事業（うち効果増進事業））を承認し、別記様式第7号により、地域協議会長等に対して通知するものとする。
- (4) 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の実施要綱及び要領に定める範囲内で、都道府県事業計画の取組内容等を変更することができるも

のとする。

ただし、次に掲げる場合には、(1) から (3) までに準じた手続を行うものとする。

ア 産地パワーアップ計画の成果目標の変更

イ 都道府県知事が実施する事業内容の変更

ウ 取組主体事業計画の次に掲げる変更 ((イ) 及び (ウ) は整備事業に限る。)

(ア) 事業の中止又は廃止

(イ) 取組主体の変更

(ウ) 取組主体における事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増、若しくは事業費又は国庫補助金の30%を超える減

(5) 地域協議会長等は、(3) により都道府県知事より産地パワーアップ計画の承認を受けた場合は、承認を受けた産地パワーアップ計画の取組内容に含まれている取組主体事業計画の承認を行うものとする。

## 第11 都道府県助成金の交付決定

### 1 基金事業

#### (1) 都道府県助成金の交付申請

都道府県知事は、本事業の都道府県助成金の交付を受けようとするときは、別記様式第8号により申請書正副2部を基金管理団体に提出するものとする。

また、都道府県助成金の変更交付申請を行う場合は、別記様式第9号により、変更申請書正副2部を基金管理団体に提出するものとする。

#### (2) 都道府県助成金の交付決定

基金管理団体は、1の申請書の提出があったときは、審査の上、助成金の交付対象となる都道府県事業計画を決定し、都道府県知事に都道府県助成金の交付決定の通知を行うものとする。

### 2 整備事業

補助金の交付申請及び交付決定は、産地パワーアップ事業費補助金交付要綱（平成28年1月20日付け27生産第2392号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるところによるものとする。

## 第12 助成金の請求及び支払

### 1 基金事業

#### (1) 取組主体助成金の請求

取組主体は、事業が完了した場合は、別記様式第10号により取組主体助成金請求書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

#### (2) 取組主体助成金の概算払請求

取組主体は、事業に要する経費について、概算払請求を行う場合は、別記様式第11号により取組主体助成金概算払請求書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業の執行上、特に必要と判断する場合は、これを認めることができるものとする。

#### (3) 都道府県助成金の請求

都道府県知事は、取組主体から提出のあった取組主体助成金請求書について、

審査・検査を行い、助成金の支出が適当と判断される場合は、別記様式第12号により都道府県助成金請求書を作成し、基金管理団体に提出するものとする。

(4) 都道府県助成金の支払

基金管理団体は、都道府県知事から都道府県助成金請求書の提出があった場合は、その内容を確認の上、速やかに都道府県知事に対して都道府県助成金を支払うとともに、支払額の通知を行うものとする。

(5) 取組主体助成金の支払

都道府県知事は、基金管理団体から都道府県助成金の支払を受けた場合は、都道府県事業実施方針に定める交付方法により、取組主体助成金請求書の提出者に助成金を支払うとともに、支払額を別記様式第13号により通知するものとする。

2 整備事業

補助金の請求及び支払は、交付要綱に定めるところによるものとする。

第13 助成金の返納

1 基金事業

都道府県知事は、本事業に係る取組主体助成金の交付を受けた取組主体又は共同申請者（以下「取組主体等」という。）が、交付要綱、実施要綱及びこの要領に定める要件を満たさないこと等が助成金の交付後に判明した場合には、当該取組主体等に指示を行い、基金管理団体に当該助成金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

2 整備事業

都道府県知事は、本事業に係る補助金の交付を受けた取組主体が、交付要綱、実施要綱及びこの要領に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、当該取組主体に指示を行い、地方農政局長に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。

第14 事務の委託

基金管理団体は、当該基金管理団体の運営等に係る規約その他の規程等に定めるところにより、実施要綱別表のⅠのメニューに係る事務の一部を当該基金管理団体以外の者に委託することができるものとする。

第15 事業実施状況報告等

1 取組主体事業実施状況報告

取組主体は、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、別記様式第14号により取組主体事業実施状況報告を作成し、翌年度の6月30日までに地域協議会長等に提出するものとする。

2 産地パワーアップ事業実施状況報告

地域協議会長等は、1の取組主体からの取組主体事業実施状況報告の提出を受けた場合には、別記様式第15号により、産地パワーアップ事業実施状況報告を作成し、報告が提出された年度の7月15日までに、都道府県知事に報告するものとする。

また、地域協議会長等は、事業実施状況報告の内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該取組主体に対して適切な措置を講ずるものとする。



### 3 都道府県事業実施状況報告

都道府県知事は、2の地域協議会長等からの産地パワーアップ事業実施状況報告の提出を受けた場合には、別記様式第16号により、都道府県事業実施状況報告を作成し、報告が提出された年度の7月30日までに、地方農政局長に提出するものとする。

また、都道府県知事は、産地パワーアップ事業実施状況報告の内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該地域協議会及び取組主体に対して適切な措置を講ずるものとする。

地方農政局長は、都道府県知事から提出のあった都道府県事業実施状況の報告について、別記様式第17号により、報告が提出された年度の8月15日までに、基金管理団体に提出するものとする。

基金管理団体及び地方農政局長は、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、当該都道府県知事に対し適切な措置を講ずるものとする。

### 4 基金管理状況報告

基金管理団体は、毎年度、四半期ごとに、実施要綱第4の1により造成した基金の収支について、基金管理状況報告書を作成し、事業実施年度の6月末日、9月末日、12月末日及び3月末日時点のものをそれぞれその日から30日を経過した日までに生産局長等に提出するとともに、その内容を公表しなければならない。

### 5 その他

基金管理団体及び地方農政局長は、都道府県知事に対し、1から3に定める報告以外に、必要に応じ、地域協議会長等又は取組主体ごとの事業実施状況について、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

## 第16 事業の評価

産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 取組主体は、取組主体事業計画の目標年度の翌年度に、取組主体事業計画に定められた目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月30日までに、別記様式第14号により地域協議会長等に報告するものとする。

なお、都道府県知事が特に認める場合については、事業実施年度から4年度目に、果樹の改植については、事業実施年度から5年度目に、中間的な評価を実施するものとする。

- 2 地域協議会長等は、1の取組主体から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価するとともに、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を当該年度の7月15日までに、別記様式第15号により都道府県知事に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、取組主体を指導するものとする。

なお、第4の5の(1)の②及び⑥に基づき成果目標を設定している場合については、以下の算定式により、価格補正を行った上で、評価を行うものとする。ただし、予め価格を固定した契約取引など、市場の需給といった外的要因等による価格変動が生じないときは、価格補正を行わないものとする。

〔販売額の10%以上の増加の場合〕

価格補正後の販売額＝目標年度の実績の販売単価×補正係数  
×目標年度の実績の数量

補正係数＝地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価  
÷地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価

〔所得額の10%以上の増加の場合〕

価格補正後の所得額＝（目標年度の実績の販売単価×補正係数  
×目標年度の実績の数量）－生産コスト

補正係数＝地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価  
÷地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価

〔労働生産性の10%以上の向上の場合〕

価格補正後の労働生産性＝（目標年度の実績の販売単価×補正係数  
×目標年度の実績の数量）÷労働時間

補正係数＝地域（県又は国を含む）の事業実施前年度の販売単価  
÷地域（県又は国を含む）の目標年度の販売単価

- 3 都道府県知事は、2の地域協議会長等から事業評価の報告を受けた場合は、その内容を点検評価し、その結果を当該年度の7月30日までに、別記様式第16号により地方農政局長に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、地域協議会長等及び取組主体を指導するものとする。
- 4 都道府県知事は、点検評価を実施した結果、産地パワーアップ計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合（果樹の改植における中間的な評価にあつては、成果目標の達成が困難と見込まれる場合。以下4において同じ。）には、地域協議会長等に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。  
また、地域協議会長等は、取組主体事業計画に掲げた取組目標の全部又は一部が達成されていない場合には、取組主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 5 地方農政局長は、3の都道府県知事からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、評価結果を生産局長等に報告するとともに、必要に応じ、評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。
- 6 地方農政局長は、5の点検評価の結果、事業計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。
- 7 生産局長等は、5の地方農政局長からの報告を受けた場合には、本事業の関係者以外の者の意見も聴取しつつ、評価結果を取りまとめ、基金管理団体に通知するとともに、次年度の適正な事業の執行及び助成金の交付に反映させるものとする。
- 8 事業評価を行った取組主体、地域協議会長等、都道府県知事、地方農政局長及び生産局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

る。

- 9 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

## 第17 評価結果の反映

### 1 都道府県助成金

- (1) 評価結果の反映は、都道府県ごとに第16に基づき生産局長等が取りまとめた評価結果における産地パワーアップ計画の各成果目標に対する達成度の平均値に基づき行うものとする。ただし、2か年分の評価結果が得られるまでの間は、第4の5の(1)の①から⑥までに定める割合に対する直近年の事業実績の平均値に基づき行うものとする。
- (2) 評価結果を反映した都道府県助成金額は、都道府県知事から提出のあった都道府県事業計画額に、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

達成度	乗率
80%以上	100%
60%以上80%未満	95%
40%以上60%未満	90%
20%以上40%未満	85%
20%未満	80%

### 2 産地パワーアップ計画

産地パワーアップ計画の目標年度の翌年度において、成果目標の達成率が80%に満たなかった地域協議会等については、次年度以降の事業評価により、同達成率が80%以上となるまでの間は、本事業に参加できないこととする。

## 第18 推進指導體制等

### 1 指導及び監督等

- (1) 生産局長等は、実施要綱別表のIの基金事業について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）の3及び4に基づき、各基準に適合するよう基金管理団体に対して指導及び監督を行うとともに、これらの基準に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 基金管理団体及び地方農政局等は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて都道府県知事に対し必要な助言及び指導を行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、本事業の効果的な運営を図るため、地域協議会、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施についての推進指導に当たるものとする。

### 2 適正な執行の確保

- (1) 国は、本事業の適正な執行を確保するため、実施手続等について、別に定めるところにより、本事業の関係部局以外の者の意見を聴取し、その意見を本事業に反映させるものとする。
- (2) 都道府県は、(1) に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。  
ただし、他の方法により本事業の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

## 第19 その他

### 1 交付対象事業の公表

本事業の適正実施と透明性を確保するため、都道府県知事は、助成対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業実施年度の翌年度の7月末までに公表を行うものとする。

### 2 不正行為等に対する措置

都道府県知事は、地域協議会長等又は取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、地域協議会長等及び取組主体に対して適切に指導を行い、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、地域協議会長等又は取組主体は都道府県知事の指導の下、当該不正な行為に関する事実関係及び発生原因、再発防止のために講じる是正措置等について都道府県知事に報告し、都道府県知事は当該報告内容や是正措置等が適切かどうか確認の上、基金管理団体に報告するものとする。

### 3 本事業の実効性確保のための措置

産地パワーアップ計画を作成する地域協議会等は、本事業の実効性を確保するため、次に掲げる措置を講じることとする。

- (1) 原則として、次に掲げるいずれかの者を地域協議会等の構成員に位置付けるよう努めるものとする。
  - ア 担い手農業者組織（都道府県稲作経営者会議等をいう。）の会員たる担い手
  - イ 都道府県農業法人協会の会員たる農業法人
  - ウ 指導農業者（都道府県知事の認定を受けた者であって、農業経営士や普及指導協力員を含む。）
  - エ 青年及び女性農業者（地域で活躍する農業青年クラブの会員等の青年農業者又は、女性農業委員、農業協同組合の女性役員、農業女子プロジェクトメンバー等の女性農業者をいう。）
- (2) 地域協議会等の構成員の選定に当たっては、地域の農業生産の状況を踏まえつつ、地域の主たる産品の担い手の意見が反映されるよう配慮するものとする。

### 4 本事業の採択基準等

別紙7のとおりとする。

### 5 その他

- (1) 基金事業に係る助成金の返納等は、業務方法書に基づき、基金管理団体に対して行うものとする。  
ただし、基金解散後には、地方農政局長の指示を受け、都道府県知事がこれを国に納付するものとする。
- (2) 都道府県事業実施方針の軽微な変更については、都道府県知事から基金管理団

体への提出をもって、基金管理団体の承認があったものとみなすこととする。

この場合、基金管理団体は地方農政局長に写しを提出するものとする。

(3) 農業共済等の積極的活用

取組主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。

附則

この要領は、平成28年1月20日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知の改正前に申請した産地パワーアップ事業の取扱いは、なお、従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前に申請した産地パワーアップ事業の取扱いは、なお、従前の例による。

附則

- 1 この要領は、平成30年2月1日から施行する。
- 2 この要領の改正前に申請した産地パワーアップ事業の取扱いは、第15及び第16並びに別記様式第14号から第16号までを除き、なお、従前の例による。
- 3 この要領の第19の5の(3)に規定する法律の名称については、平成30年4月1日から適用し、平成30年3月31日までについては、農業災害補償法とする。また、収入保険については、平成31年1月1日以後に保険期間が開始する収入保険から適用する。

附則

- 1 この要領は、平成30年5月16日から施行する。
- 2 実施要綱第3の2のただし書により実施する災害等緊急事業については、生産局長等が別に定める実施要領によるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成31年2月18日から施行する。
- 2 この要領の改正前に申請した産地パワーアップ事業の取扱いは、第10の5の手続及び別記様式第4号から第6号までの作成を除き、なお、従前の例による。

## 別紙 1

### 産地パワーアップ事業の内容等

#### I 基金事業

##### 1 生産支援事業

###### (1) 助成対象となる取組の範囲

実施要綱別表の I のメニュー欄 1 の生産支援事業に掲げる取組とする。

###### (2) 取組主体

ア 生産支援事業の取組主体は、実施要綱別表の I の取組主体欄 1 の (1) から (7) に定める者とする。

イ 実施要綱別表の I の取組主体欄 1 の (5) から (7) の生産局長等が別に定める者は、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置づけられた者とする。

###### (3) 補助率

ア 生産支援事業の補助率は、実施要綱別表の I の補助率欄 1 に定めるとおりとする。

なお、都道府県知事は、実施要綱別表の I の補助率欄 1 で定める補助率を上限に、取組がより効果的に行われるよう、取組間の優先度合や事業実施見込み等を勘案して別に補助率を設定することができるものとする。

その場合にあつては、都道府県知事は、都道府県事業実施方針に補助率を明示するものとする。

イ 実施要綱別表の I の補助率欄 1 の (2) のただし書の生産局長等が別に定める場合は、生産資材の導入等の取組のうち、樹園地の若返りのために行う果樹の同一品種の改植（改植に伴い発生する未収益期間（経済的に価値ある水準の収量が得られるまでの期間をいう。以下同じ。）の栽培管理を含む。以下「改植」という。）の場合とし、補助率及び補助額は、次の（ア）から（エ）のいずれかに掲げる補助率又は補助額と（オ）に掲げる額を合計したものとする。

なお、対象品目の区分の考え方については、果実等生産出荷安定対策実施要領（平成13年4月11月付け12生産第2775号農林水産省生産局長通知）第2に準ずるものとする。

###### (ア) かんきつ類の果樹

23万円/10a

###### (イ) 主要果樹

17万円/10a

###### (ウ) りんごわい化栽培等

33万円/10a

###### (エ) (ア) から (ウ) に掲げる果樹以外の果樹

1/2以内

###### (オ) 未収益期間における栽培管理

22万円/10a

###### (4) 助成対象経費

生産支援事業の助成対象経費は、各メニューごとに次に掲げるものとする。

###### ア 農業機械等の導入及びリース導入

第4の5の(1)に掲げる取組に必要な農業機械等の導入及びリース導入に要する経費であつて、次の基準を満たすものとする。

(ア) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(イ) 原則、新品であること。

ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

イ 生産資材の導入等

(ア) 果樹の改植に要する経費

(イ) 高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材（パイプハウスのパイプ、高機能な被覆資材等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費

(ウ) 簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃

ウ 助成対象としない取組

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組

(イ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

(ウ) 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

(エ) 本体価格が50万円未満の農業機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に対する助成

(オ) 毎年度必要となる資材

(カ) 種苗（イの（ア）の場合を除く。）

エ その他の留意点

きのこ及び山菜類を対象とする場合にあっては、農業者等が、複合経営の一環として、他の作物と複合的に経営を行うものであり、かつ肥培管理を行い栽培するものとする。また、都道府県において、予め、きのこ及び山菜類を所掌する部局を含む関係部局間で調整を行うものとする。

なお、きのこを対象とする場合にあっては、その他地域特産物として取り扱い、山菜類を対象とする場合にあっては、野菜として取り扱うものとする。

(5) 農業機械等の導入及びリース導入に係る留意事項

ア 共通

(ア) 取組主体は、農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(イ) 地域協議会等は、農業機械等による事故を防止する観点から、取組主体に対して農作業安全に係る研修に参加するよう指導することとする。

(ウ) 都道府県知事は、対象とする農業機械等で同種同能力のものについて申請によって助成額のバラツキが生じないように、希望小売価格等を参考に上限を定めるなど公平性の確保に努めるものとする。

(エ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

(オ) 取組主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

イ 農業機械等を導入する場合

(ア) 取組主体は、別紙8により費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討するものとし、当該農業機械等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

(イ) 助成対象は、

- ① 経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業機械等
- ② 又は、「単位面積当たりの販売額の増加」や「生産コストの削減」に必要な地域のモデルとなる農業機械等（当該地域において導入事例の無い農業機械等に限る。）

に限るものとする。

(ウ) 農業機械等の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(エ) 取組主体は、農業機械等の導入を行った場合は、交付要綱第23の2に定める財産管理台帳の写しを、地域協議会長等に対しても提出するものとする。

地域協議会長等は、取組主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(オ) 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械等を導入する場合については、次によるものとする。

- ① 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- ② 取組主体は賃借料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費－助成金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- ③ 賃借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、取組主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

(カ) 機械導入を行う者のうち、実施要綱別表のIの取組主体欄1の(5)の農業者は、次の全てに該当すること。

- ① 青色申告（所得税法（昭和40年法律第33号）第143条に規定する納税地の所轄税務署長の承認を得て行う所得税に係る確定申告又は修正申告をいう。以下同じ。）を行っていること等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること
- ② 後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること

ウ 農業機械等をリース導入する場合

(ア) 申請方式については、取組主体とリース契約予定事業者との共同申請を原則とすること。この場合の助成金は、取組主体が選定した農業機械等の購入を行ったリース事業者（共同申請者）へ支払うこととする。

(イ) 農業機械等のリース期間は、産地パワーアップ計画の事業実施期間（年単位とし、1年未満は端数を切り捨てる。）以上で法定耐用年数以内とする。

(ウ) リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{リース物件購入価格（税抜き）} \times \text{助成率（1／2以内）}$$



ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} \times \left( \frac{\text{「リース期間」}}{\text{「法定耐用年数」}} \right) \times \text{助成率（1／2以内）}$$

$$\text{「リース料助成額」} = \left( \text{「リース物件購入価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」} \right) \times \text{助成率（1／2以内）}$$

(エ) 農業機械等のリース導入に対する助成を行う地域協議会等は、本事業が適切に行われるよう、取組主体事業計画書の審査においては、リース事業者の財務状況や過去の実績等の情報について共同申請者であるリース事業者へ照会するなど配慮するものとする。

(6) 生産資材の導入等に係る留意事項

ア 果樹の改植及び簡易な補助暗きよ、明きよ等の作業労賃については、地域の標準的な農作業受託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。

イ 果樹の改植を行う場合の対象品目及び品種は、次に掲げる全てに該当するものとし、都道府県事業実施方針に対象品目及び品種の選定理由とともに明記するものとする。

(ア) 競争力のある品種であると認められること

(イ) 当該都道府県における主要品目（果樹農業振興計画（果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3の第1項に定める果樹農業振興計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた品目をいう。）の品種であること

(ウ) 需要に応じた生産量の維持が必要と認められること

また、産地パワーアップ計画の作成に当たっては、改植の取組の対象品目及び品種を明記するものとし、その選定に当たっては、イの品目及び品種のうち次に掲げる全てに該当するものとする。

a 当該産地における主要品目の品種であること

b 当該産地において生産量の維持が必要と認められること

ウ 改植の実施面積が1カ所当たり地続きでおおむね2アール以上であるものとする。

エ 改植を行う果樹園は、品質向上が期待される技術（本事業により導入する場合を除く。）を導入する予定であること又は既に導入されているものとする。

オ うんしゅうみかん及びりんごを対象とする場合は、生産出荷目標の配分を受けているものとする。

カ イの対象品目・品種の選定その他果樹の改植の取組については、果樹農業振興計画及び果樹産地構造改革計画（「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）に定める果樹産地構造改革

計画をいう。)との整合を図るものとする。

キ 生産資材の導入等の実施に当たっては、対象資材の選定について公正に行うこととする(例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等)。

ク 生産資材等の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度(国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等(天災等に対する補償を必須とする。))に確実に加入するものとする。

#### (7) 優先枠

ICTやロボット技術等の先端技術導入

支援対象は、生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するICTやロボット技術等を活用した事業効果の発現が確実に見込まれる取組とする。

## 2 効果増進事業

### (1) 助成対象となる取組範囲

実施要綱別表のIのメニュー欄2の効果増進事業に掲げる取組とする。

### (2) 取組主体

効果増進事業の取組主体は、実施要綱別表のIの取組主体欄2の(1)及び(2)に掲げる者とする。

### (3) 補助率

効果増進事業の補助率は、実施要綱別表のIの補助率欄2に定めるとおりとする。

### (4) 助成対象経費

効果増進事業の助成対象経費は、次に掲げるものとする。

ア 計画策定等に要する経費

(ア) 旅費

協議会構成団体に属する職員、外部専門家に対する旅費

(イ) 報償費

講師謝礼等

(ウ) 需用費

消耗品費、印刷製本費

(エ) 使用料賃借料

会場借上料等

イ 技術実証に要する経費

(ア) 農業機械等のリース導入及びレンタル導入に要する経費

生産コスト削減等の技術実証の取組に必要な農業機械等のリース導入及びレンタル導入に要する経費であって、次の基準を満たすものとする。

a 本体価格が50万円以上の農業機械等(アタッチメントを含む。)であること。

b 原則、新品であること。

ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、中古農業機械等(法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。)が2年以上の農業機械等をいう。)も対象とすることができるものとする。

(イ) 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

ウ 助成対象としない取組

(ア) 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組

- (イ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）
- (ウ) 他の国の補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- (エ) 本体価格が50万円未満の農業機械等（アタッチメント含む。）のリース導入及びレンタル導入に対する助成
- (オ) 毎年度必要となる資材
- (カ) 種苗
- (5) 効果増進事業の留意事項
  - ア 農業機械等のリース導入及びレンタル導入に係る留意事項は、1の（5）（ウの（イ）及び（ウ）を除く。）に準じるものとする。
  - イ 農業機械の導入実証を行う場合は、複数の農業者又は農業者の組織する団体及び機械メーカー等で構成された協議会を開催し、本事業の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

## II 整備事業

- (1) 補助対象となる施設の範囲
  - 実施要綱別表のIIのメニュー欄に掲げる（1）から（12）の施設とする。
- (2) 取組主体
  - ア 整備事業の取組主体は、実施要綱別表のIIの取組主体欄の（1）から（12）に掲げる者とする。
  - イ （9）の「生産局長等が別に定める中間事業者」は、次に掲げる全ての要件を満たし、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置づけられた者とする。
    - (ア) 対象品目の農産物を加工・業務用原材料として生産者（中間事業者が生産者を兼ねている場合、当該中間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）以外の生産者をいう。）から購入すること。
    - (イ) 食品製造事業者等（中間事業者が食品事業者を兼ねている場合、当該中間事業者（関係会社を含む。）以外の食品製造事業者等をいう。）の需要にあわせた数量、品質、形態等での供給を行うこと。
    - (ウ) 加工・業務用需要対応のため、産地の指導及び育成の取組を行うこと。
    - (エ) 複数の生産者との間で、事業実施から3年以上を契約期間とする基本契約（対象品目の加工・業務用原料供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約するものをいう。）を締結していること。
  - ウ （10）の「生産局長等が別に定める流通業者」は、運輸業者又は卸売業者であって、複数の生産者と一体となって対象品目の青果物の流通コストの低減に取り組むとともに、当該生産者との間に事業実施から3年以上を契約期間とする基本契約（対象品目の青果物の集出荷に係る書面による契約であって、対象となる品目、期間及び数量について約するものをいう。）を締結しており、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置づけられた者とする。
  - エ （11）の特認団体は、次のいずれかに該当し、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置づけられた者とする。
    - (ア) 農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。
    - (イ) その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

オ (12) のコンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たし、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置づけられた者とする。

(ア) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

(イ) 施設整備を行う者は、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者（民間事業者の場合は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であること。）とすること。

(ウ) 施設の利用料金を、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

(エ) 代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

(オ) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(カ) 各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

(キ) 次の要件を満たす販売計画を策定していること。

① 販売先及び販売単価について、契約等により安定的に確保できることが見込まれること。

② 事業実施年度又は翌年度の販売量について、契約等に基づく販売量が過半を占めることが確認できること。

### (3) 対象地域

ア 整備事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域（以下「農用地区域」という。）及び生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に基づく生産緑地地区（以下「生産緑地」という。）とする。

ただし、実施要綱別表のⅡのメニューの欄の（10）の生産技術高度化施設のうち高度環境制御栽培施設については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

イ 野菜、果樹、茶及び花きを対象とする整備事業を実施する場合については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域内（生産緑地を除く。）においても実施できるものとし、この場合、実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

### (4) 補助率

整備事業の補助率は、実施要綱別表のⅡの補助率欄に定めるとおりとする。

ア 実施要綱別表のⅡの補助率欄のただし書により生産局長等が別に定める場合は、対象作物がさとうきび又はパインアップルの場合とし、補助率を事業費の10分の6以内とする。

イ 実施要綱別表のⅡの補助率欄のただし書により生産局長等が別に定める場合は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の10分の4以内とするものとする。

- (ア) 稲（種子用を除く。）を対象とした育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合
- (イ) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合
- ウ 実施要綱別表のⅡの補助率欄のただし書の生産局長等が別に定める場合は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の3分の1以内とするものとする。
  - (ア) 乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合
  - (イ) 米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合
  - (ウ) 野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合
  - (エ) 野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合
- (5) 補助対象経費等  
整備事業の補助対象経費や事務手続については、「強い農業づくり交付金対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成17年4月1日付け16生産第8263号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。
- (6) 上限事業費  
整備事業の施設別の上限事業費は、別紙2のとおりとし、これを超えて助成することはできないものとする。
- (7) 施設の補助対象基準  
整備事業で整備する施設については、別紙3に定める各施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。
- (8) 整備事業の実施に係る留意点
  - ア 取組主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の交付の対象外とする。
  - イ 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。  
また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
  - ウ 取組主体は、整備事業の実施に当たり、別紙8により、費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。  
また、実施要綱別表のⅡの採択要件欄の（3）の生産局長等が別に定める場合は、北大東島及び南大東島（以下「遠隔離島」という。）に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合であって、立地条件により建設コストが相当程度増加することが明らかな場合とし、これに該当する場合は、投資効率の算定を要さないものとする。
  - エ 整備事業を実施した取組主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範につい

て」(平成17年3月31日付け16生産第8377農林水産省生産局長通知)に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

オ 施設の整備に当たっては、都道府県知事及び地域協議会長等は、産地全体の収益性向上に資するものとなるよう、取組主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。

カ 都道府県知事は、実施要領第15の3及び第16の点検評価を実施した結果、本事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合((ア)又は(イ)に掲げる場合等)にあつては、当該取組主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式第18号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

(ア) 施設等の利用率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

(イ) 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

キ 整備事業で実施する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」(平成18年9月8日閣議決定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

ク 施設の整備に対する助成は、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること(いわゆる更新)は、助成の対象外とするものとする。

ただし、既存施設の再編合理化の取組を行う場合は、強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知)の規定を準用するものとする。

ケ 次に掲げるものは、助成の対象外とする。

(ア) 施設の附帯施設のみの整備

(イ) 施設用地の整地や改良などの整備

(ウ) 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの

(エ) 農業以外に使用可能な汎用性の高いものの導入(例:運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)

(オ) 対象施設等以外の資産形成(直接的なものに限る。)(例:農地等不動産の取得に対する助成)

(カ) 他の国の補助金を受けた(又は受ける予定の)経費

コ 施設の能力及び規模は、アンケート調査等により、受益農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる

- 年数等を明らかにすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。
- サ 施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。
- (ア) 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。
- (イ) 必要に応じ、利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組合せ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。
- シ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、助成の対象外とするものとする。
- ス 取組主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
- (ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- (イ) 取組主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「取組主体負担（事業費－助成金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- (ウ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。
- なお、取組主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- セ うんしゅうみかん及びりんごを対象作物とする場合については、果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知）第2の2に基づき、需給調整の適切な推進のため、生産出荷目標の配分を受けている地域において優先的に実施するよう配慮するものとする。
- ソ 海外に向けた販路拡大に係る整備事業を実施する場合にあつては、取組主体が行う、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれなければならないものとする。
- タ 稲、麦、大豆、果樹及び野菜を対象作物とする場合は、取組主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの農業生産工程管理のチェックシートの提出を受けることなどにより、農業生産工程管理の導入が図られるよう努めるものとする。
- ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシートの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。
- また、事業等の取組主体当たりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。
- なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン（平成22年4月農林水産省生産局）の取組事項の内容を含むものとする。
- （注）農業生産工程管理（GAP）とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいう。

チ きのこ及び山菜類を対象とする場合にあっては、農業者等が、複合経営の一環として、他の作物と複合経営を行うものであり、かつ肥培管理を行い栽培するものとする。また、都道府県において、予め、きのこ及び山菜類を所掌する部局を含む関係部局間で調整を行うものとする。

なお、きのこを対象とする場合にあっては、その他地域特産物として取り扱い、山菜類を対象とする場合にあっては、野菜として取り扱うものとする。

ツ 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。

テ 土地利用型作物（稲、麦（小麦、大麦及び裸麦をいう。以下同じ。）及び豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）をいう。）を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、都道府県は、取組主体がその整備する施設を適切に衛生管理できる者であることを確認するものとする。

ト 国産原材料サプライチェーン構築の取組及び青果物広域流通システム構築の取組を行う場合は、強い農業づくり交付金実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産省生産局長、総合食料局長、経営局長通知）の規定を準用するものとする。

ナ 本事業で導入する施設等は、原則、産地パワーアップ計画の対象区域内で生産される原材料を使用することとする。

ただし、実施要綱別表のⅡの取組主体欄の（7）に掲げる民間事業者の取組については、都道府県知事が特に必要と認める場合に限り、施設等の全利用量の過半を占めることを条件に認めることができるものとする。

ニ 施設の利用料金については、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定するものとする。

ヌ 整備を行う者のうち、実施要綱別表のⅡの取組主体欄の（5）の農業者は、次の全てに該当する者とするものとする。

（ア）青色申告を行っていること等により、農業経営に係る経理が家計と分離されていること

（イ）後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること

ネ 本事業により施設を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。

なお、取組主体は、実施要領第15に定める取組主体事業実施状況報告の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写し（以下「共済制度等加入資料」という。）を地域協議会長等に提出するものとし、地域協議会長等は、取組主体から提出された共済制度等加入資料を産地パワーアップ事業実施状況報告の提出にあわせて、都道府県知事に提出するものとする。

## （9）施設の管理運営

### ア 管理運営

取組主体は、本事業により整備した施設を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

### イ 管理委託



施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

ウ 指導監督

都道府県知事は、整備事業の適正な推進が図られるよう、地域協議会長等、取組主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、地域協議会長等又は取組主体を十分に指導監督するものとする。

(10) 優先枠

中山間地域の体制整備の取組

ア 取組内容

支援対象は、中山間地域の収益力強化に必要となる実施要綱別表のⅡのメニュー欄の取組とする。

イ 対象地域等

対象地域は、別紙4のイのとおりとする。

また、中山間地域所得向上計画（中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号、28農振第1337号農林水産省生産局長、農村振興局長通知。）の第2に定める中山間地域所得向上計画をいう。）と連携する産地パワーアップ計画の対象地域は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- (イ) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- (ウ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- (エ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
- (オ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- (カ) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
- (キ) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
- (ク) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島
- (ケ) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯
- (コ) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地帯を除く）
- (カ) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域

ウ 上限事業費

別紙２のとおりとする。

また、中山間地域所得向上計画と連携する産地パワーアップ計画の上限事業費は、別紙２の上限事業費の1.3倍（小数点第１位を四捨五入）とする。

## 産地パワーアップ事業の整備事業の上限事業費

整備事業の内容		上限事業費
育苗施設	水稻（種子用を除く。）共同育苗施設に限る。	育苗対象面積1ヘクタールにつき999千円 ただし、100ヘクタール未満の場合は1,776千円
乾燥調製施設	種子用を除く。	計画処理量1トンにつき452千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用を除く。	米にあつては計画処理量1トンにつき502千円 麦にあつては計画処理量1トンにつき490千円
農産物処理加工施設（稲・麦・大豆）		計画処理量1トンにつき4,940千円
農産物処理加工施設（茶）	仕上茶加工機（抹茶）を整備する場合を除く。	原料の計画処理量1トンにつき1,679千円
集出荷貯蔵施設（りんご）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量1トンにつき421千円 計画処理量1トンにつき135千円
集出荷貯蔵施設（なし）	外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。	計画処理量1トンにつき300千円
集出荷貯蔵施設（かんきつ）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。また、外部品質センサーと内部品質センサーを同時に整備するラインを除く。）	計画処理量1トンにつき189千円 計画処理量1トンにつき90千円 ただし、計画処理量5千トン未満の場合は135千円
集出荷貯蔵施設（野菜）	きゅうり、なす、トマト及びピーマンに限る。	計画処理量1トンにつき270千円、 ただし、150g未満のトマトにあつては計画処理量1トンにつき610千円
産地管理施設	色彩選別機	計画処理量1トンにつき90千円
農作物被害防止施設	防霜施設	7,104千円/ha
	防風施設	46,587千円/ha
生産技術高度化施設	低コスト耐候性ハウス（軒高が3.5m以上のものを除く。）	40千円/m <sup>2</sup>
	ほ場内地下水水位制御システム	3,150千円/ha
	菌類栽培施設（マッシュルームを除く。）	生産量1トンにつき3,200千円
	菌床製造施設（マッシュルームを除く。）	生産量1万個につき9,200千円
種子種苗生産関連施設（稲・麦・大豆）		計画処理量1トンにつき1,113千円
種子種苗生産関連施設（野菜）	温室（軒高が3.5m以上のものを除く。）	35千円/m <sup>2</sup>
有機物処理利用施設	堆肥等生産施設	計画処理量1トンにつき533千円

## 産地パワーアップ事業の施設の基準

実施要綱別表のⅡのメニューの欄の施設整備の補助対象基準は、次のとおりとする。

施設等	補助対象基準
耕種作物施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</li> <li>（a）事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。</li> <li>（b）事業の実施に向けて、取組主体の体制・規模が整備されていること。</li> <li>・ 次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものとは比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ざ桑機、⑩自動毛羽取機</li> </ul> </li> </ul>
育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	
稚蚕飼育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼育能力は、おおむね400箱以上とする。</li> <li>・ 清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕共同飼育施設に限るものとする。</li> </ul>
特定蚕品種供給施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地利用型作物、土地利用型作物の種子及び地域特産物に係る施設とする。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び通気貯留ビンを整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製能力の高度化を含むものとする。</li> <li>・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。</li> </ul>
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用型作物及び土地利用型作物の種子に係る施設とする。</li> <li>・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。</li> <li>・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。</li> <li>・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。</li> </ul>
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	

出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・ 精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	<p>・ 「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設と一体的に整備するものとする。ただし、既存の加工施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。</p> <p>・ 建物を整備する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。</p> <p>・ 農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。</p> <p>また、原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続を図るものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。</p> <p>・ 処理加工品の現地における試験的販売を目的としている場合に限り直売施設を整備できることとし、農産物自動販売機も整備できるものとする。</p> <p>なお、麦、大豆、野菜及びこれらの加工品については、これらを利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な設備も整備できるものとする。</p> <p>・ 土地利用型作物（大豆）の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は能力の増強のみとする。なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。</p> <p>・ 都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。</p>
加工施設	<p>・ 加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする。品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。</p> <p>・ 加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機（荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。以下同じ。）、仕上茶加工機（仕上茶加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。）、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭</p>

	<p>等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・茶の加工施設を食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。</li> </ul>
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。</li> <li>・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。ただし、既存の集出荷施設にこれらの施設を整備する場合は、この限りではない。また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含まないものとする。</li> <li>・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> <li>・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> <li>・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。</li> <li>・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類はこの限りではない。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国産原材料サプライチェーン構築の取組にあつては、原則として、加工・業務用の原材料を集出荷するものとするが、原材料を供給する産地の生産出荷体制を勘案し、加工・業務用原材料の効率的かつ円滑な集出荷に必要な場合にあつては、一部生鮮向けを含むことができる。</li> <li>・都道府県知事が、効率的な農作物の集出荷体制の構築等のために特に必要と認める施設等は、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。</li> </ul>
集出荷施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあつては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。</li> </ul>
予冷施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青果物広域流通システム構築の取組において移動式真空予冷装置を整備する場合は、真空予冷施設をトレーラーの寸法に納め、運搬・移動を可能とした装置とする。また、補助対象は真空予冷装置部のみとし、トレーラー本体は補助対象としないものとする。</li> <li>・青果物広域流通システム構築の取組において保冷コンテナを整備する場合は、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図り、効率的なコールドチェーンを構築するために必要な冷凍・冷蔵機能を有するものとする。</li> </ul>
貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、CA貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。</li> <li>・青果物広域流通システム構築の取組において、拠点保冷貯蔵施設として整備する場合は、流通コストの低減に向けて、トラック輸送から鉄道輸送等への転換を図るため、交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあつても、当該施設に貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> </ul>
選別、調製及び包装施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにIDコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。</li> </ul>
品質向上物流合理化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とし、いわゆる平置き倉庫及びこれに準ずるものは対象としない。なお、整備に当たっては、受益地区内の共同乾燥調製施設（新設のもの及び能力の増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。</li> <li>・広域的な出荷体制を構築するため、品質向上物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。</li> </ul>
穀類広域流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、(a)品質向上物流合理化施設、(b)集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、(c)精米</li> </ul>



	<p>施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。</li> <li>・精米施設を整備する場合には、農業協同組合連合会等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定める全ての要件を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。</li> <li>(b) 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。</li> <li>(c) 取組主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。</li> <li>(d) 当該施設からの米の出荷先については、取組主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。</li> </ul> </li> <li>・国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。</li> </ul>
農産物取引斡旋施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> <li>(b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 茶……………1,000ヘクタール</li> <li>ii こんにゃく……………600ヘクタール</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
青果物流通拠点施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配の全て又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。</li> <li>・国産原材料サプライチェーン構築の取組の場合は対象外とする。</li> <li>・青果物広域流通システム構築の取組においては、産地間連携による複数産地の青果物の集出荷の拠点となる施設とし、流通業者に限り整備することができるものとする。</li> </ul>
残さ等処理施設	
通い容器関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築及び青果物広域流通システム構築の取組の場合に整備することができる。</li> </ul>
附帯施設	
産地管理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。</li> </ul>

分析診断施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。</li> <li>なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。</li> </ul>
附帯施設	
用土等供給施設	・育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。
用土供給施設	・育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
土壌機能増進資材製造施設	・土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。
附帯施設	
農作物被害防止施設	・農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。
防霜施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受電施設は含まないものとする。</li> <li>・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。</li> </ul>
防風施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受電施設は含まないものとする。</li> <li>・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。</li> </ul>
病虫害防除施設	・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農薬廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。

附帯施設	
生産技術高度化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設とする。</li> <li>・当該施設において、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合は、野外への逃亡防止等に万全を期すこと。</li> </ul>
技術実証施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的な新技術の実証に必要な栽培施設等とする。</li> </ul>
省エネルギーモデル温室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。</li> <li>また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。</li> </ul>
低コスト耐候性ハウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとする。</li> <li>・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。</li> <li>・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。</li> <li>・取組主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。</li> </ul>
高度環境制御栽培施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。</li> <li>・設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、農用地区域及び生産緑地地区以外にも設置できるものとする。</li> <li>・太陽光利用型については、整備後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる</li> </ul>

る。ただし、当該風速が35m/s を下回る場合においては35m/s を下限とする。)若しくは50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。

- ・完全人工光型については、整備後の施設は必ず複合環境制御装置及び空調装置を備えているものとする。

空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。

- ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。

- ・スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。

新技術は、農林水産省が過去の補助事業により整備した完全人工光型の施設における生産性の指標を超えることが客観的なデータに基づき立証できるものに限るものとする。

また、完全人工光型の施設に係るスプラウト類、リーフレタス類等の同一の新技術の導入地区数の上限は、関連事業（本事業、強い農業づくり交付金及び農畜産物輸出拡大施設整備事業における高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設の整備をいう。以下この欄及び「高度技術導入施設」の欄において同じ。）を通じ、累計で全国3地区までとし、3地区に達した場合にはより高い生産性の指標に改訂することとする。

- ・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。

特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。

高度技術導入施設

- ・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稲自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。

- ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）又は50kg/m<sup>2</sup>以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する既存の鉄骨（アルミ骨を含む。）のハウス又は建物に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッ

	<p>ド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壌消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。</p> <p>脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設へのエネルギー（電気や熱をいう。）の供給を目的とするトリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目については、生産性や収益力の向上に資する新技術の導入を必須とする。</li> </ul> <p>新技術は、農林水産省が過去の補助事業により整備した完全人工光型の施設における生産性の指標を超えることが客観的なデータに基づき立証できるものに限るものとする。</p> <p>また、完全人工光型の施設に係るスプラウト類、リーフレタス類等の同一の新技術の導入地区数の上限は、関連事業を通じ、累計で全国3地区までとし、3地区に達した場合はより生産性の高い指標に改訂することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を供給できる水準のものとする。</li> <li>・「菌類栽培施設」及び「菌床製造施設」の整備は、マッシュルーム及び菌床栽培きのこを対象とする。</li> </ul>
栽培管理支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯蔵施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壌環境制御施設を整備できるものとする。</li> <li>・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。</li> <li>・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。</li> </ul>
株分施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いぐさに限る。</li> </ul>
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。</li> </ul>
種子種苗生産供給施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。なお、野菜については、これに加え、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行うための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。</li> </ul>

種子種苗処理調製施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。</li> </ul>
種子備蓄施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。</li> </ul>
種子生産高度化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用型作物の種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。</li> </ul>
附帯施設	
有機物処理・利用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥等の製造に必要な施設とする。</li> <li>・適正な品質の堆肥製造に必要な発酵条件の設定に時間がかかるなど、やむを得ない事情により都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、目標年度を当初の目標年度の翌年度とすることができる。</li> </ul>
堆肥等生産施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源を堆肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。</li> <li>・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産された堆肥の需要のほか、既存の堆肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。</li> <li>・堆肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、堆肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。</li> <li>・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 製造された堆肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。</li> <li>(b) 製造された堆肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。</li> </ul> </li> </ul>
堆肥流通施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存の堆肥舎等の有効活用若しくは堆肥の円滑な流通や安定供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存の堆肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、堆肥の需要等を十分に考慮するものとする。</li> </ul>

堆肥発酵熱等利用施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。</li> </ul>
地域資源肥料化処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設や装置（堆肥ペレット化装置等）とする。ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。</li> <li>・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>（a）製造された肥料は、肥料取締法に基づく昭和 61年 2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。</li> <li>（b）製造された肥料の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（土壌 1 kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。</li> </ul> </li> </ul>
附帯施設	

## 産地パワーアップ計画の面積要件

ア 産地パワーアップ計画の作付（栽培）面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	50ヘクタール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。</li> <li>・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たす地区であること。</li> </ul> <p>なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たしていること。</p> <p>（a）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。</p> <p>（b）事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。</p>
	麦	北海道：60ヘクタール 都府県：30ヘクタール	
	豆類		
	大豆	20ヘクタール	
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
	種子		・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。



		稲	種子生産ほ場の面積が25ヘクタール	
		麦	種子生産ほ場の面積が15ヘクタール	
		大豆	種子生産ほ場の面積が5ヘクタール	
畑作物・地域特産物	いも類	北海道：50ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に50ヘクタールを乗じた面積） 都府県：25ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は、構成する市町村数に25ヘクタールを乗じた面積）		
		ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
	かんしょ	50ヘクタール		
	茶	10ヘクタール ただし、事業を効果的に実施できる程度にほ場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。		
	てん菜	50ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条第1項の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。）の区域内にあること。		
	さとうきび	10ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域の区域内にあること。		
		こんにゃく	10ヘクタール ただし、種苗用については30	・地域特産物の栽培ほ場が事業を効率的に実施できる程度に集

		ヘクタール	団化していること又は集団化することが確実に見込まれること。
	そば	5ヘクタール	
	ハトムギ	10ヘクタール ただし、1ヘクタール以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。	
	葉たばこ なたね ホップ	10ヘクタール	
	染料作物	5ヘクタール	
	その他地域特産物	2ヘクタール ただし、菌類栽培施設、菌床製造施設を整備する場合は、延べ床面積とする。	
	蚕	集団化かつ使用している桑園が2ヘクタール以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。 なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあつては、1ヘクタール以上であることとする。	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ヘクタール ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合には、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。	
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	10ヘクタール ただし、沖縄県にあつては5ヘクタール 都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13	

		統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村)において事業を実施する場合2ヘクタールとする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	施設野菜	5ヘクタール 都市近郊地域(「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村)において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
花き	露地花き	5ヘクタール 都市近郊地域(「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村)において事業を実施する場合2ヘクタールとする。ただし、花きの種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。	
	施設花き	3ヘクタール	

	都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において事業を実施する場合5,000平方メートルとする。ただし、花きの種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあっては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 中山間地域等において事業を実施する場合にあっては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

(ア) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき、振興山村に指定された地域

(イ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき、公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

(ウ) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

(エ) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域

(オ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第2条第4項に規定する特定農山村地域として公示された地域

(カ) 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲、麦	10ヘクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	・受益地区内に水田がある場合は次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たす地区であること。なお、受益地区が複数の水田フル活用ビジョン等を策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げる（a）又は（b）の要件を満たしていること。 （a）受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1

	豆類		ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 (b) 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	大豆	10ヘクタール ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	・種子に係る施設を整備する場合も同じとする。
		2ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	種子（稲）	種子生産ほ場の面積が10ヘクタール	・原種又は原原種の場合は、当該原種又は原原種を播種する種子生産ほ場の面積とする。
畑作物・地域 特産物	ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
		北海道：10ヘクタール 都府県：5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	かんしょ	10ヘクタール	
		5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	茶	5ヘクタール	
	てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。）の区域内にあること。	
なたね こんにゃく	5ヘクタール		

	ホップ		
	染料作物	3ヘクタール	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ヘクタール	
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	5ヘクタール	
	施設野菜	3ヘクタール	
花き	露地花き	3ヘクタール	
	施設花き	2ヘクタール	

ウ イの中山間地域等において、実施要綱別表のⅠのメニュー欄1に掲げる生産支援事業の対象となる取組のみを実施する場合は、5戸以上の農業者が参加、又は取組面積が1ヘクタール以上であることとする。

エ 実施要領別紙1のⅡの(10)に規定する優先枠において、中山間地域所得向上計画と連携する産地パワーアップ計画については、ア及びイの定めによらず、本事業に取り組むことができるものとする。

オ 野菜、花き及び果樹の取組において、種子種苗を対象とする場合におけるア及びイの面積は、種子種苗の供給先農業者の受益面積とすることができるものとする。

産地パワーアップ事業 基金管理団体 業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、基金管理団体〇〇〇〇（以下「基金管理団体」という。）が、産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年〇月〇日付け27生産第〇〇号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、産地パワーアップ事業実施要領（平成28年〇月〇日付け27生産第2391号生産局長政策統括官通知。以下「実施要領」という。）、産地パワーアップ事業費補助金交付要綱（平成28年〇月〇日付け27生産第2392号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき行う産地パワーアップ事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 基金管理団体は、その行う業務の重要性に鑑み、実施要綱、実施要領、交付要綱、産地パワーアップ事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定に当たって生産局長等から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に実施要綱第3に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な基金を安全に管理しつつ、本業務方法書に定めた手続に従って、都道府県に対する本事業に係る助成金の交付その他の業務を公正、適正かつ効率的に行わなければならない。

第2章 産地パワーアップ事業の実施

(都道府県事業実施方針の承認)

第3条 基金管理団体は、実施要領第10の2に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県事業実施方針について、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に協議を行った上で、これを承認し、都道府県知事に対して通知するものとする。

なお、都道府県事業実施方針の軽微な変更は、都道府県知事から基金管理団体への提出をもって、基金管理団体の承認があったものとみなす。この場合においては、基金管理団体は地方農政局長に写しを提出するものとする。

(基金管理団体から都道府県への助成金の交付決定)

第4条 基金管理団体は、実施要領第11の1の（2）に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県助成金交付申請書について、審査を行い、助成金の交付が適当を判断される場合は、速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対して助成金交付決定の通知を行うものとする。

また、基金管理団体は、都道府県の事業の執行に当たり、必要な指導・助言を行うものとする。

2 基金管理団体は、実施要領第11の1の（1）後段の規定により都道府県助成金の変更交付申請を行う場合については、実施要領第11の1の（2）に準じた手続きを

行うものとする。

- 3 基金管理団体は、都道府県に都道府県別予算枠を提示した日から起算して6か月を経過しても、同予算枠において都道府県事業計画に位置付けられていない未計画額がある場合は、都道府県に対し速やかに執行見込額を検討させ、その結果、執行の見込みがない額が生じると判断した場合は、都道府県知事に対し都道府県別予算枠の減額提示を行うこととする。
- 4 第3項により減額した都道府県別予算枠を財源とした再提示については、基金管理団体が別に定める都道府県別予算枠算定の考え方により、都道府県別予算枠の変更を行う。

(都道府県助成金の支払)

第5条 基金管理団体は、実施要領第12の1の(4)に定めるところにより、都道府県知事から提出のあった都道府県助成金請求書について、審査・検査を行い、助成金の交付が適当と判断される場合は、速やかに都道府県助成金を支払うとともに、都道府県知事に対して、支払額の通知を行うものとする。

- 2 基金管理団体は、都道府県に対して、取組主体又は共同申請者(以下「取組主体等」という。)が、取組主体事業計画を提出するに当たって、助成金の仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するよう指示しなければならない。

ただし、申請時において当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 3 基金管理団体は、都道府県に対して、第2項のただし書により申請をした取組主体等が、実施要領第12の1の(1)の取組主体助成金請求書を提出するに当たって、消費税及び地方消費税の申告により本事業に要する経費に対する当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを減額して申請するよう指示しなければならない。
- 4 基金管理団体は、第2項ただし書により申請をした取組主体等が、実施要領第12の1の(1)の取組主体助成金請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により本事業に要する経費に対する当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、取組主体等に対して、その金額(前項の規定により減額して取組主体助成金が申請された場合には、当該減額分を上回る部分の金額)について、速やかに都道府県知事に報告させるとともに、都道府県知事を通じて基金管理団体に返納するよう指示しなければならない。

また、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合であっても、取組主体等に対して、第1項の支払額の通知を受けた日から積算して3ヶ月後までにその旨を都道府県知事を通じて基金管理団体に報告するよう指示しなければならない。

(事業要望調査の報告)

第6条 基金管理団体は、生産局長等の指示を受けた上で、都道府県に対して事業要望調査等を実施し、これに対する回答を求めることができるものとする。

- 2 基金管理団体は、前項の事業要望調査等を実施する場合にあっては、生産局長等と協議の上、別に定めた都道府県別予算枠算定の考え方について、都道府県知事に



対しあらかじめ明らかにするものとする。

(事務費)

第7条 基金管理団体の事務費の範囲は、実施要領別紙6のとおりとする。

(助成金の返納)

第8条 本事業に係る取組主体助成金の交付を受けた取組主体等は、当該助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、当該助成金の全部又は一部をその交付を行った都道府県知事の指示を受け、基金管理団体に返納しなければならない。

2 都道府県知事は、取組主体助成金の交付を受けた取組主体等が、実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合には、当該助成金の全部又は一部について、基金管理団体への返納を命じることができるものとする。この場合には、都道府県知事は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を取組主体等に送付しなければならない。

3 前項の助成金の返還を命じられた取組主体等は、前項の期日までに命じられた額を基金管理団体に返納しなければならない。

4 都道府県知事は、第2項の期日を経過してもなお行わない場合には、取組主体等への本事業に係る交付金の交付を停止するとともに、地方農政局長からとるべき措置について指示を受け、その指示の内容について実施しなければならない。

5 基金管理団体は、第1項又は第3項により助成金の返納があった場合は、速やかに生産局長等へ報告するものとする。

### 第3章 基金の管理

(基金の管理)

第9条 基金管理団体は、実施要綱第5により造成した基金について、産地パワーアップ事業基金（以下「事業基金」という。）として勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。

2 基金管理団体は、事業基金を生産局長等の承認を受けた全国実施方針に係る都道府県が自ら行う事業及び本事業に係る助成金の交付以外の用途に使用してはならない。また、当該助成金の交付は、事業基金から行われなければならない。

3 基金管理団体は、事業基金から助成金を交付した事業実施主体及び取組主体ごとに助成金の交付対象となった取組の収支を明確にしておかなければならない。

4 基金管理団体は、事業基金を（金融機関名）・（預金種別）により管理する。

5 基金管理団体は、前項の管理から果実が生じることとなった場合は、事業基金に繰り入れるものとする。

6 基金管理団体は、本事業を終了した場合において、事業基金になお残余があるときは、その国庫への返還手続等について、生産局長等の指示を受けるものとする。

また、本事業が終了する前において、当該事業に補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）3の（4）アの使用見込みの低い基金保有額があるときについても、同じく生産局長等の指示を受けるものとする。

### 第4章 報 告

(都道府県から基金管理団体への事業実施状況の報告)

第10条 基金管理団体は、実施要領第15の3に定めるところにより、地方農政局長から事業実施状況報告の提出を受けた場合は、その内容について点検し、事業計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、都道府県知事に対して、必要な措置を講ずるものとする。

また、基金管理団体は、都道府県知事に対し、実施要領第15に定める報告以外に、必要に応じ、取組主体ごとの事業実施状況等について、提出を求めることができるものとする。

(基金管理団体から生産局長等への基金管理状況の報告)

第11条 基金管理団体は、実施要領第15の4に定めるところにより、基金管理状況報告書を取りまとめ、生産局長等に報告するものとする。

2 基金管理団体は、前項の基金管理状況報告書の作成に当たっては、都道府県、地域協議会等及び取組主体に対して、必要な報告を求めることができるものとする。

(事業の評価結果の反映)

第12条 基金管理団体は、実施要領第16の7に定めるところにより、生産局長等から通知された評価結果を、次年度の助成金の交付に反映させるものとする。

## 第5章 雑 則

(財産の管理等)

第13条 基金管理団体は、都道府県知事、地域協議会長等及び取組主体に対して、本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。

2 取得財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を第10条の6に準じて国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第14条 基金管理団体は、都道府県知事、地域協議会長等を通じて、本事業に係る助成金の交付を受けた者に対して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に準じて、本事業により取得等した財産(以下「取得財産等」という。)を、基金管理団体の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しないよう指示しなければならない。

2 第1項の規定の対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第4号の規定に準じ、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

3 取得財産等の処分を制限する期間(以下「処分制限期間」という。)は、助成金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)第1条及び第3条に定める耐用年数に相当する期間とする。

4 本事業に係る助成金の交付を受けた者は、処分制限期間中において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事、地域協議会長等を通じて

基金管理団体の承認を受けなければならない。

- 5 第4項に規定する手続は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じて行うこととし、基金管理団体は、あらかじめ、地方農政局長の承認を受けなければならない。
- 6 都道府県知事又は市町村長自らが、取得財産等を処分しようとする時は、基金管理団体の承認を受けなければならない。
- 7 第14条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（帳簿の備付け等）

- 第15条 基金管理団体は、都道府県、本事業に係る助成金の交付を受けた地域協議会長等及び取組主体に対して、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するよう指導するものとする。
- 2 基金管理団体は、取得財産等が処分制限期間を経過していない場合においては、前項に規定する書類に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管するよう指導しなければならない。
  - 3 基金管理団体は、必要に応じて、都道府県知事及び地域協議会長に対し、助成金に係る経理内容を調査し、地域協議会長等及び取組主体への助成金の支払の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

（その他）

- 第16条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、生産局長の承認を受け、基金管理団体が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、生産局長等の承認のあった日から施行する。

## 基金管理団体の事務費の範囲

区分	内 容
旅 費	○ 本事業の推進・指導、検査・審査に要する旅費 ○ 外部専門家に対する旅費
賃 金	○ 日々雇用される雑役及び事務補助員に対する賃金（協議会を構成する団体に属する職員の超勤分を含む。）（※）
共済費	○ 臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
報償費	○ 外部専門家に対する謝金
需用費	○ 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具その他消耗品費） ○ 印刷製本費（図面、諸帳簿等の印刷費及び製本費） ○ 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役務費	○ 通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等） ○ 振込手数料
使用料及び 賃借料	○ 会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
委託料	○ 実施要綱別表に係る事務の委託等 ただし、委託料の中に賃金等の人件費がある場合は、欄外の通知（※）が適用される。
雑費	○ 収入印紙代 等

※ 「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

## 産地パワーアップ事業の採択基準等について

実施要領第19の4の規定に基づく本事業の採択基準等は、次のとおりとする。

### I 整備事業

整備事業の採択基準は、次のとおりとする。

#### 第1 採択基準

1 地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）又は基金管理団体に承認を受けた都道府県事業計画のうち、複数年計画として承認を受けた取組主体事業計画については、継続事業の実施に要する国費相当分を優先的に割り当てるものとする。

2 各取組主体事業計画について、別紙9によりポイントを算定することとする。

3 別紙1のIIの(10)に定める中山間地域の体制整備の取組に該当する取組主体事業計画については、優先枠の範囲内で5ポイントを加算できるものとする。

ただし、中山間地域所得向上計画と連携する産地パワーアップ計画の合計が優先枠の範囲に満たない場合には、中山間地域所得向上計画と連携しない中山間地域の産地パワーアップ計画にも加算できるものとする。

4 取組主体事業計画の採択に当たっては、実施要綱及び実施要領に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施の確保について審査を行い、16ポイント以上の取組主体事業計画を選定するものとする。

5 優先枠の対象となる取組主体事業計画及びそれ以外の取組主体事業計画について、4の審査の結果、適正と判断される取組主体事業計画を2で算定したポイントの高い順（同一ポイントを獲得した取組主体事業計画が複数ある場合には、取組主体事業計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順））に並べ、予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、ポイントが上位の取組主体事業計画から順に採択するものとする。

なお、予算の残額が取組主体事業計画に満たない場合は、80%を下限とする範囲内で取組主体事業計画を採択することができる。

6 各都道府県のポイントの一番高い取組主体事業計画の採択と併せて、都道府県附帯事務費を配分するものとする。

7 採択となった取組主体事業計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の取組主体事業計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長が認める場合は、この限りではない。

#### 第2 評価結果の都道府県事業計画の国費への反映

実施要領第17の規定に基づき行うものとする。

#### 第3 予算の配分

採択された取組主体事業計画を事業実施主体ごとに合計し、その合計額を事業実施主体に配分するものとする。

## II 基金事業

基金事業の都道府県別予算枠算定の考え方は、基金管理団体が、実施要領第9の1の規定により定めた業務方法書に基づき、生産局長等と協議の上、定めるものとする。

なお、都道府県別予算枠算定については、実施要領第17の規定に基づき国費への反映を行うものとする。

## 費用対効果分析について

## 1 効果と費用の比較方法

## (1) 投資効率の算定

ア 本事業を実施しようとする取組主体は、次に掲げる①から⑬の施設等の導入を行う場合においては、イからエまでに掲げるところにより、投資効率を算定することとする。

- ① 育苗施設
- ② 乾燥調製施設
- ③ 穀類乾燥調製貯蔵施設
- ④ 農産物処理加工施設
- ⑤ 集出荷貯蔵施設
- ⑥ 産地管理施設
- ⑦ 用土等供給施設
- ⑧ 農産物被害防止施設
- ⑨ 農業廃棄物処理施設
- ⑩ 生産技術高度化施設
- ⑪ 種子種苗生産関連施設
- ⑫ 有機物処理・利用施設
- ⑬ 農業機械

イ 投資効率は、次式に示すとおり、総事業費及び施設等の導入によって得られる年総効果額（2（1）の規定によって算出される年総効果額をいう。以下同じ。）を資本還元したものにより算定するものとする。

なお、既存施設の廃用に伴う損失がある場合には、総事業費と妥当投資額から廃用損失額（デッドコスト）を控除した額とを対比することにより算定するものとする。

ウ 鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、当該施設に従事する者の効果も算入できるものとする。

エ 遠隔離島に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合にあっては、立地条件により建設コストが相当程度増加することが明らかな場合には、当該施設に係る投資効率の算定を要さないものとする。

$$\text{投資効率} = \{(\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額}\} \div \text{総事業費}$$

## (2) 総効果額の算定

## ア 施設ごとの年総効果額の算定

年総効果額は、施設等ごとに次の（ア）から（シ）の当該効果項目の年効果額を合算して算定するものとする。

なお、効果増進事業及び整備事業等を同時に実施する場合、効果増進事業及び生産支援事業を同時に実施する場合、効果増進事業と整備事業及び生産支援事業を同時に実施する場合において、当該効果増進事業の効果が整備事業等の効果と一体不可分である場合に限り、効果増進事業の効果も含めて年効果額を算出することができるものとする。

## （ア）育苗施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果

## （イ）乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果

## （ウ）農産物処理加工施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋雇用創出効果＋地域関連産業波及効果＋その他の効果

（雇用創出効果及び地域関連産業波及効果は、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ見込むことができるものとする。）

## （エ）集出荷貯蔵施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋物流合理化効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果

## （オ）産地管理施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋被害防止生産安定効果＋その他の効果

## （カ）用土等供給施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果

## （キ）農産物被害防止施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋被害防止生産安定効果＋その他の効果

## （ク）農業廃棄物処理施設

年総効果額＝生産コスト節減効果＋副産物産出効果＋生産力維持効果＋その他の効果

## （ケ）生産技術高度化施設

- 年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果
- (コ) 種子種苗生産関連施設  
年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果
- (サ) 有機物処理・利用施設
- i 耕畜連携部門  
年総効果額＝有機物生産量増加効果＋生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋地域生活環境改善効果＋廃棄物処理費節減効果＋その他の効果
- ii 耕種部門  
年総効果額＝有機物生産量増加効果＋生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋廃棄物処理費節減効果＋その他の効果
- (シ) 農業機械  
年総効果額＝生産コスト節減効果＋品質向上効果＋生産力増加効果＋生産力維持効果＋その他の効果

#### イ 各効果の算定方法

##### (ア) 生産コスト節減効果

生産コスト節減効果は、施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することに伴って作物の生産に要する費用（コスト）が節減される効果である。

この効果額は、労働費、諸資材費、維持管理費等の年増減額として算定するものとする。

年効果額＝（事業実施前の（労働費＋光熱動力費＋諸資材費＋維持管理費））×生産規模拡大率－（事業実施後の（労働費＋光熱動力費＋諸資材費＋維持管理費））

- a 農業廃棄物の処理に係るコスト節減については、次の算定式を用いる。（対象：農業廃棄物処理施設）

なお、この場合における「事業実施前の処理及び輸送単価」は、地方公共団体又は処理業者への処理委託費及び指定場所までの輸送費の標準的単価とする。

また、処理単価と輸送単価が区分できない場合には、合計単価を処理単位欄に書くものとする。

年効果額＝事業実施前の処理及び輸送単価×事業実施前の処理量×生産規模拡大率－事業実施後の処理コスト単価×事業実施後の処理量

- b 導入施設で供給される資材を利用することによる受益農業者におけるコスト節減については、次の算定式を用いる。（対象：用土等供給施設、種子種苗生産関連施設）

年効果額＝事業実施により使用量を減少させる資材の節減額－事業実施により使用量を増加させる資材の増加額

- c 導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物に係る施設については、作業受委託の拡大等によりコスト節減がなされる場合、次の算定式を用いる。

年効果額＝（各経営（作付け）規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コスト）についての事業実施前の合計額×生産規模拡大率－（各経営（作付け）規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コスト）についての事業実施後の合計額

- d 導入施設における作業以外の事業実施関連作業について、土地利用型作物以外に係る施設については、作業受委託の拡大等によりコスト節減がなされる場合、次の算定式を用いる。

年効果額＝（各経営（作付け）規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コスト）についての事業実施前の合計額×生産規模拡大率－（各経営（作付け）規模階層の作業面積×各経営（作付け）規模階層の作業コスト）についての事業実施後の合計額

- e 営農の作業の一部を担う施設ではなく、新技术又は新品種の実証のみを実施する施設については、導入施設での新技术実証等の効果を受ける受益農家における生産コスト節減効果を算定するものとする。

##### (イ) 品質向上効果

品質向上効果は、施設等の導入により発生する作物の質的向上に関する効果である。

この効果額は作物の品質の向上等に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。

年効果額＝事業実施後の生産量×（事業実施後の販売単価－事業実施前の販売単価）

- a 種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農家における品質向上効果についても算定するものとする。

- b 農産物処理加工施設の場合は、次の算定式を用いる。なお、これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、この場合、以下において導入施設対象品目に係る生産力増加効果は算定しないものとする。

##### (a) 農産物を処理加工する場合

年効果額＝事業実施後加工品出荷量×事業実施後加工品販売予定単価－事業実施前出荷量×事業実施前平均販売単価

##### (b) 事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合

年効果額＝事業実施後加工品出荷量×事業実施後加工品販売単価－事業実施前加工品販売量×事



## 業実施前加工品販売単価

- (ウ) 生産力増加効果  
生産力増加効果は、施設等の導入により発生する作物の量的増加に関する効果である。  
この効果額は作付面積の増減、単位面積当たり収量の増減等に伴う販売総額の年増減額として算定するものとする。  
年効果額＝事業実施前販売単価×(計画生産量－事業実施前生産量)×所得率－生産コスト節減効果との重複額
- a 種子種苗生産関連施設は、導入施設で供給される資材(種子・種苗)を利用することによる受益農家における生産力増加効果についても算定するものとする。
- (エ) 物流合理化効果  
物流合理化効果は、施設の導入により流通形態等が変化することに伴って流通費用が節減される効果である。  
この効果額は人件費、倉庫借用費等を含む流通経費の年増減額として算定するものとする。  
年効果額＝事業実施後出荷量等×(事業実施前物流経費－事業実施後物流経費)
- a 集出荷貯蔵施設(品質向上物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く)の場合は、次の算定式を用いる。  
年効果額＝事業実施後出荷量等×(事業実施前輸送費×生産規模拡大率－事業実施後輸送費)
- b 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、品質向上物流合理化施設、穀類広域流通拠点施設及び種子種苗生産関連施設の場合は、次の算定式を用いる。  
年効果額＝事業実施後処理量×事業実施後のバラ出荷率×(個袋入出庫経費－バラ出荷に係る入出庫経費)＋事業実施後貯蔵量×倉庫作業経費
- (オ) 副産物産出効果  
副産物産出効果は、施設の導入により生み出されるもみがら等の副産物について堆肥等として利用されることにより、新たな価値が生み出される効果である。  
この効果額は、副産物の販売総額の年増減額等として算定するものとする。  
年効果額＝副産物販売予定数量×副産物販売予定単価－事業実施前の副産物販売額
- (カ) 生産力維持効果  
生産力維持効果は、当該施設等を導入しなかった場合に見込まれる地域の農業所得の減少が阻止されることに関する効果である。  
この効果額は、見込まれる農産物生産量の減少分に販売単価と所得率を乗じて算定するものとする。  
年効果額＝(事業実施前の作付面積－施設を導入しない場合の作付面積)×事業実施前の単収×事業実施前の販売単価×所得率－生産コスト節減効果(労働時間)との重複
- (キ) 被害防止生産安定効果  
被害防止生産安定効果は、当該施設を導入しなかった場合に見込まれる気象変動等を受けて地域の農業所得の減少が軽減されることに関する効果である。  
この効果額は、気象災害等により見込まれる農産物所得減少額として算定するものとする。(対象：農産物被害防止施設)  
年効果額＝(事業実施前における被害により出荷できなくなった量×事業実施前の販売単価＋事業実施前における被害により品質が低下した量×事業実施前における被害による販売単価下落額)－(事業実施後における被害により出荷できない量×事業実施前の販売単価＋事業実施後における被害により品質が低下した量×事業実施前における被害による販売単価下落額)
- a 気象変動による生産量の変動の縮小効果により生産安定化を図る施設については、上記の計算式に事業実施前の10年間の気象災害割合を乗ずるものとする。
- (ク) 雇用創出効果
- a 農家雇用創出効果  
農家雇用創出効果は、当該施設の整備によって農家の雇用が創出される効果である。  
農家又はその家族を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とする。  
農家雇用創出効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定する。  
年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇用により失われる経費
- b 雇用機会増加効果

雇用機会増加効果は、当該施設の整備によって農家及びその家族以外の雇用が創出される効果である。

農家及びその家族以外を雇用した際の人員の賃金の合計から、当該人員が当該施設での雇用により失われることとなる、それまで得ていた賃金を差し引いた額を効果額とする。  
 年効果額＝計画施設の収支計画において支出されることとなっている労務費・雇用費－雇用により失われる経費

雇用機会増加効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定する。

該当地域以外の人員の雇用による効果は、地域関連産業波及効果において算定できるものとする。

(ケ) 地域関連産業波及効果

地域関連産業波及効果は、当該施設の整備により、地域の関連産業における収益の増加する効果である。

当該施設の整備に伴い、関連する産業における増益となる額を効果額とする。

年効果額＝計画施設の整備により地域の関連産業において増益する額

地域関連産業波及効果については、鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定する。

(コ) 有機物生産量増加効果

有機物生産量増加効果は、施設等の導入により有機物の生産量が増加することに伴って、有機物の販売及び施用が増加する効果である。

この効果額は、増加した有機物生産量に販売単価を乗じ、有機物の製造に係る事業実施後の費用の差を引いた年増加額として算定するものとする。

年効果額＝（事業実施後有機物製造量－事業実施前有機物製造量）×地域内販売単価－（事業実施後維持管理費－事業実施前維持管理費）

(サ) 廃棄物処理費節減効果

廃棄物処理費節減効果は、生ゴミ、堆肥や食品産業等からの有機性廃棄物の飼料化により自治体や食品会社の廃棄物処理経費が削減される効果である。

この効果額は、当該施設における廃棄物処理量に処理単価を乗じることで算定する。

年効果額＝事業実施計画の廃棄物処理量×事業実施計画の処理単価

(注) i 生ゴミ、食品残さ等を一体的に処理する場合算定すること。

ii 処理単価は、事業実施地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

(シ) その他の効果

(ア) から (サ) までに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ算定が可能な場合には、効果の内容、算定方法につき地方農政局長等が適当と認めた場合には、年効果額を算定するものとする。

年効果額＝上記以外の効果であって、次の条件を満たす金額化が可能な効果

a 上記の効果と重複していないこと。

b 国内農業生産の維持及び増大に資する効果であること。

ウ 廃用損失額（既存施設残存価値）

事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合は、廃用損失額を算出するものとし、施設ごとに次の算定式によるものとする。

廃用損失額＝既存施設の取得価格×①残存率

①残存率：（耐用年数－使用年数）÷耐用年数

エ 還元率

(ア) 還元率はそれぞれの対策の年総効果額から妥当投資額を算定するために次式により算定する。

還元率＝ $\{i \times (1+i)^n\} \div \{(1+i)^n - 1\}$

i：割引率（資本の装備に必要な資金調達コストであり、費用と効果を現在価値化する時に用いる計数

n：総合耐用年数

割引率は、0.04とする。

(イ) 総合耐用年数は、事業対象工種別事業費・耐用年数表により、次の算式により求めるものとする。

総合耐用年数＝①事業費の合計÷②年事業費の合計

①事業費の合計：各工種（施設、機械）の事業費を合計する。

②年事業費の合計：年事業費を合計する。

工種名（施設、機械）	事業費 ①	耐用年数 ③	年事業費 ②＝①／③
------------	----------	-----------	---------------

○ △ ×	① ⋮ ①'	③ ⋮ ③'	② ⋮ ②'
合計	①の合計	総合耐用年数	②の合計

オ 耐用年数

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定めるところによる。

(3) 総事業費の算定

本事業のみにより効果を算定できる場合には、本事業に係る事業費を総事業費とする。

本事業以外の事業、施設等の効果を勘案して効果額を算定すべき場合には、本事業に係る事業費に、他の事業、他の施設等に係る事業費（事業効果の発生に係る施設等の導入のための投資資金の総額をいう。）を加えた総事業費とする。

2 効果と費用の比較表

1の(1)のアの各施設等について、効果と費用の比較を次の表に準拠して算出するものとする。

(1) 年総効果額

ア 直接効果

(ア) 生産コスト節減効果

事業対象 作目	①事業実施前 の作付面積 (ha)	②事業実施後 の作付面積 (ha)	③生産規模 拡大率 $k = ②/①$
合計			

a 施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果

i 労働費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削減労働 時間 (hr/10a)	②事業前作付面積 (ha)	③農家での削 減労働時間 $① \times ②$ (hr)	④労賃単価 (円/hr)	⑤農家での労 働費の増減額 $③ \times ④$ (千円)	⑦導入施設運営 に係る人件費 (千円)	年効果額 $(⑤ + ⑥) \times k - ⑦$ (千円)
合計							

③' 農家での削減労働時間計

⑥既存共同施設 運営に係る人件費 (千円)
-----------------------------

ii 光熱動力費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業 に係る削除光 熱動力費 (円/10a)	②事業前作付 面積 (ha)	③農家での削 減光熱動力費 $① \times ②$ (千円)	⑤導入施設運 営に係る光 熱動力費 (千円)	年効果額 $(③' + ④) \times k - ⑤$ (千円)
合計					

③' 農家での削減光熱動力費計

④既存共同設運営 に係る光熱動力費 (千円)
------------------------------

iii 諸資材費

作目又は 作業種類・	①農家での作業に係る削減諸資材費				②事業実施前 作付面積	③農家での削 減諸資材費	⑤導入施設運営に 係る諸資材費	年効果額
	袋・箱代	肥料費	農薬費	その他				
合計								

規模階層	(円/10a)	(円/10a)	(円/10a)	(円/10a)	(円/10a)	(ha)	①×② (千円)	(千円)	(③'+④) × k - ⑤ (千円)
合 計									

③' 農家での削減諸資材費計

④既存共同設運営に係る諸資材費  
(千円)

iv 維持管理費

作目又は 作業種類・ 規模階層	①農家での作業に係る削減維持管理費				③導入施設の維持管理費				年効果額 (①+②) × k - ③ (千円)
	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	(千円)	維持修繕費 (千円)	施設保守経費 (千円)	その他 (千円)	
合 計									

②既存共同施設の維持管理費  
(千円)

v コスト節減効果計

(単位：千円)

i 労働費節減効果	
ii 光熱動力費節減効果	
iii 諸資材費節減効果	
iv 維持管理節減効果	
計	

b 農業廃棄物の処理に係るコストの節減効果  
(農業廃棄物処理施設の場合)

作 目	①事業実施前の処理単価 (千円/t)	②事業実施前の輸送単価 (千円/t)	③事業実施前の処理量 (t)	④事業実施前のコスト (①+②) × ③ (千円)	⑤新施設運営コスト (千円)	年効果額 ④' × k - ⑤ (千円)
合 計						

④' 事業実施前のコスト計

c 導入施設で供給される資材を利用することによる受益農業者のコスト節減効果  
(有機物処理・利用施設の場合)

作 目	肥料削減			土壌改良資材削減			有機物投入増加		⑨増加額	⑩事業実施後面積	年効果額
	①化学肥料	②化学肥	③削減額	④土壌改良資	⑤土壌改良	⑥削減額	⑦有機物増加	⑧有機物購入			

	削減予定量 (袋/ha)	料単価 (円/袋)	①×②×⑩ (千円)	材削減予定量 (袋/ha)	資材単価 (円/袋)	④×⑤×⑩ (千円)	予定量 (t/ha)	単価 (円/t)	⑦×⑧×⑩ (千円)	(ha)	③'+⑥'-⑨' (千円)
合 計											

③' 削減額計

⑥' 削減額計

⑨' 増加額計

注：有機物とは、堆きゅう肥、生ゴミ、作物残さ等を含むものとする。

肥料削減、土壌改良資材削減の欄に該当しない場合にも、有機物投入増加の欄には記入する。

(用土等供給施設の場合)

作 目	購入用土等削減			自給用土等増加			⑦事業実施後 面積 (ha)	年効果額 ③'-⑥' (千円)
	①購入用土等 削減予定量 (袋/ha)	②購入用土等 単価 (円/袋)	③削減額 ①×②×⑦ (千円)	④自給用土等 増加予定量 (kg/ha)	⑤用土等購入 単価 (円/kg)	⑥増加額 ④×⑤×⑦ (千円)		
合 計								

③' 削減額計

⑥' 増加額計

(種子種苗生産関連施設の場合)

作 目	自家採種種子等削減			購入種子等増加			⑦事業実施後 面積 (ha)	年効果額 ③'-⑥' (千円)
	①は種量 (kg/ha)	②自家採種種子 等に係る単価 (円/kg)	③削減額 ①×②×⑦ (千円)	④は種量 (kg/ha)	⑤購入種子等 単価 (円/kg)	⑥増加額 ④×⑤×⑦ (千円)		
合 計								

③' 削減額計

⑥' 増加額計

d 導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果

作 業 名	
-------	--

(土地利用型作物(種子用を除く)に係る機械・施設の場合)

経営(作付) 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 (ha)	②規模階層別 平均作業コ スト (円/10a)	③事業実施前の 作業コスト ①×② (千円)	④作業委託 等予定面積 (ha)	⑤作業受託等 予定面積 (ha)	⑥事業実施後の各規 模階層の作業面積計 ①-④+⑤ (ha)	⑦事業実施後の 作業コスト ②×⑥ (千円)	年効果額 ③'×k-⑦' (千円)
○ha未満								
○~○ha								
○ha以上								
合 計								

③' 事業実施前の作業コスト計

⑦' 事業実施後の作業コスト計

(土地利用型作物以外に係る機械・施設の場合)

経営（作付） 規模階層	①事業実施前 各規模階層 の作業面積 (ha)	②規模階層別 平均作業コ スト (円/10a)	③事業実施前 の作業コスト ①×② (千円)	④事業実施後の 各規模階層 作業面積計 (ha)	⑤事業実施後 の作業コスト ④×② (千円)	年効果額 ③' × k - ⑤' (千円)
○ha未満						
○～○ha						
○ha以上						
合計						

③' 事業実施前の作業コスト計 ⑤' 事業実施後の作業コスト計

e 生産コスト節減効果計

(単位：千円)

a	施設等の導入により、地区における営農技術体系、経営規模等が変化することによる生産コスト節減効果	
b	農業廃棄物の処理に係るコスト節減効果	
c	導入施設で供給される資材を利用することによるコスト節減効果	
d	導入機械・施設における作業以外の関連作業に係るコスト節減効果	
	計	

(イ) 品質向上効果

a 生産農産物の品質向上効果

作目	①事業実施後 作付面積 (ha)	②計画単収 (kg. 本. 箱/10a) (いずれかに○)	③事業実施後 生産量 ①×② (kg. 本. 箱) (いずれかに○)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg. 本. 箱) (いずれかに○)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg. 本. 箱) (いずれかに○)	⑥販売単価差額 ⑤-④ (円/kg. 本. 箱) (いずれかに○)	年効果額 ③×⑥ (千円)
合計							

②の計画単収の具体的な見込み方法

⑤の販売予定単価の具体的な見込み方法

b 導入施設で供給される資材（種子・種苗）を利用することによる受益農業者の生産農産物の品質向上効果  
(種子種苗生産関連施設の場合)

作目	①品種転換時 作付面積 (ha)	②計画単収 (kg/10a)	③計画生産量 ①×② (kg)	④事業実施前 平均販売単価 (円/kg)	⑤事業実施後 販売予定単価 (円/kg)	⑥販売単価差額 ⑤-④ (円/kg)	年効果額 ③×⑥ (千円)

合 計							
-----	--	--	--	--	--	--	--

②の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

⑤の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

c 処理加工施設による品質向上効果  
i 農作物を処理加工する場合

加工品名	作 目	①事業実施後 加工品販売量 (kg)	②事業実施後 加工品販売 予定単価 (円/kg)	③加工品販売額 ①×② (千円)	④事業実施前 出荷量 (kg)	⑤事業実施前 平均販売単価 (円/kg)	⑥事業実施前 出荷販売額 ④×⑤ (千円)	年効果額 ③-⑥ (千円)
合 計								

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は、次の(ウ)生産力増加効果では算定しないものとする。  
※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト節減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

ii 事業実施前から処理加工していたものを、事業実施後処理加工量を増加する場合

加工品名	作 目	①事業実施後 加工品販売量 (kg)	②事業実施後 加工品販売 予定単価 (円/kg)	③加工品販売額 ①×② (千円)	④事業実施前 加工品販売量 (kg)	⑤事業実施前 加工品販売単価 (円/kg)	⑥事業実施前 加工品販売額 ④×⑤ (千円)	年効果額 ③-⑥ (千円)
合 計								

※これにより算定した効果には生産力増加効果を含むので、ここで得られた生産力増加効果は、次の(ウ)生産力増加効果では算定しないものとする。  
※加工品販売単価に含まれる光熱水道費、人件費、副原料及び包装費等は生産コスト節減効果のマイナス効果として計上する。

②の販売予定単価の具体的な見込み方法	
--------------------	--

d 品質向上効果計

(単位：千円)

a 生産農産物の品質向上効果	
b 導入施設から供給される資材を利用することによる効果	
c 処理加工施設による効果	
計	



(ウ) 生産力増加効果

a 施設等の導入による生産力増加効果

作目	作付面積 (ha)		単収 (kg/10a)		⑤事業実施前 生産量  ①×③ (kg)	⑥事業実施後 の生産量  ②×④ (kg)	⑦増加生 産量  ⑥-⑤ (kg)	⑧事業実施前 平均販売単価  (円/kg)	⑨所得率	⑩生産コスト削減効果 (労働費) との重複		年効果額  ⑦×⑧ ×⑨-⑩ (千円)
	①現況	②計画	③現況	④計画 (見込)						⑪重複労働時間  (hr)	⑫労賃単価  (円/hr)	
合計												

②の計画作付面積の具体的な見込み方法	
--------------------	--

④の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

⑨の所得率算出の具体的な見込み方法	
-------------------	--

b 導入施設で供給される資材 (種子・種苗) を利用することによる受益農業者の生産力増加効果  
(種子種苗生産関連施設の場合)

作目	①作付面積 (ha)	単収 (kg/10a)			⑤増加生産量 ①×④ (kg)	⑥事業実施前販売単価 (円/kg)	年効果額 ⑤×⑥ (千円)
		②現況	③計画(見込)	④増減 ③-②			
合計							

③の計画単収の具体的な見込み方法	
------------------	--

c 生産力増加効果計

(単位: 千円)

a 導入施設対象作物及び他作物に係る生産力増加効果	
b 導入施設により供給される資材を利用することによる生産力増加効果	
計	

(エ) 物流合理化効果

a 集出荷貯蔵施設 (品質向上物流合理化施設及び穀類広域流通拠点施設を除く) に係る輸送費の増減

作目	出荷先	①事業実施前 出荷量 (ケース・トレイ) (いずれかに○) (単位あたり重量) ( kg)	②事業実施前 輸送費 (円/ケース・トレイ) (いずれかに○)	③事業実施後 出荷量 (ケース・トレイ) (いずれかに○) (単位あたり重量) ( kg)	④事業実施後 輸送費 (円/ケース・トレイ) (いずれかに○)	年効果額  (①×②×k - ③×④)  (千円)
合計						

b 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、品質向上物流合理化施設、穀類広域流通拠点施設及び種子種苗生産関連施設に係る物流経費の増減

作目	①事業実施後 処理量 ( t)	②バラ出 荷比率 (%)	③バラ出 荷量 ①×② ( t)	④個袋入出庫 賃金単価 (円/ t)	⑤フレコン又は 純バラ入出庫賃 金単価 (円/ t)	⑥賃金単 価差額 ④-⑤ (円/ t)	⑦入出庫費低 減額 ③×⑥ (千円)	⑧事業実施後 貯蔵量 ( t)	⑨倉庫作業賃 金単価 (円/ t)	⑩倉庫作業経 費低減額 ⑧×⑨ (千円)	年効果額  (⑦+⑩) (千円)

c 物流合理化効果計

(単位：千円)

a 輸送費低減効果	
b 乾燥調製施設等に係る物流経費低減効果	
計	

(オ) 副産物産出算出効果

副産物製品名	①事業実施前に同じ副産物を販売していた場合の収益  (千円)	②販売予定数量  ( t)	③販売予定単価  (千円/ t)	年効果額  ②×③-① (千円)
合計				

(カ) 生産力維持効果

a 農業生産を維持する効果

作目	作付面積(ha)			④事業実施前の単収  (kg/10a)	⑤減少生産量  ③×④ (kg)	⑥事業実施前販売単価  (円/kg)	⑦所得率	⑧生産コスト節減効果(労働費)との重複		年効果額  (⑤×⑥×⑦-⑧) (千円)
	①事業実施前	②機械・施設を導入しない場合の作付面積(見込)	③増減  ①-②					⑨重複労働時間  (hr)	⑩労賃単価  (円/hr)	



施設名	雇用人員 (人)	①計画賃金 (千円/人・年)	②当該施設での雇用に より失われる収入 (千円/人・日)	年効果額 ③=①-② (日)
計				

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典


c 雇用創出効果計

(単位：千円)

a 農家雇用創出効果	
b 雇用機会増加効果	
計	

(ケ) 地域関連産業波及効果

施設名 項目名	地域関連産業名	①現況取引額 (千円)	②計画取引額 (千円)	③利益率 (%)	年効果額 (②-①) × ③ (千円)
計					

注：鹿児島県及び沖縄県に所在する農産物処理加工施設において、国内産糖事業者が分みつ糖の製造を行う場合についてのみ算定すること。

データ出典


(コ) 有機物生産量増加効果

項目	計算式	数量	単位	備考(算出根拠)
事業実施後有機物製造量	①		t	事業計画資料より
事業実施有機物製造量	②		t	事業計画資料より
有機物製造増加量	③=①-②		t	
地域内販売単価	④		円/t	事業計画資料より
維持管理費	⑤		円	事業計画資料より
有機物生産量増加効果額	⑥=③×④-⑤		千円	

注：有機物とは、堆きゅう肥、生ゴミ、作物残さ等を含み、事業内容に応じて有機物の種類を記入する。

(サ) 地域生活環境改善効果

a 衛生水準向上効果

項目	計算式	数値	単位	備考(算出根拠)

家畜排せつ物（廃棄物）当たり防臭剤等の薬剤散布単価	①	918	円	定数
家畜排せつ物（廃棄物）量	②		t	事業計画資料より
衛生水準向上効果額	③=①×②		千円	

注：民家等と離れている畜舎については、算出しないこと。

b 水質保全効果

項目	計算式	数量	単位	備考（算出根拠）
経産牛	①		頭	事業計画資料より
ふん尿量	②		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
育成牛	③		頭	事業計画資料より
ふん尿量	④		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
〇〇〇	⑤		頭	事業計画資料より
ふん尿量	⑥		kg/頭/年	ふん、尿に含まれるNの総量
年間窒素発生量	⑦=①×②+③×④+⑤×⑥		kg/年	
流失比率	⑧	50	%	定数
処理必要N量	⑨=⑦×⑧		kg/年	
窒素浄化単価	⑩	4,700	円/kg	定数
水質保全効果額	⑪=⑨×⑩		千円/年	

c 地域生活環境改善効果計

(単位：千円)

a 衛生水準向上効果	
b 水質保全効果	
計	

(シ) 廃棄物処理費節減効果

項目	計算式	数値	単位	備考（算出根拠）
廃棄物処理費	①		t	事業計画資料より
処理単価	②		円/t	事業計画資料より
廃棄物処理節減効果額	③=①×②		千円/年	

注1：生ゴミ、食品残さを一体的に処理する場合に算出すること。

注2：処理単価は、実地地域の市町村等の一般廃棄物等の処理単価を使用すること。

(ス) その他の効果

当該効果の内容	当該効果が発生する理由及び他効果との重複が無いことの確認
---------	------------------------------

その他の効果計

(単位：千円)

効果名	
計	

年総効果額

(単位：千円)

1 直接効果	
ア 生産コスト節減効果	
イ 品質向上効果	
ウ 生産力増加効果	
エ 物流合理化効果	
オ 副産物産出効果	
カ 生産力維持効果	
キ 被害防止生産安定効果	
ク 雇用創出効果	
ケ 地域関連産業波及効果	
コ 有機物生産量増加効果	
サ 地域生活環境改善効果	
シ 廃棄物処理費節減効果	
ス その他効果	
合計	

(2) 総合耐用年数の算出

設備名	①耐用年数 (年)	②工事費 (千円)	③年工事費 ②/① (千円)	備考
整備事業小計Ⅰ				
推進事業に係る経費Ⅱ				
その他(設計書、工事雑費)Ⅲ				
合計(Ⅰ+Ⅱ+Ⅲ)				
		②' 工事費計	③' 年工事費計	
総合耐用年数=②' / ③' =			年	

(3) 廃用損失額

名称	損失額(千円)
合計	

(4) 投資効果の総括

区分	千円
①総事業費	

うち整備事業に係るもの	千円	
うち推進事業に係るもの	千円	
②年総効果額 (増設の場合又は同時に他事業等(自力施行含む。)と一体的に施行する場合の補正)	千円/年 千円/年(本事業の総事業費) 本事業の総事業費/(本事業の総事業費+既存施設の残存価格)	
③総合耐用年数	年	
④還元率		割引率
⑤妥当投資額 ②/④	千円	0.04
⑥廃用損失額	千円	
⑦投資効率 (⑤-⑥)/①		

配分基準について

1 各メニューの整備内容は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は、2のとおりとする。

メニュー	施設等	類別													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
土地利用型作物(稲) (新規需 要米を除く。以下同 じ。)	育苗施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
	乾燥調製施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
	穀類乾燥調製貯蔵施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
	農産物処理加工施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
	集出荷貯蔵施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
	産地管理施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
	生産技術高度化施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
土地利用型作物(新 規需要米) (新規需要米は、輸 出用米、米粉用米及 び飼料用米をいう。 以下同じ。)	育苗施設	12	13	14	15	16									
	乾燥調製施設	12	13	14	15	16									
	穀類乾燥調製貯蔵施設	12	13	14	15	16									
	農産物処理加工施設	12	13	17											
	集出荷貯蔵施設	12	13	14	15	16									
	産地管理施設	12	13	14	15	16									
	用土等供給施設	12	13	14	15	16									
	生産技術高度化施設	12	13	14	15	16									
	種子種苗生産関連施設	12	13	14	15	16									
	有機物処理・利用施設	12	13	18											
土地利用型作物(麦)	乾燥調製施設	19	20	21	22	23	24	27							
	穀類乾燥調製貯蔵施設	19	20	21	22	23	24	27							
	農産物処理加工施設	19	20	21	22	23	24	25	27						
	集出荷貯蔵施設	19	20	21	22	23	24	27							
	産地管理施設	19	20	21	22	23	24	25	27						
	生産技術高度化施設	19	20	21	22	23	24	25	26	27					
土地利用型作物(豆 類)	乾燥調製施設	28	29	30	31	32	33	34							
	穀類乾燥調製貯蔵施設	28	29	30	31	32	33	34							
	農産物処理加工施設	28	29	30	34	35	36								
	集出荷貯蔵施設	28	29	30	31	32	33	34							
	産地管理施設	28	29	30	31	32	33	34							
	生産技術高度化施設	28	29	30	31	32	33	34							
土地利用型作物(稲、 麦(大麦、裸麦及び 小麦をいう。以下同 じ。))及び豆類(大 豆、雑豆及び落花生 をいう。以下同じ。) の種子)	乾燥調製施設	37	38	39	40	41	42	43							
	穀類乾燥調製貯蔵施設	37	38	39	40	41	42	43							
	種子種苗生産関連施設	37	38	39	40	41	42	43							
畑作物・地域特産物 (いも類)	育苗施設	44	45	46	47	48	49	50	51	52	55	56			
	産地管理施設	44	45	46	50	51	52	53	54	55	56				
	農産物処理加工施設	44	45	46	47	48	49	50	51	52	55	56			



	集出荷貯蔵施設	44	45	46	50	51	52	53	54	55	56				
	農作物被害防止施設	44	45	52	53	54	55	56							
	種子種苗生産関連施設	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	
	生産技術高度化施設	44	45	46	50	51	52	55	56						
	有機物処理・利用施設	47	48	49	50	52	53	54							
畑作物・地域特産物 (甘味資源作物)	育苗施設	57	58	59	60	62									
	農産物処理加工施設	57	58	59	61	62	63	64	65						
	種子種苗生産関連施設	57	58	59	60	61									
	生産技術高度化施設	57	58	59	61	62									
畑作物・地域特産物 (茶)	農産物処理加工施設のうち荒茶加工機	68	70	72	76	77	79	81	83	84					
	農産物処理加工施設のうち仕上げ加工機	66	72	73	76	77	79	81	82	84					
	集出荷貯蔵施設	69	72	74	78	79	81	82							
	産地管理施設	66	67	71	72	75	79	80							
	生産技術高度化施設の うち栽培管理支援施設	66	67	71	72	75	79	80							
	農作物被害防止施設の うち防霜施設、病害虫防除施設	67	68	71	72	73	79	80	83	84					
畑作物・地域特産物 (いぐさ・畳表)	育苗施設	85	86	87	88	90									
	乾燥調製施設	85	86	87	88	90									
	農産物処理加工施設	85	86	87	88	89	90								
	集出荷貯蔵施設	85	86	87	88	90									
	産地管理施設	85	86	87	88	89	90								
	生産技術高度化施設	85	86	87	88	90									
畑作物・地域特産物 (その他)	育苗施設	91	92	93	94	95	97	98	100						
	乾燥調製施設	91	92	93	94	95	97	98	100						
	農産物処理加工施設	92	93	94	95	96	97	101	102						
	集出荷貯蔵施設	91	92	93	94	95	97	98	100						
	産地管理施設	91	92	93	94	95	97	99	100						
	生産技術高度化施設	91	92	93	94	95	97	99	100						
果樹	育苗施設	103	104	105	106	107	108	109	110	111	114				
	農産物処理加工施設	103	104	105	106	107	108	109	110	111	114				
	集出荷貯蔵施設	103	104	105	107	108	109	110	111	115					
	産地管理施設	103	104	105	106	107	108	109	111	114					
	農作物被害防止施設	104	109	110	111	112	113	114							
	生産技術高度化施設	103	104	105	106	107	108	109	110	111	114	115	116		
	種子種苗生産関連施設	103	104	105	106	107	108	109	110	111	114				
	有機物処理・利用施設	103	104	106	107	108	109								
	農業廃棄物処理施設	103	104	105	106	107	108	109	110	111	114				
野菜	育苗施設	117	118	119	120	121	122	123	124	127					

	農産物処理加工施設	117	118	119	120	121	122	123	124						
	集出荷貯蔵施設	117	118	120	121	122	123	124	128						
	産地管理施設	117	118	119	120	121	122	123	124	127					
	農作物被害防止施設	118	122	123	125	126	127								
	生産技術高度化施設	117	118	119	120	121	122	123	124	127	128	129			
	種子種苗生産関連施設	117	118	119	120	121	122	123	124	127					
	有機物処理・利用施設	117	118	119	120	121	122								
	農業廃棄物処理施設	117	118	119	120	121	122	123	124	127					
花き	育苗施設	130	131	132	133	134	135	136	137	140					
	農産物処理加工施設	130	131	132	134	135	136	137							
	集出荷貯蔵施設	130	131	133	134	135	136	137							
	産地管理施設	130	131	132	133	134	135	136	137	138					
	用土等供給施設	130	131	132	133	134	135	136	137						
	農作物被害防止施設	131	135	137	138	139	140								
	生産技術高度化施設	130	131	132	133	134	135	136	137	140	141	142			
	種子種苗生産関連施設	130	131	132	133	134	135	136	137	140					
	有機物処理・利用施設	130	131	132	133	134	135	136							
	農業廃棄物処理施設	130	131	132	133	134	135	136	137	140					
環境保全型農業 (注) 1	育苗施設	144	145												
	用土等供給施設	143	144												
	農作物被害防止施設	144	145												
	種子種苗生産関連施設	144	145												
	有機物処理・利用施設（地域資源肥料化処理施設を除く。）	143	144												
	有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設	143	144	146											
国産原材料サプライチェーン構築(注) 2	育苗施設	147													
	乾燥調製施設	147													
	穀類乾燥調製貯蔵施設	147													
	農産物処理加工施設	147													
	集出荷貯蔵施設	147													
	産地管理施設	147													
	農作物被害防止施設	147													
	生産技術高度化施設	147													
	種子種苗生産関連施設	147													
青果物広域流通システム構築(注) 3	集出荷貯蔵施設	148													
農畜産物輸出に向けた体制整備(注) 4	耕種作物産地基幹施設整備	149													

(注) 1：環境保全型農業の取組で有機物処理・利用施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、類別146を必須とし、類別143又は144の中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。

2：国産原材料サプライチェーン構築の取組を行う場合は類別147を必須とし、当該施設で取り扱う作物等（野菜、果樹、麦類、

豆類及び地域特産物)の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。

3：青果物広域流通システム構築の取組を行う場合は類別148必須とし、当該施設で取り扱う作物（野菜及び果樹）の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。

4：農畜産物輸出に向けた体制整備の取組を行う場合は、類別149必須とし、対応するメニュー（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜及び花き）及び整備する施設に対応した成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができる。

5：中山間地域の体制整備の取組を行う場合は、対応するメニュー（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜及び花き）及び整備する施設に対応した成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができることに加え、5ポイントを加算することができる。

メニュー	産地基幹施設等	類別																		
		1	2	3	4	5														
穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用(注)1	乾燥調製施設	1	2	3	4	5														
	穀類乾燥調製貯蔵施設	1	2	3	4	5														
	集出荷貯蔵施設	1	2	3	4	5														
集出荷貯蔵施設等再編利用(注)2	集出荷貯蔵施設	6																		
	農産物処理加工施設	6																		
農産物処理加工施設等再編利用(注)3	農産物処理加工施設のうち荒茶加工機	7	8	9	10	11	13	14	15	16	17									
	農産物処理加工施設のうち仕上げ茶加工機	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17								
国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化	国内産いもでん粉工場再編整備	20	21	22	23															
	国内産いもでん粉工場の合理化	20	21	22	23															
	国内産糖工場再編整備	24	25	26	27															
	国内産糖工場の合理化	24	25	26	27															

- (注) 1：穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は類別1から5の中から成果目標を1つ、当該施設で取り扱う作物（稲、麦、大豆等）の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てること。  
 2：集出荷貯蔵施設等再編利用の取組を行う場合は類別6を必須とし、当該施設で取り扱う作物（野菜、果樹及び花き）の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てること。  
 3：農産物処理加工施設等再編利用の取組を行う場合は類別7を必須とし、類別8から17までの中から成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。

2 同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。  
 また複数の作物（メニュー）に関連する施設等の整備を行う場合は、主要な2つの作物（メニュー）の達成すべき成果目標を1つずつ選択するものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標標準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
※新規作物を対象とした施設等の整備を行う場合は、各都道府県1事業実施計画に限り、成果目標に対する現況値ポイントの1つを以下のいずれかの取組で代替できるものとする。 ・各都道府県が策定する普及指導計画に事業実施計画の地区若しくは取組が位置付けられている、又は位置付けられることが確実にあること ・生産者、実需者、学識経験者、地方公共団体、その他関係機関が一体となった推進体制を構築するとともに、構成員の役割を明確にした指導方針を都道府県が策定し、これに基づく指導を行うこと			
土地利用型作物（稲（新規需要米を除く。））		※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・戦略的な販売等のための施設運営を行うため、当該施設において、 ①担い手で構成される組織が施設運営又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合・・・5ポイント ②担い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮に取り組む計画となっている場合・・・3ポイント ・事業対象作物について、GAP認証（GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAP等をいう。以下同じ。）を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合（ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別149の②を選択する場合は、本項目は選べない） ①受益農業者の全て又は受益面積の全てで上記GAPを取得している場合・・・5ポイント ②受益農業者の過半又は受益面積の過半で上記GAPを取得している場合・・・3ポイント	
	1	・小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が10ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・10ポイント 25ポイント以上・・・8ポイント 20ポイント以上・・・6ポイント 15ポイント以上・・・4ポイント	・小売店や個人消費者等に対する直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組（出荷団体等を介した複数者間による直接契約も含む。）について、その取扱量の割合が10.0%以上。 40.0%以上・・・5ポイント 32.5%以上・・・4ポイント 25.0%以上・・・3ポイント 17.5%以上・・・2ポイント

	10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	10.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について ① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・5ポイント ② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・4ポイント ③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・3ポイント ④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・・・・・2ポイント ⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別5の現況値を選択することはできない。
2	・10a 当たり物財費を1%以上削減。 8%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の10a 当たり物財費について 都道府県平均値より15%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・4ポイント 都道府県平均値より5%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・3ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント
3	・10a 当たり労働時間を10%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・10ポイント 22%以上・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・6ポイント 14%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の10a 当たり労働時間について 都道府県平均値より30%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 都道府県平均値より20%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・4ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・3ポイント 又は、 ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3ポイント
4	・品質分析（米の食味値等（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）の結果、①食味値②アミロース値（%）③タンパク値（%）④その他①～③と同程度の品質向上指標、のうち2項目以上が、事業実施年度の前（又は前5中3）より改善されているとともに、タンパク値（%）について分析結果が0.1ポイント以上低下。 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 (a)区分集荷(b)区分販売(c)農家への精算(d)施肥等生産技術への反映について、分析結果を(a)～(d)のうち 4つの項目に反映する場合・・・・・・・・5ポイント 3つの項目に反映する場合・・・・・・・・4ポイント 2つの項目に反映する場合・・・・・・・・3ポイント 1つの項目に反映する場合・・・・・・・・2ポイント	・品質分析（米のタンパク値（%））の結果が、事業実施年度の前（又は前5中3）と比較して0.1ポイント以上低い。 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
5	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。（ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする） 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が作付面積全体に占める割合に対して5.0%以上。 38.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 29.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 21.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 13.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は、 ・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について、 ① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・5ポイント

		<p>② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・4ポイント</p> <p>③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・3ポイント</p> <p>④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・2ポイント</p> <p>⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別1の現況値を選択することはできない。</p>
6	<p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上増加又は増加した結果取り組む面積の割合が100%に到達・10ポイント</p> <p>30ポイント以上・8ポイント</p> <p>15ポイント以上・6ポイント</p> <p>10ポイント以上・4ポイント</p> <p>1ポイント以上・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別7の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。</p> <p>60%以上・5ポイント</p> <p>50%以上・4ポイント</p> <p>40%以上・3ポイント</p> <p>30%以上・2ポイント</p> <p>25%以上・1ポイント</p>
7	<p>・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている農業者の合計）の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上・10ポイント</p> <p>40ポイント以上・8ポイント</p> <p>25ポイント以上・6ポイント</p> <p>10ポイント以上・4ポイント</p> <p>1ポイント以上・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別6の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が1%以上。</p> <p>35%以上・5ポイント</p> <p>20%以上・4ポイント</p> <p>10%以上・3ポイント</p> <p>5%以上・2ポイント</p> <p>1%以上・1ポイント</p>
8	<p>・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて6ポイント以上改善。</p> <p>10ポイント以上・10ポイント</p> <p>9ポイント以上・8ポイント</p> <p>8ポイント以上・6ポイント</p> <p>7ポイント以上・4ポイント</p> <p>6ポイント以上・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を10%以上削減。</p> <p>事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて</p> <p>5割以上削減・10ポイント</p> <p>4割以上削減・8ポイント</p> <p>3割以上削減・6ポイント</p> <p>2割以上削減・4ポイント</p> <p>1割以上削減・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5平均が40%以上。</p> <p>80%以上・5ポイント</p> <p>70%以上・4ポイント</p> <p>60%以上・3ポイント</p> <p>50%以上・2ポイント</p> <p>40%以上・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合</p> <p>・5ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合</p> <p>・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別9の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。</p>
9	<p>・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。</p> <p>5ポイント以上・10ポイント</p> <p>4ポイント以上・8ポイント</p> <p>3ポイント以上・6ポイント</p> <p>2ポイント以上・4ポイント</p> <p>1ポイント以上・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。</p> <p>5ポイント以上・5ポイント</p> <p>4ポイント以上・4ポイント</p> <p>3ポイント以上・3ポイント</p> <p>2ポイント以上・2ポイント</p> <p>1ポイント以上・1ポイント</p> <p>かつ、</p>	<p>・事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割合が1%以上。</p> <p>5%以上・5ポイント</p> <p>4%以上・4ポイント</p> <p>3%以上・3ポイント</p> <p>2%以上・2ポイント</p> <p>1%以上・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合</p> <p>・5ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合</p> <p>・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策</p>

	<p>・産地単位の取組として、高温障害対策について、今後新たに『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合  ..... 5ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合  ..... 3ポイント</p> <p>※（国研）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（もしくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種に限るものとする。</p>	<p>を選択した場合は、類別8の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。</p>
10	<p>・現状の事業実地地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合が3ポイント以上増加。  15ポイント以上.....10ポイント  12ポイント以上.....8ポイント  9ポイント以上.....6ポイント  6ポイント以上.....4ポイント  3ポイント以上.....2ポイント</p>	<p>・現状の事業実地地区における水稲作付面積のうち、多収性の品種（栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種）の作付面積の割合が3%以上。  15%以上.....5ポイント  12%以上.....4ポイント  9%以上.....3ポイント  6%以上.....2ポイント  3%以上.....1ポイント</p>
11	<p>・現状の事業実地地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密植育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。  10ポイント以上.....10ポイント  8ポイント以上.....8ポイント  6ポイント以上.....6ポイント  4ポイント以上.....4ポイント  2ポイント以上.....2ポイント</p>	<p>・現状の事業実地地区における水稲作付面積のうち、直播栽培技術、密植育苗の導入面積の割合が1%以上。  5%以上.....5ポイント  4%以上.....4ポイント  3%以上.....3ポイント  2%以上.....2ポイント  1%以上.....1ポイント</p>
土地利用型作物（新規需要米）	<p>※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。</p> <p>・事業実施地区における新規需要米の作期を、品種の選定、栽培技術の導入等によって主食用米とずらし、施設利用の効率化及び用途に応じた分別管理に取り組む計画となっている場合.....5ポイント</p> <p>・気象情報を活用し、立毛乾燥の推進に取り組む計画となっている場合.....3ポイント</p> <p>・事業対象作物について、GAP認証（GLOBAL G. A. P.、ASIAGAP及びJGAP等をいう。以下同じ。）を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合（ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別149の②を選択する場合は、本項目は選べない）</p> <p>①受益農業者の全て又は受益面積の全てで上記GAPを取得している場合.....5ポイント</p> <p>②受益農業者の過半又は受益面積の過半で上記GAPを取得している場合.....3ポイント</p>	
12	<p>・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。  12ポイント以上.....10ポイント  10ポイント以上.....8ポイント  8ポイント以上.....6ポイント  6ポイント以上.....4ポイント  4ポイント以上.....2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。  8.0%以上.....5ポイント  6.5%以上.....4ポイント  5.0%以上.....3ポイント  3.5%以上.....2ポイント  2.0%以上.....1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※）.....5ポイント</p> <p>※ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別149の⑧を選択する場合は、本項目は選べない。</p>
13	<p>・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。  40ポイント以上.....5ポイント  35ポイント以上.....4ポイント  30ポイント以上.....3ポイント  25ポイント以上.....2ポイント  20ポイント以上.....1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、(a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立による肥料費の抑制の各項</p>	<p>・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。  50%以上.....5ポイント  40%以上.....4ポイント  30%以上.....3ポイント  20%以上.....2ポイント  10%以上.....1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※2）.....5ポイント</p>

	<p>目に新たに取り組む場合  (a)、(b)、(c)の全てに取り組む場合  ・・・・・・・・・・ 5ポイント  (a)、(b)、(c)のいずれか2つに取り組む場合  ・・・・・・・・・・ 3ポイント  (a)、(b)、(c)のいずれか1つに取り組む場合  ・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、  類別18の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>※1 米粉・飼料用米向けに育成された多収品種（知事特認品種を含む）のほか、栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種。  ※2 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別149の⑧を選択する場合は、本項目は選べない。</p>
14	<p>・新規需要米の10a 当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。  85.0%以下・・・・・・・・・・ 10ポイント  87.5%以下・・・・・・・・・・ 8ポイント  90.0%以下・・・・・・・・・・ 6ポイント  92.5%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント  95.0%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、  類別16の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の水稲について  10a 当たり物財費が都道府県平均値を11%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 5ポイント  10a 当たり物財費が都道府県平均値を8%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 4ポイント  10a 当たり物財費が都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>又は、  ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、  2つ以上に取り組んでいる場合・・ 2ポイント  1つに取り組んでいる場合・・・・ 1ポイント</p>
15	<p>・新規需要米の10a 当たり労働時間が事業実施地区における直近の水稲全体の労働時間に対して85%以下。  65%以下・・・・・・・・・・ 10ポイント  70%以下・・・・・・・・・・ 8ポイント  75%以下・・・・・・・・・・ 6ポイント  80%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント  85%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・現状の水稲について  10a 当たり労働時間が都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 5ポイント  10a 当たり労働時間が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>又は、  ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XXX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、  2つ以上に取り組んでいる場合・・ 2ポイント  1つに取り組んでいる場合・・・・ 1ポイント</p>
16	<p>・新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。  85.0%以下・・・・・・・・・・ 10ポイント  87.5%以下・・・・・・・・・・ 8ポイント  90.0%以下・・・・・・・・・・ 6ポイント  92.5%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント  95.0%以下・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、  類別14の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の水稲について  60kg当たり物財費が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 5ポイント  60kg当たり物財費が都道府県平均値を5%以上下回る場合・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>又は、  ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、  2つ以上に取り組んでいる場合・・ 2ポイント  1つに取り組んでいる場合・・・・ 1ポイント</p>
17	<p>・地場製粉等の加工（事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと）により新規需要米の販売単価（新規需要米の単位重量当りに換算）が50%以上増加。  150%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  125%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  100%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  75%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  50%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について  前年から増加・・・・・・・・・・ 2ポイント  取組開始年から増加・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>かつ、  ・新規需要米の販売先と複数年の販売契約を有している場合・・・・・・・・・・ 3ポイント</p>
18	<p>・新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稲全体の平年単収に対して105%以上。  125%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  120%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  115%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  110%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  105%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、  類別13の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の事業実施地区における新規需要米の生産が多収性の品種（※1）によって行われている割合が20%以上。  100%・・・・・・・・・・ 5ポイント  80%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  60%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  40%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  20%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は、  ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※2）・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>※1 米粉・飼料用米向けに育成された多収品種（知事特認品種を含む）のほか、栽培試験の結果が事業実</p>

		<p>施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種。  ※2 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、類別149の⑧を選択する場合は、本項目は選べない。</p>
土地利用型作物(麦)	<p>※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区において、施設の利用期間の異なる複数品種又は麦種による作付体系へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合。なお、この場合、作付面積比率が5ポイント以上上昇することとする。</li> <li>・事業実施地区において、新たに品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている技術等に2つ以上取り組む場合。5ポイント</li> </ul> <p>※作付面積比率=A/B  A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（もしくは上位1麦種）を除いた作付面積の合計  B：事業実施地区における麦作付面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業対象作物について、JGAP若しくはGLOBALG. A. P. の認証を取得している場合又は「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPに基づき生産し、都道府県等公的機関による第三者の確認を受けている場合。5ポイント</li> <li>・事業実施地区において、新たに品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている技術等に2つ以上取り組む場合。3ポイント</li> </ul>	
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間流通における事業実施地区における実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積の割合が事業実施前年度に比べて5%以上増加。</li> <li>25%以上.....10ポイント</li> <li>20%以上.....8ポイント</li> <li>15%以上.....6ポイント</li> <li>10%以上.....4ポイント</li> <li>5%以上.....2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近年の実需者等との種前契約の契約数量又は、は種前契約に係る作付面積について、直近5年前（5年遡る事が困難な場合は直近3年前）と比較した増加割合が5%以上。</li> <li>25%以上.....5ポイント</li> <li>20%以上.....4ポイント</li> <li>15%以上.....3ポイント</li> <li>10%以上.....2ポイント</li> <li>5%以上.....1ポイント</li> </ul>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における麦の作付面積に占める二毛作麦及び2年3作麦の作付面積の割合が7ポイント以上増加。</li> <li>11ポイント以上.....10ポイント</li> <li>10ポイント以上.....8ポイント</li> <li>9ポイント以上.....6ポイント</li> <li>8ポイント以上.....4ポイント</li> <li>7ポイント以上.....2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近年の事業実施地区における麦の作付面積のうち二毛作麦及び2年3作麦の割合が20%以上。</li> <li>80%以上.....5ポイント</li> <li>60%以上.....4ポイント</li> <li>40%以上.....3ポイント</li> <li>30%以上.....2ポイント</li> <li>20%以上.....1ポイント</li> </ul>
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における10a又は60kg当たり物財費を3%以上削減。</li> <li>7%以上.....10ポイント</li> <li>6%以上.....8ポイント</li> <li>5%以上.....6ポイント</li> <li>4%以上.....4ポイント</li> <li>3%以上.....2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直近年の10a又は60kg当たり物財費について都道府県平均値を15%以上下回る場合.....5ポイント</li> <li>都道府県平均値を10%以上下回る場合.....4ポイント</li> <li>都道府県平均値を5%以上下回る場合.....3ポイント</li> </ul> <p>※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、麦の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合.....3ポイント</li> </ul>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における10a当たり労働時間を3%以上削減。</li> <li>7%以上.....10ポイント</li> <li>6%以上.....8ポイント</li> <li>5%以上.....6ポイント</li> <li>4%以上.....4ポイント</li> <li>3%以上.....2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の10a当たり労働時間について都道府県平均値を30%以上下回る場合.....5ポイント</li> <li>都道府県平均値を20%以上下回る場合.....4ポイント</li> <li>都道府県平均値を10%以上下回る場合.....3ポイント</li> </ul> <p>※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、麦の労働時間削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合.....3ポイント</li> </ul>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、事業実施地区の小麦の総合評価の合計点が0.4ポイント以上増加。</li> <li>2.0ポイント以上.....10ポイント</li> <li>1.6ポイント以上.....8ポイント</li> <li>1.2ポイント以上.....6ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、めん用品種についてはASW並、パン用品種ではHRW並の加工適正を持つことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価の合計点の得点差が以下のポイント以内。</li> <li>・めん用品種の場合.....5ポイント</li> <li>1.7ポイント以内.....5ポイント</li> </ul>



	<p>0.8ポイント以上・・・4ポイント 0.4ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>2.5ポイント以内・・・4ポイント 3.4ポイント以内・・・3ポイント 4.3ポイント以内・・・2ポイント 5.2ポイント以内・・・1ポイント</p> <p>・パン用品種の場合 0.4ポイント以内・・・5ポイント 1.5ポイント以内・・・4ポイント 2.5ポイント以内・・・3ポイント 3.6ポイント以内・・・2ポイント 4.6ポイント以内・・・1ポイント</p>
24	<p>・事業実施地区における小麦作付面積に占めるパン・中華めん用品種の作付面積の割合が2ポイント以上増加。</p> <p>12ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近年の事業実施地区における小麦作付面積の対するパン・中華めん用品種の占める割合が9%以上。</p> <p>25%以上・・・5ポイント 21%以上・・・4ポイント 17%以上・・・3ポイント 13%以上・・・2ポイント 9%以上・・・1ポイント</p>
25	<p>・事業実施地区において、人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面積について、表全体の作付面積に占める割合を10ポイント以上増加かつその取組面積を70%以上確保。</p> <p>20.0ポイント以上・・・10ポイント 17.5ポイント以上・・・8ポイント 15.0ポイント以上・・・6ポイント 12.5ポイント以上・・・4ポイント 10.0ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む麦の作付面積の割合が60%以上。</p> <p>80%以上・・・5ポイント 75%以上・・・4ポイント 70%以上・・・3ポイント 65%以上・・・2ポイント 60%以上・・・1ポイント</p>
26	<p>・事業実施地区における単収を事業実施年度の直近7中5年間の平均の値と比べて3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>	<p>・直近年の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して101%以上。</p> <p>107.0%以上・・・5ポイント 105.5%以上・・・4ポイント 104.0%以上・・・3ポイント 102.5%以上・・・2ポイント 101.0%以上・・・1ポイント</p>
27	<p>・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の直近7中5年間平均の値と比べて5ポイント以上向上。</p> <p>15.0ポイント以上・・・10ポイント 12.5ポイント以上・・・8ポイント 10.0ポイント以上・・・6ポイント 7.5ポイント以上・・・4ポイント 5.0ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。</p> <p>・事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・10ポイント 4割以上削減・・・8ポイント 3割以上削減・・・6ポイント 2割以上削減・・・4ポイント 1割以上削減・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における1等比率の直近7中5年間の平均が60%以上</p> <p>80%以上・・・5ポイント 75%以上・・・4ポイント 70%以上・・・3ポイント 65%以上・・・2ポイント 60%以上・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。</p> <p>5つ以上取り組んでいる場合・5ポイント 3つ以上取り組んでいる場合・3ポイント 1つ以上取り組んでいる場合・1ポイント</p> <p>・病害虫耐性の強い新品種への転換 ・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成 ・実需者と連携した加工適性試験を実施し実需者ニーズを栽培方法等へ反映 ・弾丸暗渠施工等排水対策の徹底 ・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化 ・赤かび病等の防除の徹底 ・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組</p>
土地利用型作物（豆類）	<p>28</p> <p>・豆類の事業実施地区における上位等級（1、2等）比率を事業実施年度の前7中5年平均の値と比べて15ポイント以上向上。</p> <p>35ポイント以上・・・10ポイント 30ポイント以上・・・8ポイント 25ポイント以上・・・6ポイント 20ポイント以上・・・4ポイント 15ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業実施地区における下位等級指数（1、2等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。</p> <p>・事業実施年度の前7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・10ポイント</p>	<p>・事業実施地区における上位等級比率（前7中5）が40%以上。</p> <p>60%以上・・・5ポイント 55%以上・・・4ポイント 50%以上・・・3ポイント 45%以上・・・2ポイント 40%以上・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。</p> <p>5つ以上取り組んでいる場合・・・5ポイント 3つ以上取り組んでいる場合・・・3ポイント 1つ以上取り組んでいる場合・・・1ポイント</p>

	<p>4割以上削減・・・・・・・・・・ 8ポイント  3割以上削減・・・・・・・・・・ 6ポイント  2割以上削減・・・・・・・・・・ 4ポイント  1割以上削減・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病害虫耐性に強いなど、品質向上につながる新品種への転換</li> <li>・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成</li> <li>・実需者と連携した加工適性試験を実施し、実需者ニーズを栽培方法等へ反映</li> <li>・弾丸暗渠施工等の排水対策の徹底</li> <li>・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化</li> <li>・雑草防除や中耕培土等の雑草対策</li> <li>・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組</li> </ul>
29	<p>・豆類の契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が事業開始年前年（直近7中5）と比較して3ポイント以上向上。（契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が40%以上である場合に限る。）</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>・新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培比率（入札取引数量を除く。）が10%以上向上。</p> <p>30%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  25%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  20%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  15%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  10%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>又は、安定取引のため、以下の取組を新たに1つ以上実施。</p> <p>①実需者等への直接販売契約若しくは集荷団体・卸売業者等を介した3社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の10%以上であること）</p> <p>②複数年契約</p> <p>③事前値決め契約</p> <p>④実需者との産地交流会の開催</p> <p>⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証</p> <p>⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組</p> <p>3つ以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  2つ以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  1つ以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>	<p>・現状の地区の事業開始前年の契約栽培比率（直近7中5）（入札取引数量を除く。）が全国平均値（直近7中5）と比較して3ポイント以上高い。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は、安定取引のため、以下の取組を1つ以上実施。</p> <p>①実需者等への直接販売契約若しくは集荷団体・卸売業者等を介した3社契約（当該契約による生産量が入札取引数量を除いた豆類生産量の10%以上であること）</p> <p>②複数年契約</p> <p>③事前値決め契約</p> <p>④実需者との産地交流会の開催</p> <p>⑤実需者と連携した新品種・新技術の導入実証</p> <p>⑥その他安定取引に直接的に資すると認められる取組</p> <p>3つ以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  2つ以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  1つ以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
30	<p>・豆類の単収が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  8%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  6%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  4%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・現状の地区の事業開始前年の単収（直近7中5）が当該都道府県の平均単収（直近7中5）と比較して102.0%以上。</p> <p>127.0%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  120.8%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  114.5%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  108.3%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  102.0%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
31	<p>・豆類の作付面積が事業開始前年（直近7中5）と比較して2%以上増加。</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  8%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  6%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  4%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  2%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年（直近7中5）と比較して1%以上。</p> <p>45%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  35%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  25%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  15%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  1%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
32	<p>・豆類の10a又は60kg当たり物財費を6%以上削減。</p> <p>22%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  18%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  14%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  10%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  6%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10a又は60kg当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上。</p> <p>22%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  18%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  14%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  10%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  6%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術20XX、最新農業技術・品種20XXに記載されている、豆類の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、1つを3年以上取り組んでいる場合・・・・・・・・・・ 3ポイント</p>
33	<p>・豆類の10a当たり労働時間を7%以上削減。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント</p>	<p>・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10a当たり労働時間の削減が、当該都道府県の平均値と比較して7</p>

	<p>13%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  11%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  9%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  7%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>%以上。  15%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  13%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  11%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  9%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  7%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
34	<p>・豆類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。  20ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  16ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  13ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  ※「新品種」とは、独立行政法人や都道府県農試において、平成10年以降に育成された豆類の品種をいう。</p>	<p>・豆類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対してが5.0%以上。  15.0%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  12.5%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  10.0%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  7.5%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  5.0%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
35	<p>・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の契約栽培比率（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。  50ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  45ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  40ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  35ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  30ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年の前年の割合が30%以上。  50%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  45%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  40%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  35%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  30%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント  又は、  ・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して5ポイント以上増加。  25ポイント以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  20ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  15ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  10ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
36	<p>・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の使用量（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の使用量に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。  30ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  28ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  26ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  24ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  22ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の使用割合が事業開始年前年と比較して58%以上。  70%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  67%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  64%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  61%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  58%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント  又は、  ・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上国産豆類を使用している場合、国産豆類の使用比率が5年前と比較して5ポイント以上増加。  25ポイント以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  20ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  15ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  10ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
土地利用型作物（稲、麦及び豆類の種子）	<p>37</p> <p>・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の合格率が4ポイント以上向上。  20ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  16ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  8ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  4ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>※ただし、事業の対象となる種子の合格率の現状値が90%以上の場合は、以下の成果目標とす。  10ポイント又は合格率が100% ・10ポイント  8ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  4ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  2ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の合格率について、過去5年のうち80%以上となった年数  5年・・・・・・・・・・ 5ポイント  4年・・・・・・・・・・ 4ポイント  3年・・・・・・・・・・ 3ポイント  2年・・・・・・・・・・ 2ポイント  1年・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
	<p>38</p> <p>・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産面積が3ha以上増加。  15ha以上・・・・・・・・・・ 10ポイント  12ha以上・・・・・・・・・・ 8ポイント  9ha以上・・・・・・・・・・ 6ポイント  6ha以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  3ha以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>又は、  ・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産農家1</p>	<p>・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の生産面積について、過去5年間の増加が3ha以上。  15ha以上・・・・・・・・・・ 5ポイント  12ha以上・・・・・・・・・・ 4ポイント  9ha以上・・・・・・・・・・ 3ポイント  6ha以上・・・・・・・・・・ 2ポイント  3ha以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は、  ・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の生産農家1戸当</p>

	戸当たりの種子生産面積が3%以上増加。 15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント	たりの種子生産面積について、過去5年間の増加率が3%以上。 15%以上・・・5ポイント 12%以上・・・4ポイント 9%以上・・・3ポイント 6%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と、直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
39	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産に要する10a当たりの労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・10ポイント 25%以上・・・8ポイント 20%以上・・・6ポイント 15%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント	・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の現状における10a当たりの生産に要する時間が以下の時間未満。 <稲> 35h未満・・・5ポイント 38h未満・・・4ポイント 41h未満・・・3ポイント 44h未満・・・2ポイント 47h未満・・・1ポイント <麦> 6.0h未満・・・5ポイント 6.5h未満・・・4ポイント 7.0h未満・・・3ポイント 7.5h未満・・・2ポイント 8.0h未満・・・1ポイント <大豆> 12h未満・・・5ポイント 13h未満・・・4ポイント 14h未満・・・3ポイント 15h未満・・・2ポイント 16h未満・・・1ポイント
40	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の生産に要する10a当たりの物財費を10%以上削減。 30%以上・・・10ポイント 25%以上・・・8ポイント 20%以上・・・6ポイント 15%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント	・当該地区の稲、麦及び豆類の種子の現状における10a当たりの物財費が以下の金額未満。 <稲> 79,800円未満・・・5ポイント 84,850円未満・・・4ポイント 89,900円未満・・・3ポイント 94,950円未満・・・2ポイント 100,000円未満・・・1ポイント <麦> 45,000円未満・・・5ポイント 48,000円未満・・・4ポイント 50,000円未満・・・3ポイント 53,000円未満・・・2ポイント 55,000円未満・・・1ポイント <大豆> 35,000円未満・・・5ポイント 38,000円未満・・・4ポイント 40,000円未満・・・3ポイント 43,000円未満・・・2ポイント 45,000円未満・・・1ポイント
41	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の種子更新率を事業実施年度の前5中3平均の値と比べて1ポイント以上向上。 5ポイント以上又は種子更新率が100% ・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子の種子更新率について、過去5年のうち当該都道府県の平均値以上となった年数。 5年・・・5ポイント 4年・・・4ポイント 3年・・・3ポイント 2年・・・2ポイント 1年・・・1ポイント
42	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子について、災害対策用種子の備蓄割合を2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	・事業の対象となる稲、麦及び豆類の種子について、現状における災害対策用種子の備蓄割合2%以上。 10%以上・・・5ポイント 8%以上・・・4ポイント 6%以上・・・3ポイント 4%以上・・・2ポイント 2%以上・・・1ポイント
43	・①から③のうちいずれかひとつの取組を選択する。 ①稲、麦及び豆類の種子生産者の平均年齢を2歳以上引き下げる。 10歳以上・・・10ポイント 8歳以上・・・8ポイント 6歳以上・・・6ポイント 4歳以上・・・4ポイント 2歳以上・・・2ポイント ②稲、麦及び豆類の種子生産者を2名以上増加させる。	・①から④のうちいずれかひとつの取組を選択する。 ①稲、麦及び豆類の種子生産農家の平均年齢が現状において65歳未満。 55歳未満・・・5ポイント 60歳未満・・・3ポイント 65歳未満・・・1ポイント ②種子更新率が現状において70%以上。 90%以上・・・5ポイント 80%以上・・・3ポイント

		<p>10名以上・・・10ポイント  8名以上・・・8ポイント  6名以上・・・6ポイント  4名以上・・・4ポイント  2名以上・・・2ポイント</p> <p>③稲、麦及び豆類の種子生産ほ場の面積を3ha以上拡大する。  15ha以上・・・10ポイント  12ha以上・・・8ポイント  9ha以上・・・6ポイント  6ha以上・・・4ポイント  3ha以上・・・2ポイント</p>	<p>70%以上・・・1ポイント  ③他県からの種子生産受託を1県以上受託している。  3県以上・・・5ポイント  2県以上・・・3ポイント  1県以上・・・1ポイント</p> <p>④稲、麦及び豆類の種子生産ほ場の面積の増加率が3ポイント以上。  9ポイント以上・・・5ポイント  6ポイント以上・・・3ポイント  3ポイント以上・・・1ポイント</p>
畑作物・地域特産物（いも類）	44	<p>【でん粉原料用以外】  ・販売金額を4.8%以上増加。  24.0%以上・・・10ポイント  19.2%以上・・・8ポイント  14.4%以上・・・6ポイント  9.6%以上・・・4ポイント  4.8%以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別45の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間における販売金額の増加割合が2.4%以上増加。  12.0%以上・・・5ポイント  9.6%以上・・・4ポイント  7.2%以上・・・3ポイント  4.8%以上・・・2ポイント  2.4%以上・・・1ポイント</p>
	45	<p>【でん粉原料用以外】  ・販売数量を4%以上増加。  20%以上・・・10ポイント  16%以上・・・8ポイント  12%以上・・・6ポイント  8%以上・・・4ポイント  4%以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別44の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間における販売数量の増加割合が2%以上増加。  10%以上・・・5ポイント  8%以上・・・4ポイント  6%以上・・・3ポイント  4%以上・・・2ポイント  2%以上・・・1ポイント</p>
	46	<p>【でん粉原料用以外】  ・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。  14.0ポイント・・・10ポイント  11.2ポイント・・・8ポイント  8.4ポイント・・・6ポイント  5.6ポイント・・・4ポイント  2.8ポイント・・・2ポイント</p>	<p>・契約取引割合が22.4%以上。  45.0%以上・・・5ポイント  39.4%以上・・・4ポイント  33.7%以上・・・3ポイント  28.1%以上・・・2ポイント  22.4%以上・・・1ポイント</p>
	47	<p>【でん粉原料用】  ・国内産いもでん粉のトン当たり販売単価（全用途の加重平均）を2.2%以上増加。  11.8%以上・・・10ポイント  8.6%以上・・・8ポイント  6.5%以上・・・6ポイント  4.3%以上・・・4ポイント  2.2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施主体の国内産いもでん粉販売単価（全用途の加重平均）が、でん粉価格調整制度における交付金算定上の国内産いもでん粉価格より1.1%以上高い。  5.4%以上・・・5ポイント  4.3%以上・・・4ポイント  3.2%以上・・・3ポイント  2.2%以上・・・2ポイント  1.1%以上・・・1ポイント</p>
	48	<p>【でん粉原料用】  ・糖化用販売割合を1.4ポイント以上削減。  7.0ポイント・・・10ポイント  5.6ポイント・・・8ポイント  4.2ポイント・・・6ポイント  2.8ポイント・・・4ポイント  1.4ポイント・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施主体の糖化用販売割合が38.3%以下。  35.5%以下・・・5ポイント  36.2%以下・・・4ポイント  36.9%以下・・・3ポイント  37.6%以下・・・2ポイント  38.3%以下・・・1ポイント</p>
	49	<p>【でん粉原料用】  ・トン当たり製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の費用項目に準じた事業実施主体の製造コスト）を2%以上削減。  10%以上・・・10ポイント  8%以上・・・8ポイント  6%以上・・・6ポイント  4%以上・・・4ポイント  2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・平均的な製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の各工場の製造コストから国が算定した平均的な製造コスト。）より1%以上低い。  5%以上・・・5ポイント  4%以上・・・4ポイント  3%以上・・・3ポイント  2%以上・・・2ポイント  1%以上・・・1ポイント</p>
	50	<p>【共通】  ・10a 当たり物材費を1.2%以上削減。  6.0%以上・・・10ポイント  4.8%以上・・・8ポイント  3.6%以上・・・6ポイント  2.4%以上・・・4ポイント  1.2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・10a 当たり物材費が都道府県又は地域の前5中3と比較して0.6%以上低い。  3.0%以上・・・5ポイント  2.4%以上・・・4ポイント  1.8%以上・・・3ポイント  1.2%以上・・・2ポイント  0.6%以上・・・1ポイント</p>
51	【共通】	・10a 当たり労働時間が都道府県又は地域の前5中3	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10 a 当たり労働時間を2.6%以上削減。 13.0%以上・・・10ポイント 10.4%以上・・・8ポイント 7.8%以上・・・6ポイント 5.2%以上・・・4ポイント 2.6%以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>と比較して1.3%以上低い。 6.5%以上・・・5ポイント 5.2%以上・・・4ポイント 3.9%以上・・・3ポイント 2.6%以上・・・2ポイント 1.3%以上・・・1ポイント</li> </ul>
52	<ul style="list-style-type: none"> <li>【共通】</li> <li>・10 a 当たり単収を2.4%以上増加。 12.0%以上・・・10ポイント 9.6%以上・・・8ポイント 7.2%以上・・・6ポイント 4.8%以上・・・4ポイント 2.4%以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10 a 当たり単収が都道府県又は地域の平均単収より1.2%以上高い。 6.0%以上・・・5ポイント 4.8%以上・・・4ポイント 3.6%以上・・・3ポイント 2.4%以上・・・2ポイント 1.2%以上・・・1ポイント</li> </ul>
53	<ul style="list-style-type: none"> <li>【共通】</li> <li>・ジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。 0.1%以下・・・10ポイント 2.7%以下・・・8ポイント 4.5%以下・・・6ポイント 6.3%以下・・・4ポイント 8.1%以下・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・5ポイント 5.4%以下・・・4ポイント 9.0%以下・・・3ポイント 12.6%以下・・・2ポイント 16.2%以下・・・1ポイント</li> </ul>
54	<ul style="list-style-type: none"> <li>【共通】</li> <li>・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土100g 当たり)を5%以上低減。 25%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度(乾土100g 当たり)が70シスト以下。 50シスト以下・・・5ポイント 55シスト以下・・・4ポイント 60シスト以下・・・3ポイント 65シスト以下・・・2ポイント 70シスト以下・・・1ポイント</li> </ul>
55	<ul style="list-style-type: none"> <li>【共通】</li> <li>・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積の割合を5ポイント以上増加。 ※「品種」については、平成7年以降に優良品種として認定された品種を対象とする。ただし、成果目標に対する現況値ポイントにあっては、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種に限り、平成6年以前に認定された優良品種も対象とする。 20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 13ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</li> <li>又は、</li> <li>・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種を作付けすることにより、現行のいも類作付面積のうち当該品種の作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・10ポイント 38ポイント以上・・・8ポイント 36ポイント以上・・・6ポイント 33ポイント以上・・・4ポイント 30ポイント以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途に応じた加工適性又は病虫害抵抗性を有する品種の作付面積の割合が10%以上。 40%以上・・・5ポイント 32%以上・・・4ポイント 26%以上・・・3ポイント 18%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント</li> </ul>
56	<ul style="list-style-type: none"> <li>【共通】</li> <li>・事業実施地区における被害粒の出荷割合(出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)を1割以上削減。 ・事業実施年度の直近7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・10ポイント 4割以上削減・・・8ポイント 3割以上削減・・・6ポイント 2割以上削減・・・4ポイント 1割以上削減・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における被害粒の出荷割合(出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの)が3.0%以下。 ・事業実施年度の直近7中5平均の値が 1.0%以下・・・5ポイント 1.5%以下・・・4ポイント 2.0%以下・・・3ポイント 2.5%以下・・・2ポイント 3.0%以下・・・1ポイント</li> </ul>
畑作物・地域特産物(甘味資源作物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>57</li> <li>・単収が前年度又は過去3年平均と比較して2%以上増加。 10%以上・・・10ポイント 8%以上・・・8ポイント 6%以上・・・6ポイント 4%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における10 a 当たりの単収が、農林水産省大臣官房統計部(以下「統計部」という。)が調査した作物統計における過去5年の平均単収に対して1%以上高い。 5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>58</li> <li>・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が1%以上増加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収穫面積又は一戸当たり収穫面積が、過去5年の平</li> </ul>

	<p>5%以上・・・10ポイント  4%以上・・・8ポイント  3%以上・・・6ポイント  2%以上・・・4ポイント  1%以上・・・2ポイント</p>	<p>均収穫面積と比較して1%以上高い。  3.0%以上・・・5ポイント  2.5%以上・・・4ポイント  2.0%以上・・・3ポイント  1.5%以上・・・2ポイント  1.0%以上・・・1ポイント</p>
59	<p>・事業実施地区の畑作農家のうち、甘味資源作物を作付けしている農家の割合が1%以上増加。  5%以上・・・10ポイント  4%以上・・・8ポイント  3%以上・・・6ポイント  2%以上・・・4ポイント  1%以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区において、甘味資源作物を作付けしている農家の割合が過去5年の平均と比較して1%以上高い。  3.0%以上・・・5ポイント  2.5%以上・・・4ポイント  2.0%以上・・・3ポイント  1.5%以上・・・2ポイント  1.0%以上・・・1ポイント</p>
60	<p>・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加。  ※てん菜については、平成12年以降に優良品種認定を、さとうきびについては、平成12年以降に命名登録又は県の奨励品種に採用された品種を対象とする。  25ポイント以上・・・10ポイント  20ポイント以上・・・8ポイント  15ポイント以上・・・6ポイント  10ポイント以上・・・4ポイント  5ポイント以上・・・2ポイント  又は  ・高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種を作付けすることにより、現行のてん菜作付面積のうち当該品種が作付けされていない面積における当該品種の作付面積割合を30ポイント以上増加。  50ポイント以上・・・10ポイント  45ポイント以上・・・8ポイント  40ポイント以上・・・6ポイント  35ポイント以上・・・4ポイント  30ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合10%以上。  40%以上・・・5ポイント  35%以上・・・4ポイント  30%以上・・・3ポイント  20%以上・・・2ポイント  10%以上・・・1ポイント</p>
61	<p>・糖度が1%以上上昇。  3.0%以上・・・10ポイント  2.5%以上・・・8ポイント  2.0%以上・・・6ポイント  1.5%以上・・・4ポイント  1.0%以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における平均糖度が、地区平均と比較して1%以上高い。  3.0%以上・・・5ポイント  2.5%以上・・・4ポイント  2.0%以上・・・3ポイント  1.5%以上・・・2ポイント  1.0%以上・・・1ポイント</p>
62	<p>【てん菜】  ・10a 当たり労働時間を3%以上削減。  10%以上・・・10ポイント  9%以上・・・8ポイント  7%以上・・・6ポイント  5%以上・・・4ポイント  3%以上・・・2ポイント  【さとうきび】  ・10a 当たり労働時間を6%以上削減。  15.0%以上・・・10ポイント  14.5%以上・・・8ポイント  14.0%以上・・・6ポイント  10.0%以上・・・4ポイント  6.0%以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における10a 当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a 当たり労働時間に対して1%以上短い。  3.0%以上・・・5ポイント  2.5%以上・・・4ポイント  2.0%以上・・・3ポイント  1.5%以上・・・2ポイント  1.0%以上・・・1ポイント</p>
63	<p>・製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合を20%以上増加。  40%以上・・・10ポイント  35%以上・・・8ポイント  30%以上・・・6ポイント  25%以上・・・4ポイント  20%以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区における製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合が地区平均と比較して1%以上。  5%以上・・・5ポイント  4%以上・・・4ポイント  3%以上・・・3ポイント  2%以上・・・2ポイント  1%以上・・・1ポイント</p>
64	<p>・トン当たり製造コストを2%以上削減。  10%以上・・・10ポイント  8%以上・・・8ポイント  6%以上・・・6ポイント  4%以上・・・4ポイント  2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区におけるトン当たり製造コストが過去5年の平均と比較して1%以上低い。  5%以上・・・5ポイント  4%以上・・・4ポイント  3%以上・・・3ポイント  2%以上・・・2ポイント  1%以上・・・1ポイント</p>
65	<p>・販売金額又は販売数量を3%以上増加。</p>	<p>・過去5年間における販売金額又は販売数量の増加割</p>

		11%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	合が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
畑作物・地域特産物（茶）	66	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。（なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3.0%以上。 38.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 29.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 11.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	67	・おおい茶生産面積指数を直近値より7以上増加。（なお、おおい茶生産面積指数とは、玉露、てん茶、かぶせ茶等のおおい茶の生産面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。） 33以上・・・・・・・・・・10ポイント 27以上・・・・・・・・・・8ポイント 20以上・・・・・・・・・・6ポイント 14以上・・・・・・・・・・4ポイント 7以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近のおおい茶生産面積指数が7ポイント以上。 40ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 32ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
	68	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。（なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・産物販売単価指数を事業実施前における過去5年間の品質被害発生年度の産物販売単価指数に対して5%以上増加。（なお、品質被害とは、災害等により産物販売単価指数が3%以上低下した被害とする。） 22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3%以上。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去5年間の品質被害発生年度以外の産物販売単価指数の増加率が3%以上。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	69	・取引単価補正指数を直近値の1%以上増加。（なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 12%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・取引単価補正指数の過去3年間の増加率が1%以上。 6%以上・・・・・・・・・・5ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	70	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。（なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶（下級茶という。）の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。） 44%以上・・・・・・・・・・10ポイント 36%以上・・・・・・・・・・8ポイント 27%以上・・・・・・・・・・6ポイント 18%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・・・・・・・・5ポイント 41以下・・・・・・・・・・4ポイント 43以下・・・・・・・・・・3ポイント 45以下・・・・・・・・・・2ポイント 47以下・・・・・・・・・・1ポイント
71	・10a当たりの単収を直近値の8%以上増加。（なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。） 24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 16%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場	・10a当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場合は、以下の現況値を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去5年間の単収被害発生年度以外の10a当たりの単収の増加率が4%以上。	



	<p>合は、以下の成果目標を選択することも可とする。</p> <p>・10 a 当たりの単収を事業実施前における過去5年間の単収被害発生年度の10 a 当たりの単収に対して8%以上増加。(なお、単収被害とは、災害等により10 a 当たりの単収が5%以上低下した被害とする。)</p> <p>24%以上・・・10ポイント  20%以上・・・8ポイント  16%以上・・・6ポイント  12%以上・・・4ポイント  8%以上・・・2ポイント</p>	<p>12%以上・・・5ポイント  10%以上・・・4ポイント  8%以上・・・3ポイント  6%以上・・・2ポイント  4%以上・・・1ポイント</p>
72	<p>・契約取引量指数を直近値より7以上増加。(なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後100を乗じた数とする。)</p> <p>35以上・・・10ポイント  28以上・・・8ポイント  21以上・・・6ポイント  14以上・・・4ポイント  7以上・・・2ポイント</p>	<p>・契約取引量指数の直近値が7以上。</p> <p>42以上・・・5ポイント  33以上・・・4ポイント  25以上・・・3ポイント  16以上・・・2ポイント  7以上・・・1ポイント</p>
73	<p>・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。(ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内の荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。)</p> <p>40以上・・・10ポイント  33以上・・・8ポイント  25以上・・・6ポイント  18以上・・・4ポイント  10以上・・・2ポイント</p>	<p>・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。</p> <p>25以上・・・5ポイント  20以上・・・4ポイント  15以上・・・3ポイント  10以上・・・2ポイント  5以上・・・1ポイント</p>
74	<p>・取引量対全国指数を直近値の3%以上増加。(なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除して、100を乗じた数とする。)</p> <p>13%以上・・・10ポイント  11%以上・・・8ポイント  8%以上・・・6ポイント  6%以上・・・4ポイント  3%以上・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・時間当たり取引量を直近値の3%以上増加(なお、時間当たり取引量とは、事業実施地区等における取引全体量を、取引回転時間当たりに換算した値とする。)</p> <p>13%以上・・・10ポイント  11%以上・・・8ポイント  8%以上・・・6ポイント  6%以上・・・4ポイント  3%以上・・・2ポイント</p>	<p>・取引量対全国指数の過去3年間の増加率が2%以上。</p> <p>7%以上・・・5ポイント  6%以上・・・4ポイント  5%以上・・・3ポイント  3%以上・・・2ポイント  2%以上・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・時間当たり取引量の過去3年間の増加率が2%以上。</p> <p>7%以上・・・5ポイント  6%以上・・・4ポイント  5%以上・・・3ポイント  3%以上・・・2ポイント  2%以上・・・1ポイント</p>
75	<p>・10 a 当たり生産コスト(費用合計)を直近値の6%以上低減。</p> <p>18%以上・・・10ポイント  15%以上・・・8ポイント  12%以上・・・6ポイント  9%以上・・・4ポイント  6%以上・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・10 a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。</p> <p>34%以上・・・10ポイント  29%以上・・・8ポイント  24%以上・・・6ポイント  19%以上・・・4ポイント  14%以上・・・2ポイント</p>	<p>・10 a 当たり生産コスト(費用合計)の過去3年間の低減率が3%以上。</p> <p>9%以上・・・5ポイント  8%以上・・・4ポイント  6%以上・・・3ポイント  5%以上・・・2ポイント  3%以上・・・1ポイント</p> <p>又は</p> <p>・10 a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上。</p> <p>17%以上・・・5ポイント  15%以上・・・4ポイント  12%以上・・・3ポイント  10%以上・・・2ポイント  7%以上・・・1ポイント</p>
76	<p>・産物1 kg 当たり燃油量を直近値の2%以上低減。(なお、燃油量とは、産物の加工等に要する使用量の合計とする。)</p> <p>15%以上・・・10ポイント  12%以上・・・8ポイント  9%以上・・・6ポイント  5%以上・・・4ポイント  2%以上・・・2ポイント</p>	<p>・産物1 kg 当たり燃油量の過去3年間の低減率が1%以上。(なお、燃油量は、産物の加工等に要する使用量とする。)</p> <p>8%以上・・・5ポイント  6%以上・・・4ポイント  4%以上・・・3ポイント  2%以上・・・2ポイント  1%以上・・・1ポイント</p>
77	<p>・産物1 kg 当たり労働時間を直近値の2%以上低減。(なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。)</p> <p>10%以上・・・10ポイント  8%以上・・・8ポイント</p>	<p>・産物1 kg 当たり労働時間の過去3年間の低減率が1%以上。(なお、労働時間は、産物の加工等に要する労働時間とする。)</p> <p>5%以上・・・5ポイント</p>

	6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
78	・施設利用料徴収指数を直近値の2%以上低減。(ここで、施設利用料徴収指数とは、施設利用料金を荒茶販売金額で除し、100を乗じた数とする。) 23%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・施設利用料徴収指数の過去3年間の低減率が1%以上。 11%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
79	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。(なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 34%以上・・・・・・・・・・10ポイント 26%以上・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・・・・・・・・5ポイント 56以下・・・・・・・・・・4ポイント 63以下・・・・・・・・・・3ポイント 69以下・・・・・・・・・・2ポイント 75以下・・・・・・・・・・1ポイント
80	・無化学農薬栽培指数を直近値より2以上増加。(なお、無化学農薬栽培指数とは、化学合成農薬を使用しない栽培(特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。)を行う面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。) 22以上・・・・・・・・・・10ポイント 17以上・・・・・・・・・・8ポイント 12以上・・・・・・・・・・6ポイント 7以上・・・・・・・・・・4ポイント 2以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の無化学農薬栽培指数が2以上。 24以上・・・・・・・・・・5ポイント 19以上・・・・・・・・・・4ポイント 13以上・・・・・・・・・・3ポイント 8以上・・・・・・・・・・2ポイント 2以上・・・・・・・・・・1ポイント
81	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。(なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。) 45以上・・・・・・・・・・10ポイント 40以上・・・・・・・・・・8ポイント 35以上・・・・・・・・・・6ポイント 30以上・・・・・・・・・・4ポイント 25以上・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別82の成果目標を選択することはできない。	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・・・・・・・・5ポイント 30以上・・・・・・・・・・4ポイント 24以上・・・・・・・・・・3ポイント 19以上・・・・・・・・・・2ポイント 13以上・・・・・・・・・・1ポイント
82	・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。(なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 11%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、農産物処理加工施設のうち仕上茶加工機を整備する場合及び集出荷貯蔵施設を整備する場合は、一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別81の成果目標を選択することはできない。	・直近の主要茶種指数が66以下。 50以下・・・・・・・・・・5ポイント 54以下・・・・・・・・・・4ポイント 58以下・・・・・・・・・・3ポイント 62以下・・・・・・・・・・2ポイント 66以下・・・・・・・・・・1ポイント
83	・事業実施地区等において、防霜対策未実施面積における防霜対策の実施率が20%以上増加。 100%・・・・・・・・・・10ポイント 80%以上・・・・・・・・・・8ポイント 60%以上・・・・・・・・・・6ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区等において、防霜対策の未実施率が19%未満 1%未満・・・・・・・・・・5ポイント 5%未満・・・・・・・・・・4ポイント 9%未満・・・・・・・・・・3ポイント 14%未満・・・・・・・・・・2ポイント 19%未満・・・・・・・・・・1ポイント
84	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近より2ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち早生品種と晩生品種の合計の作付割合が直近の県平均と比較して、1ポイント以上。 5ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント

畑作物・地域特産物（いぐさ・畳表）	85	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質品種の作付割合を2ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・10ポイント</li> <li>10ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>7ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>5ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>2ポイント以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質品種の作付割合が県平均と比較して1ポイント以上高い。 5ポイント以上・・・5ポイント</li> <li>4ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>3ポイント以上・・・3ポイント</li> <li>2ポイント以上・・・2ポイント</li> <li>1ポイント以上・・・1ポイント</li> </ul>
	86	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銘柄品畳表の出荷割合を2ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント</li> <li>9ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>7ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>4ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>2ポイント以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銘柄品畳表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。 4.0ポイント以上・・・5ポイント</li> <li>3.2ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>2.4ポイント以上・・・3ポイント</li> <li>1.6ポイント以上・・・2ポイント</li> <li>0.8ポイント以上・・・1ポイント</li> </ul>
	87	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあっては10a当たり）労働時間を6%以上削減。 17%以上・・・10ポイント</li> <li>14%以上・・・8ポイント</li> <li>11%以上・・・6ポイント</li> <li>9%以上・・・4ポイント</li> <li>6%以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあっては10a当たり）労働時間が県平均と比較して1%以上短い。 6%以上・・・5ポイント</li> <li>5%以上・・・4ポイント</li> <li>4%以上・・・3ポイント</li> <li>2%以上・・・2ポイント</li> <li>1%以上・・・1ポイント</li> </ul>
	88	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一戸当たり作付面積を3%以上増加。 15%以上・・・10ポイント</li> <li>12%以上・・・8ポイント</li> <li>9%以上・・・6ポイント</li> <li>6%以上・・・4ポイント</li> <li>3%以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一戸当たり作付面積が県平均と比較して1%以上大きい。 6%以上・・・5ポイント</li> <li>5%以上・・・4ポイント</li> <li>4%以上・・・3ポイント</li> <li>2%以上・・・2ポイント</li> <li>1%以上・・・1ポイント</li> </ul>
	89	<ul style="list-style-type: none"> <li>・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合を6ポイント以上増加。 28ポイント以上・・・10ポイント</li> <li>22ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>17ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>11ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>6ポイント以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 11ポイント以上・・・5ポイント</li> <li>9ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>7ポイント以上・・・3ポイント</li> <li>4ポイント以上・・・2ポイント</li> <li>2ポイント以上・・・1ポイント</li> </ul>
	90	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畳表JASの格付割合を5ポイント以上増加。 26ポイント以上・・・10ポイント</li> <li>21ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>16ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>10ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>5ポイント以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畳表JASの格付割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 10ポイント以上・・・5ポイント</li> <li>8ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>6ポイント以上・・・3ポイント</li> <li>4ポイント以上・・・2ポイント</li> <li>2ポイント以上・・・1ポイント</li> </ul>
畑作物・地域特産物（その他）	91	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約取引による生産数量又は収穫面積の割合を10ポイント以上増加。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行する者の生産数量も含む。 35ポイント以上・・・10ポイント</li> <li>28ポイント以上・・・8ポイント</li> <li>22ポイント以上・・・6ポイント</li> <li>16ポイント以上・・・4ポイント</li> <li>10ポイント以上・・・2ポイント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施地区における生産数量又は作付面積のうち契約栽培の割合が30.0%以上。 ※カイコについては、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量も含む。 60.0%以上・・・5ポイント</li> <li>52.5%以上・・・4ポイント</li> <li>45.0%以上・・・3ポイント</li> <li>37.5%以上・・・2ポイント</li> <li>30.0%以上・・・1ポイント</li> </ul>
	92	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産物の全量を契約販売する作物について、販売数量又は収穫面積を10%以上増加。 50%以上・・・10ポイント</li> <li>40%以上・・・8ポイント</li> <li>30%以上・・・6ポイント</li> <li>20%以上・・・4ポイント</li> <li>10%以上・・・2ポイント</li> <li>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別93の成果目標を選択することはできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で販売数量又は作付面積が10%以上増加。 50%以上・・・5ポイント</li> <li>40%以上・・・4ポイント</li> <li>30%以上・・・3ポイント</li> <li>20%以上・・・2ポイント</li> <li>10%以上・・・1ポイント</li> </ul>
	93	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産物の全量を契約販売する作物について、当該作物の作付に新たに取組む農家戸数が10%以上増加 50%以上・・・10ポイント</li> <li>40%以上・・・8ポイント</li> <li>30%以上・・・6ポイント</li> <li>20%以上・・・4ポイント</li> <li>10%以上・・・2ポイント</li> <li>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別92の成果目標を選択することはできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産物の全量を契約販売する作物について、過去3年間で当該作物の作付に取組む農家戸数が10%以上増加。 50%以上・・・5ポイント</li> <li>40%以上・・・4ポイント</li> <li>30%以上・・・3ポイント</li> <li>20%以上・・・2ポイント</li> <li>10%以上・・・1ポイント</li> </ul>

94	<p>・10 a 当たりの生産コスト（物財費）を5%以上削減。  17%以上・・・10ポイント  14%以上・・・8ポイント  11%以上・・・6ポイント  8%以上・・・4ポイント  5%以上・・・2ポイント  また、きのこ（マッシュルームを除く。）については、当該品目の生産コスト（単位収量当たりの費用合計）を10%以上削減  80%以上・・・10ポイント  60%以上・・・8ポイント  40%以上・・・6ポイント  20%以上・・・4ポイント  10%以上・・・2ポイント</p>	<p>・10 a 当たりの生産コスト（物財費）が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。  86%以下・・・5ポイント  90%以下・・・4ポイント  93%以下・・・3ポイント  97%以下・・・2ポイント  100%以下・・・1ポイント  又は、  ・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（14,000円/10 a）と比較して107%以下。  93%以下・・・5ポイント  97%以下・・・4ポイント  100%以下・・・3ポイント  103%以下・・・2ポイント  107%以下・・・1ポイント  ・きのこ（マッシュルームを除く。）については、現状の当該品目の生産コスト（単位収量当たりの費用合計）が3%以上高い  60.0%以上・・・5ポイント  45.8%以上・・・4ポイント  31.5%以上・・・3ポイント  17.3%以上・・・2ポイント  3.0%以上・・・1ポイント</p>
95	<p>・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。  30%以上・・・10ポイント  25%以上・・・8ポイント  20%以上・・・6ポイント  15%以上・・・4ポイント  10%以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。  72%以下・・・5ポイント  79%以下・・・4ポイント  86%以下・・・3ポイント  93%以下・・・2ポイント  100%以下・・・1ポイント  又は、  ・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（5.0h/10 a）と比較して114%以下。  86%以下・・・5ポイント  93%以下・・・4ポイント  100%以下・・・3ポイント  107%以下・・・2ポイント  114%以下・・・1ポイント</p>
96	<p>・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。  ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。  ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。  ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。  ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等）をいう。  25.0ポイント以上・・・10ポイント  22.5ポイント以上・・・8ポイント  20.0ポイント以上・・・6ポイント  17.5ポイント以上・・・4ポイント  15.0ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。  ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。  ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。  ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。  ※カイコについては、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種をいう（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等）をいう。  20%以上・・・5ポイント  19%以上・・・4ポイント  18%以上・・・3ポイント  17%以上・・・2ポイント  16%以上・・・1ポイント</p>
97	<p>・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。  10ポイント以上・・・10ポイント  8ポイント以上・・・8ポイント  7ポイント以上・・・6ポイント  6ポイント以上・・・4ポイント  5ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・現状の搾油歩留まりが25%以上。  37%以上・・・5ポイント  34%以上・・・4ポイント  31%以上・・・3ポイント  28%以上・・・2ポイント  25%以上・・・1ポイント</p>
98	<p>・葉たばこの上位等級（A品）比率が、現状に対して5ポイント以上高い。  13ポイント以上・・・10ポイント  11ポイント以上・・・8ポイント  9ポイント以上・・・6ポイント  7ポイント以上・・・4ポイント  5ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級（A品）比率が、全国平均に対して5%以上高い。  13%以上・・・5ポイント  11%以上・・・4ポイント  9%以上・・・3ポイント  7%以上・・・2ポイント  5%以上・・・1ポイント</p>
99	<p>・単収を8%以上増加。  18.0%以上・・・10ポイント  15.5%以上・・・8ポイント</p>	<p>・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して2%以上高い。  8.0%以上・・・5ポイント</p>

	<p>13.0%以上・・・6ポイント  10.5%以上・・・4ポイント  8.0%以上・・・2ポイント  また、きのこ（マッシュルームを除く。）については、当該品目1日・1人当たりの収量を3%以上増加  30%以上・・・10ポイント  20%以上・・・8ポイント  10%以上・・・6ポイント  6%以上・・・4ポイント  3%以上・・・2ポイント</p>	<p>6.5%以上・・・4ポイント  5.0%以上・・・3ポイント  3.5%以上・・・2ポイント  2.0%以上・・・1ポイント  又は、  ・事業実施地区における排水対策実施面積の割合が65%以上。  85%以上・・・5ポイント  80%以上・・・4ポイント  75%以上・・・3ポイント  70%以上・・・2ポイント  65%以上・・・1ポイント  ・きのこ（マッシュルームを除く。）については、現状の当該品目の1日・1人当たりの収量が当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い  62.0%以上・・・5ポイント  47.3%以上・・・4ポイント  32.5%以上・・・3ポイント  17.8%以上・・・2ポイント  3.0%以上・・・1ポイント</p>
100	<p>・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。  ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。  ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。  25.0ポイント以上・・・10ポイント  22.5ポイント以上・・・8ポイント  20.0ポイント以上・・・6ポイント  17.5ポイント以上・・・4ポイント  15.0ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。  ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。  ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。  40%以上・・・5ポイント  34%以上・・・4ポイント  28%以上・・・3ポイント  22%以上・・・2ポイント  16%以上・・・1ポイント</p>
101	<p>・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格（原料価格に換算）が50%以上増加。  150%以上・・・10ポイント  125%以上・・・8ポイント  100%以上・・・6ポイント  75%以上・・・4ポイント  50%以上・・・2ポイント</p>	<p>・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88%以上。  ※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上。  112%以上・・・5ポイント  106%以上・・・4ポイント  100%以上・・・3ポイント  94%以上・・・2ポイント  88%以上・・・1ポイント</p>
102	<p>・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積が10ポイント以上増加。  35ポイント以上・・・10ポイント  28ポイント以上・・・8ポイント  22ポイント以上・・・6ポイント  16ポイント以上・・・4ポイント  10ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積の割合が30%以上。  50%以上・・・5ポイント  45%以上・・・4ポイント  40%以上・・・3ポイント  35%以上・・・2ポイント  30%以上・・・1ポイント</p>
果樹	<p>「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の一環として、都道府県が策定する「農業用ハウス災害被害防止計画」に基づき、低コスト耐候性ハウスを整備する場合には、基礎点として2ポイントを付与する。ただし、基礎点に達成すべき成果目標及び現況値のポイントを加えた合計は30ポイントを上限とする。</p>	
103	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。  15ポイント以上・・・10ポイント  12ポイント以上・・・8ポイント  9ポイント以上・・・6ポイント  6ポイント以上・・・4ポイント  3ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3.0ポイント以上増加。  16.0ポイント以上・・・5ポイント  12.8ポイント以上・・・4ポイント  9.5ポイント以上・・・3ポイント  6.3ポイント以上・・・2ポイント  3.0ポイント以上・・・1ポイント  ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
104	<p>・当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を1ポイント以上増加。  9ポイント以上・・・10ポイント  7ポイント以上・・・8ポイント  5ポイント以上・・・6ポイント  3ポイント以上・・・4ポイント  1ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が1.0%以上。  38.0%以上・・・5ポイント  28.8%以上・・・4ポイント  19.5%以上・・・3ポイント  10.3%以上・・・2ポイント  1.0%以上・・・1ポイント</p>
105	<p>・当該品目の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3ポイント以上増加。</p>	<p>・現状の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種の出荷量又は栽培面積の割合が3.0%以上。</p>

	<p>15ポイント・・・・・・・・・・10ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>24.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント  18.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント  13.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント  8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
106	<p>・当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。  15%以上・・・・・・・・・・10ポイント  12%以上・・・・・・・・・・8ポイント  9%以上・・・・・・・・・・6ポイント  6%以上・・・・・・・・・・4ポイント  3%以上・・・・・・・・・・2ポイント  ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、  類別107のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別108  のうち「単位収量当たりの労働時間」及び類別115のう  ち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択する  ことはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生  産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」  における全国又は当該都道府県の平均収量に対  して3%以上高い。  15%以上・・・・・・・・・・5ポイント  12%以上・・・・・・・・・・4ポイント  9%以上・・・・・・・・・・3ポイント  6%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
107	<p>・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当  たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収  量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）  を5%以上縮減。  20%以上・・・・・・・・・・10ポイント  16%以上・・・・・・・・・・8ポイント  13%以上・・・・・・・・・・6ポイント  9%以上・・・・・・・・・・4ポイント  5%以上・・・・・・・・・・2ポイント  ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コス  ト」を選択した場合は、類別108の成果目標を選択する  ことはできない。  ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量  当たりの費用合計」を選択した場合は、類別106の成果  目標を選択することはできない。  ※一つの取組において、本成果目標のうち「流通コス  ト」を選択した場合は、類別148の成果目標を選択する  ことはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収  量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は  単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除  く。）が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%  以上低い。  22.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント  17.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント  12.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント  7.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
108	<p>・当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間  を5%以上縮減。  33%以上・・・・・・・・・・10ポイント  26%以上・・・・・・・・・・8ポイント  19%以上・・・・・・・・・・6ポイント  12%以上・・・・・・・・・・4ポイント  5%以上・・・・・・・・・・2ポイント  ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合  は、類別107のうち「生産コスト」の成果目標を選択す  ることはできない。  ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量  当たりの労働時間」を選択した場合は、類別106の成果  目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働  時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以  上短い。  20%以上・・・・・・・・・・5ポイント  15%以上・・・・・・・・・・4ポイント  10%以上・・・・・・・・・・3ポイント  5%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
109	<p>・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取  引の割合を3ポイント以上増加。  15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント  ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、  類別116の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める  契約取引の割合が3.0%以上。  34.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント  26.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント  18.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント  10.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
110	<p>・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向  けの割合を3ポイント以上増加。  15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める  加工向けの割合が3%以上。  15%以上・・・・・・・・・・5ポイント  12%以上・・・・・・・・・・4ポイント  9%以上・・・・・・・・・・3ポイント  6%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
111	<p>・当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める海外向け  の割合を1ポイント以上増加。  5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント  ※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつ  ては、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸  出向けの割合が1%以上。  5%以上・・・・・・・・・・5ポイント  4%以上・・・・・・・・・・4ポイント  3%以上・・・・・・・・・・3ポイント  2%以上・・・・・・・・・・2ポイント  1%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>

112	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※「被害発生年度」とは、当該産地において、市町村が被害額を計上した年度をいう。</p>	<p>・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
113	<p>・当該品目の10a当たりの収量が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均収量に対して5%以上高い。</p> <p>32%以上・・・・・・・・・・10ポイント  25%以上・・・・・・・・・・8ポイント  19%以上・・・・・・・・・・6ポイント  12%以上・・・・・・・・・・4ポイント  5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。</p> <p>40.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント  30.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント  21.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント  12.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別114の現況値を選択することはできない。</p>
114	<p>・当該品目の目標年度までの病害虫による平均被害率を5ポイント以上低減。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別113の成果目標を選択することはできない。  ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント  12%以上・・・・・・・・・・4ポイント  9%以上・・・・・・・・・・3ポイント  6%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別113の現況値を選択することはできない。</p>
115	<p>・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント  12%以上・・・・・・・・・・8ポイント  9%以上・・・・・・・・・・6ポイント  6%以上・・・・・・・・・・4ポイント  3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別106の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間の当該品目又は果樹の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・5ポイント  12%以上・・・・・・・・・・4ポイント  9%以上・・・・・・・・・・3ポイント  6%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
116	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。</p> <p>50%・・・・・・・・・・15ポイント  40%・・・・・・・・・・12ポイント  30%・・・・・・・・・・9ポイント  20%・・・・・・・・・・6ポイント  10%・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別109の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>※当該類別については、新規導入品目に限る</p>
<p>野菜 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の一環として、都道府県が策定する「農業用ハウス災害被害防止計画」に基づき、低コスト耐候性ハウスを整備する場合には、基礎点として2ポイントを付与する。ただし、基礎点に達成すべき成果目標及び現況値のポイントを加えた合計は30ポイントを上限とする。</p>		
117	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。</p> <p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を4ポイント以上増加。</p> <p>20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。</p> <p>27%以上・・・・・・・・・・5ポイント  21%以上・・・・・・・・・・4ポイント  15%以上・・・・・・・・・・3ポイント  9%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
118	<p>・当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販</p>

	<p>図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの) の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>25ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの) の割合が5.0%以上。</p> <p>30.0%以上・・・・・・・・5ポイント 23.8%以上・・・・・・・・4ポイント 17.5%以上・・・・・・・・3ポイント 11.3%以上・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
119	<p>・当該品目の10a 当たり収量を3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>なお、低コスト耐候性ハウスの整備の場合は、当該品目の10a 当たり収量を4%以上増加。</p> <p>20%以上・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別120のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別121のうち「単位収量当たりの労働時間」、類別126及び類別128のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。</p> <p>62.0%以上・・・・・・・・5ポイント 47.3%以上・・・・・・・・4ポイント 32.5%以上・・・・・・・・3ポイント 17.8%以上・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
120	<p>・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）を5%以上縮減。</p> <p>21%以上・・・・・・・・10ポイント 17%以上・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別121の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別119の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「流通コスト」を選択した場合は、類別148の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。）が全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。</p> <p>60.0%以上・・・・・・・・5ポイント 45.8%以上・・・・・・・・4ポイント 31.5%以上・・・・・・・・3ポイント 17.3%以上・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
121	<p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。</p> <p>41%以上・・・・・・・・10ポイント 31%以上・・・・・・・・8ポイント 21%以上・・・・・・・・6ポイント 11%以上・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別120のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別119の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。</p> <p>24.0%以上・・・・・・・・5ポイント 18.8%以上・・・・・・・・4ポイント 13.5%以上・・・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
122	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>33ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.1%以上の場合は下記のとおりとする。</p> <p>・当該品目の契約取引数量を10%以上増加</p> <p>70%以上・・・・・・・・10ポイント 55%以上・・・・・・・・8ポイント 40%以上・・・・・・・・6ポイント 25%以上・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別129の成果目標を選択することはできない</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。</p> <p>48.0%以上・・・・・・・・5ポイント 37.3%以上・・・・・・・・4ポイント 26.5%以上・・・・・・・・3ポイント 15.8%以上・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※事業実施地区における当該品目の現状の出荷量が1%以上であり、かつ、契約取引数量が全国出荷量の0.1%以上の場合は、下記のとおりとする。</p> <p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。</p> <p>15.0%以上・・・・・・・・5ポイント 12.5%以上・・・・・・・・4ポイント 10.0%以上・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・1ポイント</p>



123	<p>・当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合を5ポイント以上増加。</p> <p>25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合が5%以上。</p> <p>49%以上・・・5ポイント 38%以上・・・4ポイント 27%以上・・・3ポイント 16%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント</p>
124	<p>・当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。</p> <p>5ポイント以上・・・10ポイント 4ポイント以上・・・8ポイント 3ポイント以上・・・6ポイント 2ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占める輸出向け出荷量又は作付面積の割合が5%以上。</p> <p>25%以上・・・5ポイント 20%以上・・・4ポイント 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント</p>
125	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。</p> <p>20ポイント以上・・・10ポイント 16ポイント以上・・・8ポイント 13ポイント以上・・・6ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。</p> <p>20%以上・・・5ポイント 15%以上・・・4ポイント 10%以上・・・3ポイント 5%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント</p>
126	<p>・当該品目の10a当たりの収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。</p> <p>32%以上・・・10ポイント 25%以上・・・8ポイント 19%以上・・・6ポイント 12%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。</p> <p>16.0%以上・・・5ポイント 12.8%以上・・・4ポイント 9.5%以上・・・3ポイント 6.3%以上・・・2ポイント 3.0%以上・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別127の現況値を選択することはできない。</p>
127	<p>・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。</p> <p>25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別126の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。</p> <p>15%以上・・・5ポイント 12%以上・・・4ポイント 9%以上・・・3ポイント 6%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別126の現況値を選択することはできない。</p>
128	<p>・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、類別119の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間の当該品目又は野菜の単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・5ポイント 12%以上・・・4ポイント 9%以上・・・3ポイント 6%以上・・・2ポイント 3%以上・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
129	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。</p> <p>50%・・・15ポイント 40%・・・12ポイント 30%・・・9ポイント 20%・・・6ポイント 10%・・・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別122の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>※当該類別については、新規導入品目に限る。</p>
花き	<p>「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の一環として、都道府県が策定する「農業用ハウス災害被害防止計画」に基づき、低コスト耐候性ハウスを整備する場合には、基礎点として2ポイントを付与する。ただし、基礎点に達成すべき成果目標及び現況値のポイントを加えた合計は30ポイントを上限とする。</p>	
130	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合を3ポイント以上増加。</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上</p>

	<p>15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>高い。  20%以上・・・・・・・・・・5ポイント  15%以上・・・・・・・・・・4ポイント  10%以上・・・・・・・・・・3ポイント  5%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
131	<p>・当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種(次に掲げる品種であって都道府県が認めたものをいう。)の出荷割合を3ポイント以上増加。  ① 都道府県が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種  ② 種苗会社又は生産者育種家が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種(新たに育成された品種であって、品種登録の出願公表日から5年以内のものに限る。)  ③ 事業実施主体若しくはその構成員自らが育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ただし、リレー出荷している場合にあつては、当該産地と他方の産地の生産者に限定して供給している品種を含む。  15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種の割合が10%以上。  38%以上・・・・・・・・・・5ポイント  31%以上・・・・・・・・・・4ポイント  24%以上・・・・・・・・・・3ポイント  17%以上・・・・・・・・・・2ポイント  10%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
132	<p>・当該品目の10a 当たり収量を3%以上増加。  15%以上・・・・・・・・・・10ポイント  12%以上・・・・・・・・・・8ポイント  9%以上・・・・・・・・・・6ポイント  6%以上・・・・・・・・・・4ポイント  3%以上・・・・・・・・・・2ポイント  ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別133のうち「単位収量当たりの費用合計」、類別134のうち「単位収量当たりの労働時間」、類別140及び類別141のうち「単位面積当たりの販売額」の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。  100%以上・・・・・・・・・・5ポイント  95%以上・・・・・・・・・・4ポイント  90%以上・・・・・・・・・・3ポイント  85%以上・・・・・・・・・・2ポイント  80%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
133	<p>・当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))を5%以上縮減。  20%以上・・・・・・・・・・10ポイント  16%以上・・・・・・・・・・8ポイント  13%以上・・・・・・・・・・6ポイント  9%以上・・・・・・・・・・4ポイント  5%以上・・・・・・・・・・2ポイント  ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別134の成果目標を選択することはできない。  ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別132の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の生産コスト(単位面積又は単位収量当たりの費用合計)又は流通コスト(単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費(卸売手数料を除く。))が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。  100%以下・・・・・・・・・・5ポイント  105%以下・・・・・・・・・・4ポイント  110%以下・・・・・・・・・・3ポイント  115%以下・・・・・・・・・・2ポイント  120%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
134	<p>・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。  40%以上・・・・・・・・・・10ポイント  30%以上・・・・・・・・・・8ポイント  20%以上・・・・・・・・・・6ポイント  10%以上・・・・・・・・・・4ポイント  5%以上・・・・・・・・・・2ポイント  ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別133のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。  ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別132の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。  100%以下・・・・・・・・・・5ポイント  105%以下・・・・・・・・・・4ポイント  110%以下・・・・・・・・・・3ポイント  115%以下・・・・・・・・・・2ポイント  120%以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
135	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。  15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント  ※事業実施地区における当該品目の現状の出荷額が2億円以上の場合、下記のとおりとする。  ・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を2ポ</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。  15%以上・・・・・・・・・・5ポイント  12%以上・・・・・・・・・・4ポイント  9%以上・・・・・・・・・・3ポイント  6%以上・・・・・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>

	<p>イント以上増加。  10ポイント以上・・・・・・・・10ポイント  8ポイント・・・・・・・・8ポイント  6ポイント・・・・・・・・6ポイント  4ポイント・・・・・・・・4ポイント  2ポイント・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、  類別142の成果目標を選択することはできない。</p>	
136	<p>・当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合を5ポイント増加。  40ポイント以上・・・・・・・・10ポイント  30ポイント以上・・・・・・・・8ポイント  20ポイント以上・・・・・・・・6ポイント  10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合が、全国値に対して3ポイント以上高い。  15ポイント以上・・・・・・・・5ポイント  12ポイント以上・・・・・・・・4ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・3ポイント  6ポイント以上・・・・・・・・2ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・1ポイント</p>
137	<p>・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量は出荷額の割合を1ポイント以上増加。  5ポイント以上・・・・・・・・10ポイント  4ポイント以上・・・・・・・・8ポイント  3ポイント以上・・・・・・・・6ポイント  2ポイント以上・・・・・・・・4ポイント  1ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※農畜産物輸出に向けた体制整備の取組にあつては、  本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合が5%以上。  25%以上・・・・・・・・5ポイント  20%以上・・・・・・・・4ポイント  15%以上・・・・・・・・3ポイント  10%以上・・・・・・・・2ポイント  5%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
138	<p>・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、  外観品質）の割合が、事業実施前5年の被害（病虫害を除く。）  発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。  20ポイント以上・・・・・・・・10ポイント  16ポイント以上・・・・・・・・8ポイント  13ポイント以上・・・・・・・・6ポイント  9ポイント以上・・・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。  20%以上・・・・・・・・5ポイント  15%以上・・・・・・・・4ポイント  10%以上・・・・・・・・3ポイント  5%以上・・・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・・・1ポイント</p>
139	<p>・当該品目の10a 当たり収量が、事業実施前5年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。  32%以上高い・・・・・・・・10ポイント  25%以上高い・・・・・・・・8ポイント  19%以上高い・・・・・・・・6ポイント  12%以上高い・・・・・・・・4ポイント  5%以上高い・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・現状の当該品目の10a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。  100%以上・・・・・・・・5ポイント  95%以上・・・・・・・・4ポイント  90%以上・・・・・・・・3ポイント  85%以上・・・・・・・・2ポイント  80%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、  類別140の現況値を選択することはできない。</p>
140	<p>・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。  25ポイント以上・・・・・・・・10ポイント  20ポイント以上・・・・・・・・8ポイント  15ポイント以上・・・・・・・・6ポイント  10ポイント以上・・・・・・・・4ポイント  5ポイント以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、  類別139の成果目標を選択することはできない。  ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、  本成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・現状の当該品目の10a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。  100%以上・・・・・・・・5ポイント  95%以上・・・・・・・・4ポイント  90%以上・・・・・・・・3ポイント  85%以上・・・・・・・・2ポイント  80%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、  類別139の現況値を選択することはできない。</p>
141	<p>・当該品目の単位面積又は単位収量当たりの販売額を3%以上増加。  15%以上・・・・・・・・10ポイント  12%以上・・・・・・・・8ポイント  9%以上・・・・・・・・6ポイント  6%以上・・・・・・・・4ポイント  3%以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標のうち「単位面積当たりの販売額」を選択した場合は、  類別132の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>・過去5年間の当該品目又は花きの単位面積又は単位収量当たりの販売額が3%以上増加。  15%以上・・・・・・・・5ポイント  12%以上・・・・・・・・4ポイント  9%以上・・・・・・・・3ポイント  6%以上・・・・・・・・2ポイント  3%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
142	<p>・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が10%以上。  50%・・・・・・・・15ポイント  40%・・・・・・・・12ポイント  30%・・・・・・・・9ポイント  20%・・・・・・・・6ポイント  10%・・・・・・・・3ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、</p>	<p>※当該類別については、新規導入品目に限る。</p>

		類別132の成果目標を選択することはできない。	
環境保全型農業	143	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>30ポイント以上・・・10ポイント 25ポイント以上・・・8ポイント 20ポイント以上・・・6ポイント 15ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合が5%以上。</p> <p>30%以上・・・5ポイント 25%以上・・・4ポイント 20%以上・・・3ポイント 15%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント</p>
	144	<p>・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者（持続性の高い農業生産式の導入の促進に関する法律（平成11年7月28日法律第110号。以下「持続農業法」という。）に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている農業者の合計）の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>50ポイント以上・・・10ポイント 40ポイント以上・・・8ポイント 25ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。</p> <p>40ポイント以上・・・10ポイント 30ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>○環境保全型農業に取り組む農業者の増加を成果目標とする場合</p> <p>・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が5%以上。</p> <p>40%以上・・・5ポイント 30%以上・・・4ポイント 20%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント</p> <p>○環境保全型農業に取り組む面積の増加を成果目標とする場合</p> <p>・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。</p> <p>60%以上・・・5ポイント 50%以上・・・4ポイント 40%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 25%以上・・・1ポイント</p>
	145	<p>・販売金額又は販売数量を3%以上増加。</p> <p>11%以上・・・10ポイント 9%以上・・・8ポイント 7%以上・・・6ポイント 5%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント</p>	<p>・過去5年間における販売金額又は販売数量の増加割合が1%以上増加。</p> <p>5%以上・・・5ポイント 4%以上・・・4ポイント 3%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント</p>
	146	<p>・受益地区内において事業対象とする地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。</p> <p>70ポイント以上・・・10ポイント 55ポイント以上・・・8ポイント 40ポイント以上・・・6ポイント 25ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント</p>	<p>・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上</p> <p>10%以上・・・5ポイント 7%以上・・・4ポイント 5%以上・・・3ポイント 3%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント</p>
国産原材料サプライチェーン構築	147	<p>・基本契約を締結している生産者と中間事業者の間の取引数量を10%以上増加。</p> <p>100%以上・・・10ポイント 75%以上・・・8ポイント 50%以上・・・6ポイント 25%以上・・・4ポイント 10%以上・・・2ポイント</p> <p>又は</p> <p>・当該品目について、加工・業務用向け取引に初めて取り組む場合等、上記の目標値の算出が不可能な場合は、当該取引段階における全出荷量のうち、協議会内出荷量の割合を5%以上増加するものとする。なお、本成果目標の設定に当たっては、成果目標年度において、全ての構成員が協議会内の上荷量を増加させること、かつ、協議会外への上荷量を含めた全体的な出荷量を現状以上増加させることを前提とする。</p> <p>50%以上・・・10ポイント 38%以上・・・8ポイント 27%以上・・・6ポイント 16%以上・・・4ポイント 5%以上・・・2ポイント</p>	<p>・生産者、中間事業者及び食品製造事業者等による一体的な取組を行っている。</p> <p>協議会を組織して取り組んでいる ・・・5ポイント</p> <p>※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が国産原材料の供給拡大に向けた取組であることとする。</p>
青果物広域流通システム構築	148	<p>・流通コスト（単位数量当たりの集出荷・販売経費）を5%以上縮減。</p> <p>20%以上・・・10ポイント 16%以上・・・8ポイント</p>	<p>・生産者及び流通業者による一体的な取組を行っている。</p> <p>協議会を組織して取り組んでいる ・・・5ポイント</p>

		<p>13%以上・・・・・・・・・・6ポイント  9%以上・・・・・・・・・・4ポイント  5%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別107及び類別120のうち「流通コスト」の成果目標を選択することはできない。</p>	<p>※なお、協議会とは、代表者、組織及び運営についての会則が策定されており、その事業内容が成果物の流通コストの縮減に向けた取組であることとする。</p>
農畜産物輸出に向けた体制整備※本成果目標中において、HACCP等認定とは、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)に基づく高度化計画及び高度化基盤整備計画の認定とする。	149	<p>・以下の①及び②の中の1つを選択するものとする。  ①耕種作物で既に輸出実績がある場合は、総出荷量又は総出荷額に占める輸出向け出荷量又は出荷額の割合が3%以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合(※)  20%以上増・・・・・・・・・・10ポイント  15%以上増・・・・・・・・・・8ポイント  10%以上増・・・・・・・・・・6ポイント  また、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合(※)  5%以上・・・・・・・・・・10ポイント  4%以上・・・・・・・・・・8ポイント  3%以上・・・・・・・・・・6ポイント  なお、新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷量(※)  10トン以上・・・・・・・・・・10ポイント  9トン以上・・・・・・・・・・9ポイント  8トン以上・・・・・・・・・・8ポイント  7トン以上・・・・・・・・・・7ポイント  6トン以上・・・・・・・・・・6ポイント</p> <p>※本成果目標を選択する取組主体事業計画は、実施要領第4の5の(1)の⑤の産地パワーアップ計画の成果目標との整合性を図ること。  ・上記に加え、以下の②から⑨までの1つ以上を選択できるものとする。  ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。  ②GAP等を取得していること・・・1ポイント  ③HACCP等認定(民間認証を含む。)を取得すること・・・・・・・・1ポイント  ④輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施すること・・・・1ポイント  ⑤上記の②から④までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること  ・・・・・・・・1ポイント  ⑥施設整備により輸出品目を追加(新規の取組の場合、2品目以降)  ・・・・(1か国につき)1ポイント</p> <p>※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。  ただし、農産物については、6桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。  ⑦輸出先国開催の商談会等に参加  ・・・・・・・・1ポイント  ⑧コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と輸出用米の複数年契約を締結する場合  ・・・・・・・・1ポイント  ⑨有機JAS認証を取得すること  ・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※現況値ポイントで②から⑤まで又は⑦を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。</p>	<p>・以下の①から⑩までの中から1つを選択するものとする。  ①事業実施主体(その構成員または委任管理者を含む)が直近5年間に農畜産物に関しての輸出実績があること。・・・・5ポイント  ②輸出先国の求めに応じた生産園地、選果技術員等の登録を実施していること。  (例)台湾向けリンゴの園地、選果こん包施設の登録等  米国向け梨の生産地域の指定等  ・・・・・・・・5ポイント  ③GAPについて、以下のいずれかであること  ・・・・・・・・4ポイント  ・CAP認証を取得していること  ・GAP取得チャレンジシステムに則って生産し、第三者による確認を受けていること。  ④HACCP等認定を取得していること  ・・・・・・・・4ポイント  ⑤事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること  ・・・・・・・・3ポイント  ⑥輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること  ・・・・・・・・2ポイント  ⑦輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること  ・・・・・・・・1ポイント  ⑧輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・・・・・・1ポイント  ⑨コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合・・・・・・・・5ポイント  ⑩有機JAS認証を取得していること  ・・・・・・・・4ポイント</p>
共通	150	<p>生産コスト(※1)又は集出荷コスト(※2)を10%以上削減。  10%以上削減・・・・・・・・10ポイント  6%以上削減・・・・・・・・6ポイント</p> <p>(※1)単位面積又は重量当たりの全生産コストとする。  (※2)共同利用施設の運営コストとする。  ※成果目標に実施要領第4の5の(1)の①を設定する場合に選択できるものとする。</p>	<p>生産コスト(※1)又は集出荷コスト(※2)について、都道府県平均値より2%以上下回る場合。  10%以上下回る・・・・・・・・5ポイント  6%以上下回る・・・・・・・・4ポイント  2%以上下回る・・・・・・・・3ポイント</p>
	151	<p>販売額又は所得額(※)を10%以上増加。  10%以上増加・・・・・・・・10ポイント  6%以上増加・・・・・・・・6ポイント</p> <p>(※)原則、単位面積当たりの販売額又は所得額とす</p>	<p>販売額又は所得額(※)について、都道府県平均値より2%以上上回る場合  10%以上上回る・・・・・・・・5ポイント  6%以上上回る・・・・・・・・4ポイント  2%以上上回る・・・・・・・・3ポイント</p>

	る。 ただし、都道府県が地域としての高収益化（収益性の高い品目・品種（単位面積当たりの販売額が地域の全品目平均に比べ特に高い品目・品種）の面積拡大や、全国・地域段階で実需者（市場、食品事業者等）から求められている品目・品種及び用途（国内消費⇒輸出用、家庭用⇒加工業務用等）の販売量の増加に資すると判断する場合は、「総販売額又は総所得額」とすることもできる。 ※成果目標に実施要領第4の5の（1）の②を設定する場合に選択できるものとする。	
152	労働生産性を10%以上向上。  10%以上向上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上向上・・・・・・・・・・6ポイント  ※成果目標に実施要領第4の5の（1）の⑥を設定する場合に選択できるものとする。	労働生産性について、都道府県平均値より2%以上上回る場合。 10%以上上回る・・・・・・・・・・5ポイント 6%以上上回る・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上上回る・・・・・・・・・・3ポイント

3 同じメニューの中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

メニュー	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用※米、麦又は大豆の乾燥調製、保管に係る施設	1	○施設の再編利用による利用率の向上 ・以下の①の取組を必須とし、②又は③のいずれかの取組を選択するものとする。 ①再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・5ポイント 92%以上・・・・・・・・・・4ポイント 88%以上・・・・・・・・・・3ポイント 84%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント ②再編後の施設の利用率の伸び幅が10ポイント以上。 30ポイント以上・・・・・・・・5ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・3ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・1ポイント ③再編後の施設の運営コスト又は利用料金を3%以上低減。 7%・・・・・・・・・・5ポイント 6%・・・・・・・・・・4ポイント 5%・・・・・・・・・・3ポイント 4%・・・・・・・・・・2ポイント 3%・・・・・・・・・・1ポイント	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱別記1のⅡ-2の第1の1に定める都道府県の重点再編地域（以下「重点再編地域」という。）に選定されている。 ・・・・・・・・・・5ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・1ポイント ※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稻作付面積を現在の地域の水稻作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。 ③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上（上昇）・・・3ポイント 0ポイント以上（上昇）・・・2ポイント 5ポイント以下（低下）・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。 ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・2ポイント ⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合・・・・・・・・2ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・・・・・・・・2ポイント
	2	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 96%以上・・・・・・・・・・5ポイント 92%以上・・・・・・・・・・4ポイント 88%以上・・・・・・・・・・3ポイント 84%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。 ①重点再編地域に選定されている。 ・・・・・・・・・・5ポイント ②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・3ポイント

	<p>80%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・策定する再編利用計画において、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、当該施設において以下のいずれかを新たに取組む場合</p> <p>①担い手で構成される組織が施設運営を行う計画又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与に取組む計画となっている場合 ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>②担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取組む計画となっている場合 ・・・・・・・・・・3ポイント</p>	<p>85%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。</p> <p>③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。</p> <p>5ポイント以上（上昇）・・・・3ポイント</p> <p>0ポイント以上（上昇）・・・・2ポイント</p> <p>5ポイント以下（低下）・・・・1ポイント</p> <p>※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。</p> <p>④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。</p> <p>⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・・・・・・・・2ポイント</p>
3	<p>○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換</p> <p>・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>96%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>92%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>88%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>84%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・策定する再編利用計画において、当該施設で以下のいずれかを新たに取組む場合</p> <p>①事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合 ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>※作付面積比率=A/B</p> <p>A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（又は上位1麦種）を除いた作付面積の合計</p> <p>B：事業実施地区における麦作付面積</p> <p>②人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ハイバインピッキングアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト削減に取り組む場合 ・・・・・・・・・・3ポイント</p>	<p>・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。</p> <p>①重点再編地域に選定されている。 ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>95%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>90%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>85%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。</p> <p>③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。</p> <p>5ポイント以上（上昇）・・・・3ポイント</p> <p>0ポイント以上（上昇）・・・・2ポイント</p> <p>5ポイント以下（低下）・・・・1ポイント</p> <p>※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。</p> <p>④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。</p> <p>⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・・・・・・・・2ポイント</p>
4	<p>○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換</p> <p>・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>96%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>92%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>88%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>84%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>かつ、</p> <p>・再編利用計画に基づく事業実施地区において、以下</p>	<p>・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。</p> <p>①重点再編地域に選定されている。 ・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱量を当初計画の施設能力で除して算出）が80%以上。</p> <p>100%以上・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>95%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>90%以上・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>85%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p> <p>80%以上・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の</p>

	<p>のいずれかを取り組む場合 (ただし、現況値より増加させる場合のみ選択できることとする。)</p> <p>①担い手への農地集積が60%以上 80%以上・・・5ポイント 75%以上・・・4ポイント 70%以上・・・3ポイント 65%以上・・・2ポイント 60%以上・・・1ポイント 又は ②新規需要米、麦、大豆の団地化率が60%以上 80%以上・・・5ポイント 75%以上・・・4ポイント 70%以上・・・3ポイント 65%以上・・・2ポイント 60%以上・・・1ポイント</p>	<p>地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。</p> <p>③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上(上昇)・・・3ポイント 0ポイント以上(上昇)・・・2ポイント 5ポイント以下(低下)・・・1ポイント</p> <p>※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。</p> <p>④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・2ポイント</p> <p>⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・2ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。</p> <p>⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・2ポイント</p>	
5	<p>○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換</p> <p>・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物(米、麦、大豆)の予定取扱量を再編後の施設能力で除して算出)が80%以上。 96%以上・・・5ポイント 92%以上・・・4ポイント 88%以上・・・3ポイント 84%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント</p> <p>かつ、 ・再編利用計画に基づく事業実施地区において、効率的な作業を行うため、以下のいずれかを取り組む場合(ただし、現状値より増加させる場合のみ選択できることとする。)</p> <p>①基幹作業の全てを地区内の担い手に委託する計画となっている場合・・・5ポイント ②基幹作業のうち2以上を地区内の担い手に委託する計画となっている場合・・・3ポイント</p> <p>※「基幹作業」とは以下の①から④までをいう。 ①耕起・整地 ②播種・移植 ③収穫 ④乾燥・調製</p>	<p>・以下の①から③までのいずれかを選択するものとする。</p> <p>①重点再編地域に選定されている。 ・・・5ポイント</p> <p>②現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率(現在の対象作物(米、麦、大豆等)の取扱量を当初計画の施設能力で除して算出)が80%以上。 100%以上・・・5ポイント 95%以上・・・4ポイント 90%以上・・・3ポイント 85%以上・・・2ポイント 80%以上・・・1ポイント</p> <p>※米については、利用率の算出に当たり、計画当時の地域の水稲作付面積を現在の地域の水稲作付面積で除して算出した値を、利用率に乗じて補正することとする。</p> <p>③過去5年間の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率の低下が5ポイント以下。 5ポイント以上(上昇)・・・3ポイント 0ポイント以上(上昇)・・・2ポイント 5ポイント以下(低下)・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> <p>※③を選択した場合には、下記の④から⑥までのいずれかのポイントについて加算できるものとする。</p> <p>④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、担い手で構成される組織が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や、担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ・・・2ポイント</p> <p>⑤現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、過去5年間に新規需要米、麦、大豆の作付を増やし、荷受日数の延長に取り組んでいる場合 ・・・2ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。</p> <p>⑥施設利用に占める担い手の割合が80%以上 ・・・2ポイント</p>	
集出荷貯蔵施設等再編利用(野菜、果樹、花き)	6	<p>・再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率(再編利用計画に基づく、再編後の対象作物の取り扱い量を再編後の処理能力で除して算出)が80%以上。 100%以上・・・10ポイント 95%以上・・・8ポイント 90%以上・・・6ポイント 85%以上・・・4ポイント 80%以上・・・2ポイント</p>	<p>・過去5年間の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率の低下が9ポイント以下。 23ポイント以上(上昇)・・・5ポイント 15ポイント以上(上昇)・・・4ポイント 7ポイント以上(上昇)・・・3ポイント 1ポイント以下・・・2ポイント 9ポイント以下・・・1ポイント</p> <p>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p>
農産物処理加工施設等再編利用(茶)	7	<p>・施設稼働率指数を直近値の4以上増加。(ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業日数を、当該都府県における年間操業日数の平均値で除し、100を乗じた数とする。)</p>	<p>・施設稼働率指数が102以上。 172以上・・・5ポイント 154以上・・・4ポイント 137以上・・・3ポイント</p>



	18以上・・・・・・・・・・10ポイント 15以上・・・・・・・・・・8ポイント 11以上・・・・・・・・・・6ポイント 8以上・・・・・・・・・・4ポイント 4以上・・・・・・・・・・2ポイント	119以上・・・・・・・・・・2ポイント 102以上・・・・・・・・・・1ポイント
8	・産物販売単価指数を直近値の5%以上増加。 (なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。) 22%以上・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・産物販売単価指数の過去3年間の増加率が3%以上。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
9	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。(なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶(下級茶という。)の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。) 44%以上・・・・・・・・・・10ポイント 36%以上・・・・・・・・・・8ポイント 27%以上・・・・・・・・・・6ポイント 18%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・・・・・・・・5ポイント 41以下・・・・・・・・・・4ポイント 43以下・・・・・・・・・・3ポイント 45以下・・・・・・・・・・2ポイント 47以下・・・・・・・・・・1ポイント
10	・契約取引指数を直近値より7以上増加。(なお、契約取引指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後100を乗じた数とする。) 35以上・・・・・・・・・・10ポイント 28以上・・・・・・・・・・8ポイント 21以上・・・・・・・・・・6ポイント 14以上・・・・・・・・・・4ポイント 7以上・・・・・・・・・・2ポイント	・契約取引指数の直近値が7以上。 44以上・・・・・・・・・・5ポイント 35以上・・・・・・・・・・4ポイント 26以上・・・・・・・・・・3ポイント 16以上・・・・・・・・・・2ポイント 7以上・・・・・・・・・・1ポイント
11	・10a 当たりの単収を直近値の8%以上増加。 24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 16%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。 18.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 14.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 11.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・1ポイント
12	・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。(ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。) 40以上・・・・・・・・・・10ポイント 33以上・・・・・・・・・・8ポイント 25以上・・・・・・・・・・6ポイント 18以上・・・・・・・・・・4ポイント 10以上・・・・・・・・・・2ポイント	・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。 25以上・・・・・・・・・・5ポイント 20以上・・・・・・・・・・4ポイント 15以上・・・・・・・・・・3ポイント 10以上・・・・・・・・・・2ポイント 5以上・・・・・・・・・・1ポイント
13	・産物1kg当たり生産コストを直近値の2%以上低減。(なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計とする。) 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・産物1kg当たり生産コストの過去3年間の低減率が1%以上。 11%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
14	・10a 当たり生産コスト(費用合計)を直近値の6%以上低減。 18%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・10a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。 34%以上・・・・・・・・・・10ポイント 29%以上・・・・・・・・・・8ポイント 24%以上・・・・・・・・・・6ポイント 19%以上・・・・・・・・・・4ポイント 14%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たり生産コスト(費用合計)の過去3年間の低減率が3%以上。 11%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・10a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上。 18%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 9.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 7%以上・・・・・・・・・・1ポイント

	15	<p>・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。(なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>45以上・・・・・・・・・・10ポイント  40以上・・・・・・・・・・8ポイント  35以上・・・・・・・・・・6ポイント  30以上・・・・・・・・・・4ポイント  25以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・直近の仕向先多様化指数が13以上。  35以上・・・・・・・・・・5ポイント  30以上・・・・・・・・・・4ポイント  24以上・・・・・・・・・・3ポイント  19以上・・・・・・・・・・2ポイント  13以上・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	16	<p>・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。(なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>24%以上・・・・・・・・・・10ポイント  20%以上・・・・・・・・・・8ポイント  15%以上・・・・・・・・・・6ポイント  11%以上・・・・・・・・・・4ポイント  6%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・直近の主要茶種指数が66以下。  34以下・・・・・・・・・・5ポイント  42以下・・・・・・・・・・4ポイント  50以下・・・・・・・・・・3ポイント  58以下・・・・・・・・・・2ポイント  66以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
	17	<p>・主要品種指数を直近値の2%以上低減。(なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。)</p> <p>34%以上・・・・・・・・・・10ポイント  26%以上・・・・・・・・・・8ポイント  18%以上・・・・・・・・・・6ポイント  10%以上・・・・・・・・・・4ポイント  2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・直近の主要品種指数が75以下。  50以下・・・・・・・・・・5ポイント  56以下・・・・・・・・・・4ポイント  63以下・・・・・・・・・・3ポイント  69以下・・・・・・・・・・2ポイント  75以下・・・・・・・・・・1ポイント</p>
国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化	18	<p>・再編整備に伴い廃止される工場に集荷されていたでん粉原料用いもの3割以上について新たな出荷先を確保。</p> <p>8割以上・・・・・・・・・・10ポイント  7割以上・・・・・・・・・・8ポイント  6割以上・・・・・・・・・・6ポイント  5割以上・・・・・・・・・・4ポイント  3割以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	<p>・再編に伴い廃止される工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた実績がある場合は、現況値ポイントとして10ポイント加算するものとする。</p>
	19	<p>・別途策定する再編合理化計画において契約作付面積又は集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント  10%以上・・・・・・・・・・8ポイント  8%以上・・・・・・・・・・6ポイント  5%以上・・・・・・・・・・4ポイント  3%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	
	20	<p>・別途作成する再編合理化計画を作成し再編を行う際に1以上の工場を廃止。</p> <p>3工場以上の廃止・・・・・・・・10ポイント  2工場の廃止・・・・・・・・8ポイント  1工場の廃止・・・・・・・・5ポイント</p>	
	21	<p>・再編にかかる全ての国内産いもでん粉工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けること。</p> <p>・・・・・・・・・・5ポイント</p>	
	22	<p>・再編後の工場の操業率が75%以上。</p> <p>95%以上・・・・・・・・・・10ポイント  90%以上・・・・・・・・・・8ポイント  85%以上・・・・・・・・・・6ポイント  80%以上・・・・・・・・・・4ポイント  75%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	
	23	<p>・再編後のトン当たり製造コストを2%以上削減。</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・10ポイント  8%以上・・・・・・・・・・8ポイント  6%以上・・・・・・・・・・6ポイント  4%以上・・・・・・・・・・4ポイント  2%以上・・・・・・・・・・2ポイント</p>	
	24	<p>・別途策定する再編合理化計画において集荷区域の作付又は収穫面積の増加、集荷量増加の取組を実施し、その増加割合が3%以上増加。</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・10ポイント</p>	

		10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	
	25	・再編にかかる全ての国内産糖工場が、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、経営の改善を図るための措置に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けること。 ・・・・・・・・・・5ポイント	

4 都道府県加算ポイント

2又は3までに定めるポイントに加え、以下の場合にはポイントを加算できるものとする。ただし、2から4までのポイントの合計は32ポイントを上限とする。

都道府県加算ポイントの内容	
	<p>整備事業の取組主体が策定する整備事業計画のうち、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断したものについて、加算対象とする取組主体事業計画を選択できることとする。</p> <p>これらの取組主体事業計画については、各都道府県において加算するポイントの合計が2ポイント（北海道にあっては、3ポイント）を超えない範囲で、1又は2ポイントを加算できるものとする。</p>

5 優先枠加算ポイント

2から4に定めるポイントに加え、以下に掲げる場合はポイントを加算できるものとする。ただし、2から5までのポイントの合計は37ポイントを上限とする。

優先枠加算ポイントの内容	
	<p>実施要領別紙1のⅡの(10)に定める中山間地域の体制整備の取組に該当する取組主体事業計画については、優先枠の範囲内で5ポイントを加算できるものとする。</p> <p>ただし、中山間地域所得向上計画と連携する産地パワーアップ計画の合計が優先枠の範囲内に満たない場合には、中山間地域所得向上計画と連携しない中山間地域の産地パワーアップ計画にも加算できるものとする。</p>